

都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会

報告書

(資料編)

2015年3月

総務省 都市部におけるコミュニティの発展方策に関する研究会

掲載事例

1. 「マンションの適正な維持管理に向けたコミュニティ形成に関する研究」
「マンションと地域の連携・共助による地域防災力強化に関する研究」
(国土交通省 国土交通政策研究所)
2. 「管理組合が主体となってコミュニティ活動に取り組む事例」
(サンシティ管理組合)
3. 「マンションの建築及び適正な管理の推進を目的とした条例でコミュニティを扱っている事例」
(東京都豊島区)
4. 「条例を制定し、情報共有方式を含めた災害時要援護者情報の提供を行う事例」
(横浜市)
5. 「自治会等による災害時要援護者支援の活動事例」
(東京都内の取組事例)
6. その他の取組事例（各主体のホームページへのリンク集）
 - ① 南街・桜が丘地域防災協議会
 - ② 京滋マンション管理対策協議会
 - ③ 金沢市
 - ④ サステナブル・コミュニティ研究会

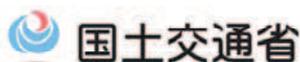
1. 「マンションの適正な維持管理に向けたコミュニティ形成に関する研究」

「マンションと地域の連携・共助による地域防災力強化に関する研究」

(国土交通省 国土交通政策研究所)

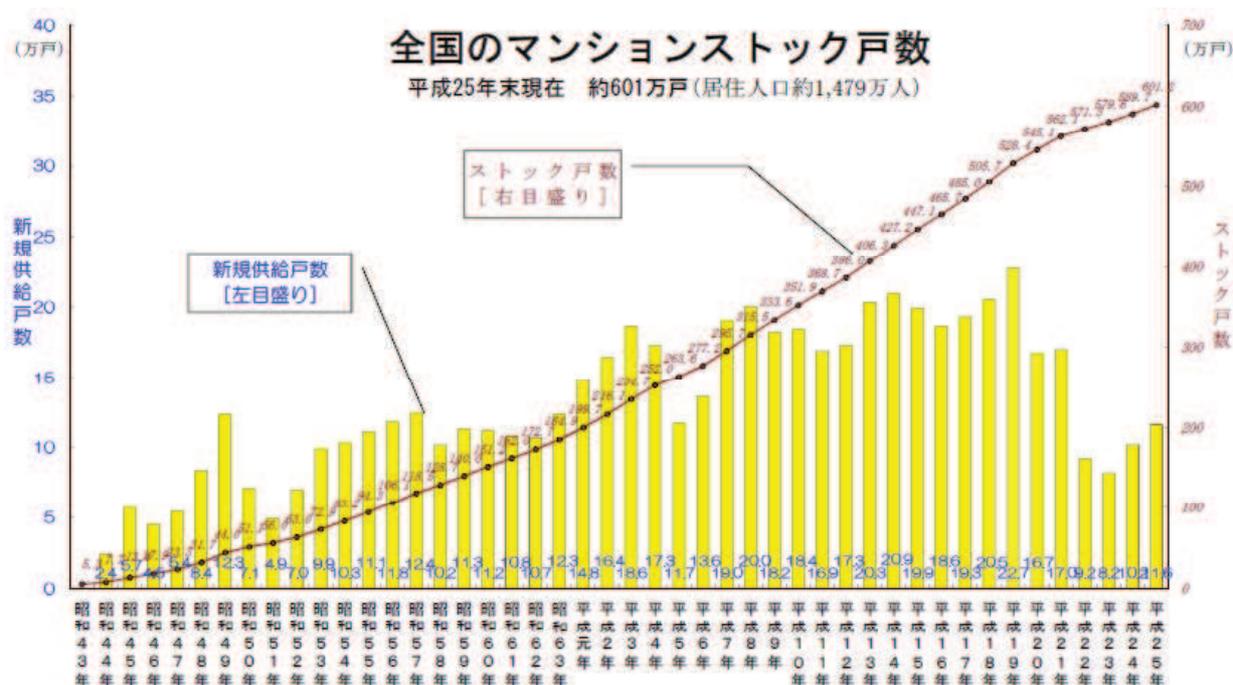
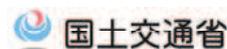
マンション・コミュニティの形成のポイントと マンションと地域の共助による地域防災力の 強化の方法

国土交通省 国土交通政策研究所

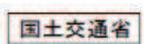


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

はじめに : マンションの概況



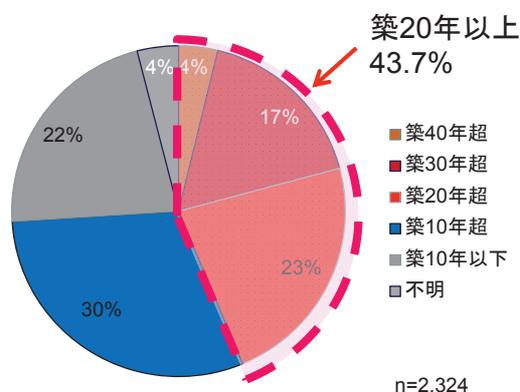
(注) 1. 新規供給戸数は、建築着工統計等を基に推計した。
 2. ストック戸数は、新規供給戸数の累積等を基に、各年末時点の戸数を推計した。
 3. ここでいうマンションとは、中高層(3階建て以上)・分譲・共同建て、鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄骨造の住宅をいう。
 4. マンションの居住人口は、平成22年国勢調査による1世帯当たり平均人員2.46を基に算出した。



■平成25年度 マンション総合調査結果(平成26年4月23日公表)

- 築年数別ストックは、
築20年以上が43.7%
平均築年数は、20.3年

- 平均戸数は101.1戸
昭和44年以前の築(築45年以上)の
平均戸数が 186.3戸と最も高い。



築年数別マンションストック割合

I コミュニティは マンション維持管理の基礎体力

～「マンションの適正な維持管理に向けた
コミュニティ形成に関する研究」から～
(国土交通政策研究 第91号 平成22年5月)

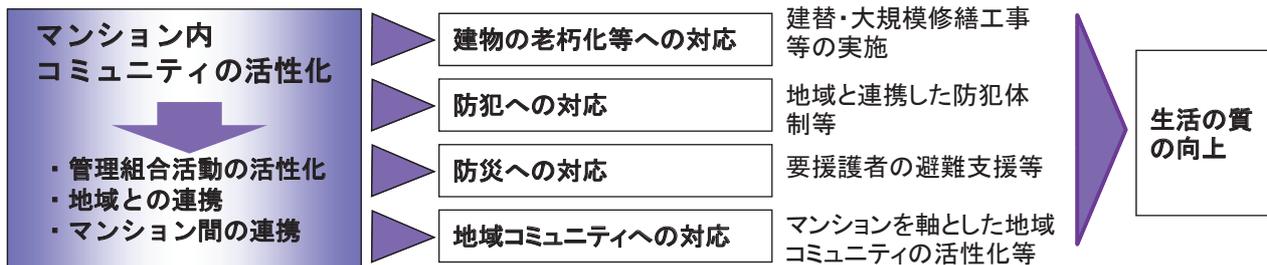
※H20マンション総合調査より

- ・区分所有者の約半数がマンションを「終の棲家」として認識*
- ・高経年マンションの増加とあわせ、居住者の高齢化が進行(2つの高齢化)
- ・防災や防犯、コミュニティの活力低下など、マンションと地域に共通する課題も存在

【仮説】

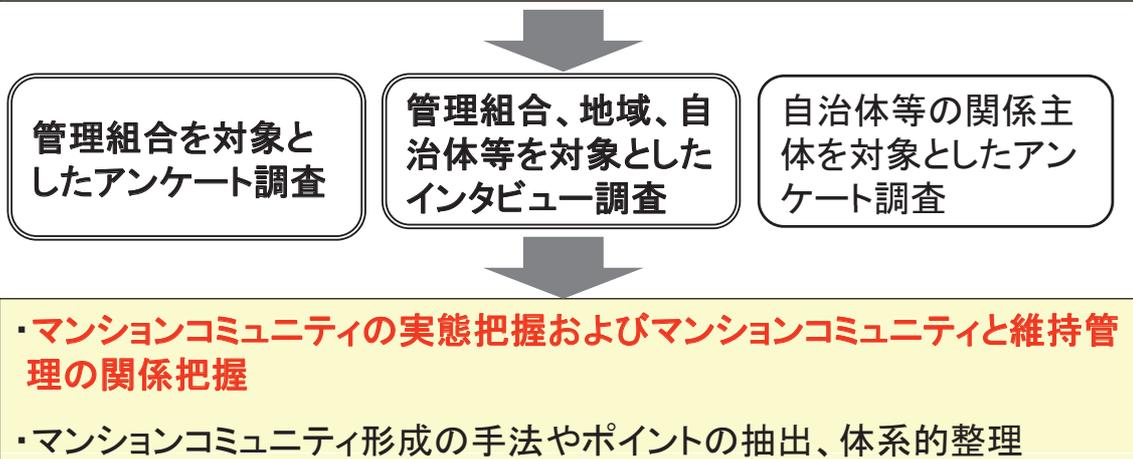


マンションをめぐる問題解決には、コミュニティ形成が有効な手段の一つと考えられるのではないかと？



研究の目的

- ・マンションをめぐる様々なコミュニティが、マンションの適正な維持管理に対してどのような役割を果たすのか？
- ・良好なコミュニティを形成し、適正な維持管理に結びつけるにはどうすればよいか？



- ・マンションコミュニティの実態把握およびマンションコミュニティと維持管理の関係把握
- ・マンションコミュニティ形成の手法やポイントの抽出、体系的整理

■ 本研究におけるコミュニティの定義、対象とするマンション

本研究でのコミュニティの定義

- マンションのコミュニティを考える場合、**空間的には**マンションの居住者間同士のもの、居住者と地域住民との**マンションとの内外**との関係がある。
- コミュニティとして、**日常**のコミュニケーション・付き合いと、イベント・行事やサークル等で見られる**活動的なもの**の2種類から把握することができる。
- さらに、活動については、建物管理・防犯・防災・福祉・清掃等の「**危機管理回避型**」と、親睦会・祭り・イベント等の「**楽しみ分かち合い型**」の2種類に分けられる。

本研究で対象とするマンション

- 分譲マンションにおける区分所有者、賃貸用住戸に居住する賃借人など居住者間のコミュニティおよびそれに関連する周辺地域、他マンションなどとのコミュニティを対象とする。
- 専ら賃貸用のマンションや分譲マンションであって、いわゆるリゾート型マンションやワンルームなど投資型マンション、賃貸化率が顕著に高いマンション等は**直接の対象としないもの**とする。

マンション・コミュニティについての 管理組合を対象とした調査結果

.....

■ 管理組合アンケート調査実施概要(平成20年11月～21年2月実施)

(目的)

- マンションコミュニティの現状把握、コミュニティと管理等の関係把握

(調査対象)

- マンション管理組合 3,150件郵送配布、1,094件から回答(回収率34.7%)

(主な調査項目)

- マンションの居住者同士のコミュニティの状況
- 地域とのコミュニティの状況
- 維持管理の状況
 - ・ 理事会等の開催頻度、生活ルール、防犯・防災・高齢者対策など
- マンションの概要(諸元)

(アンケート調査票での定義)

- コミュニケーション: 「顔が分かる」「あいさつをかわす」「会話をする」「一緒に遊ぶことがある」「重要な相談やお願いができる」の5分類
- コミュニティ活動: イベントや行事

■ マンションの規模、階数によるマンションタイプ4分類



① 小規模型
〔1棟で6階以下または18階以下の場合は50戸以下〕



② 中大規模・高層型
〔7階以上18階以下で51戸以上〕



③ 団地型
〔2棟以上で6階以下または18階以下の場合は50戸以下〕



④ 超高層型〔19階以上〕

■ 管理組合運営上の課題

管理組合運営上の課題としては、「区分所有者の高齢化」のほか、「管理組合活動に無関心な区分所有者の増加」、「理事の選任が困難」が続く

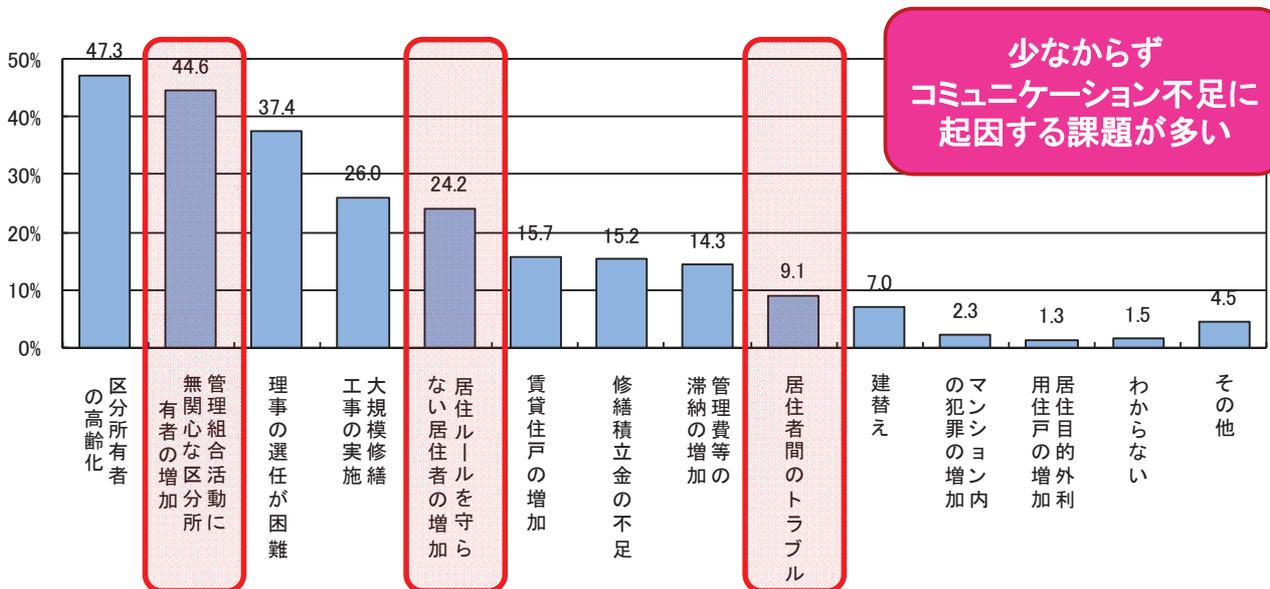


図 管理組合運営上の課題（複数回答）

■ コミュニティ活動と防災対策の関係①: 災害対策マニュアルの作成・配布

コミュニティ活動が活発なマンションでは「災害対策マニュアル作成・配布」など具体的な防災対策も実施されている

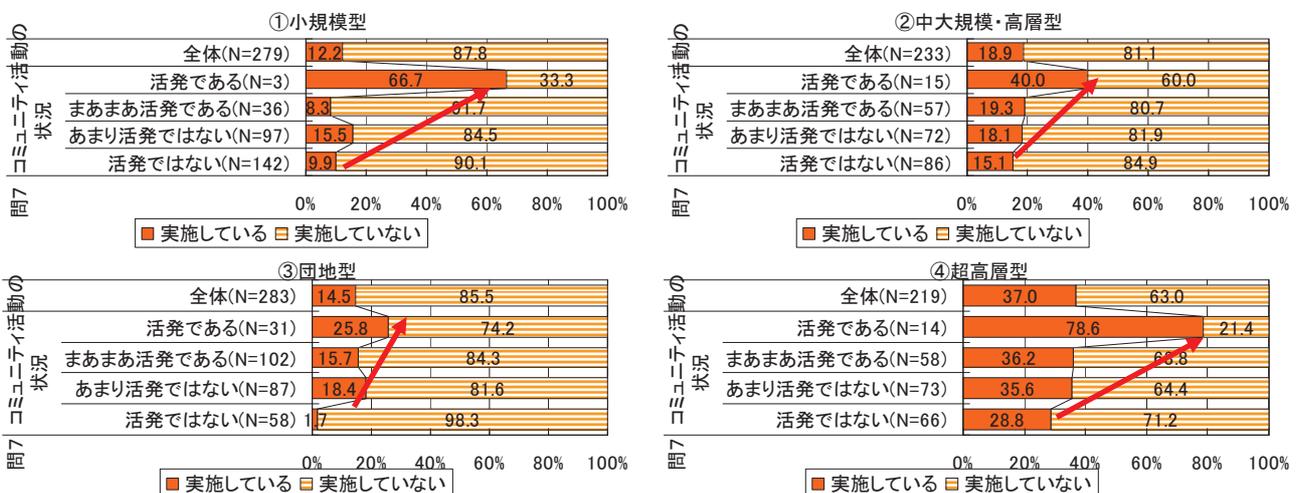


図 コミュニティ活動の度合い×災害対応マニュアルの作成・配布

■ コミュニティ活動と防災対策の関係②: 居住者安否確認

居住者安否確認は、日常のコミュニティ活動が活発なマンションの方が実施している割合が高い。また小規模であるほど活発であるマンションの方が安否確認体制が整備されている割合が高い。

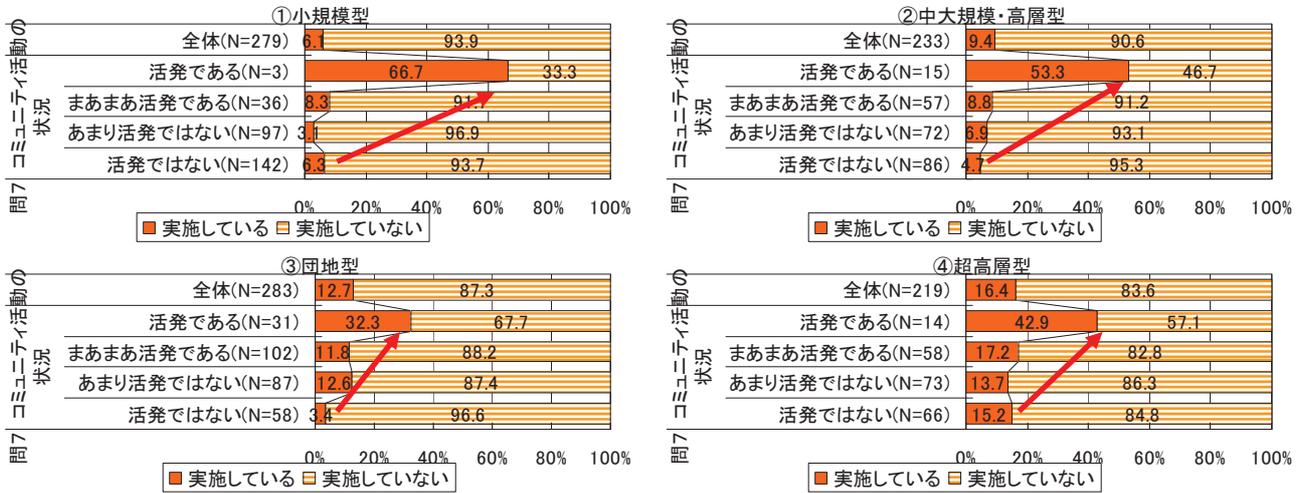


図 コミュニティ活動の度合い×災害発生時の居住者安否確認体制の整備

■ 実施されている防災対策

マンションで実施されている防災活動は「防災(避難・消防)訓練の実施」が6割弱で第1位、「特にない」も3割強

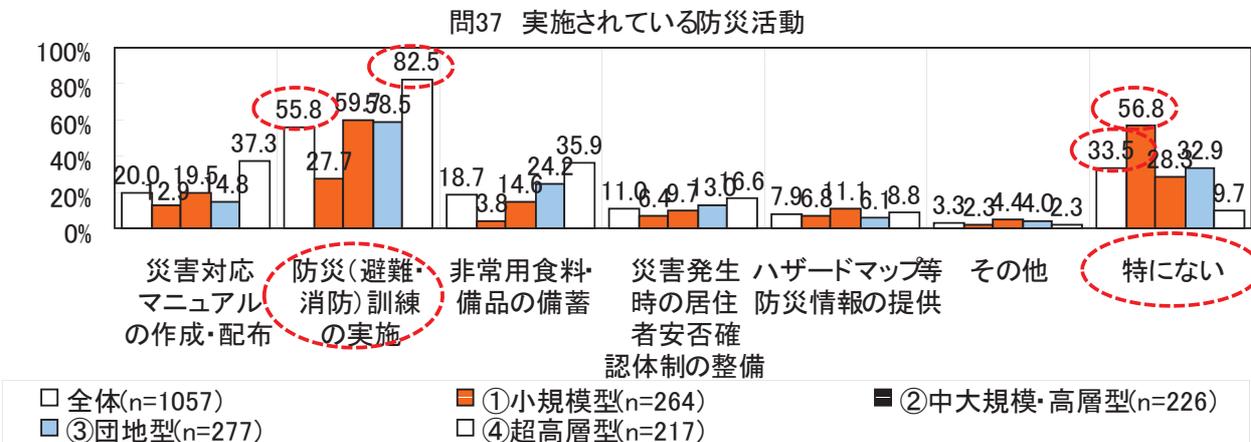


図 実施されている防災活動(複数回答)

■ マンションと地域との関係：地域行事への参加

マンション内のコミュニティ活動が活発なマンションでは、防犯・防災、環境美化など、地域行事への管理組合としての参加状況も高い傾向

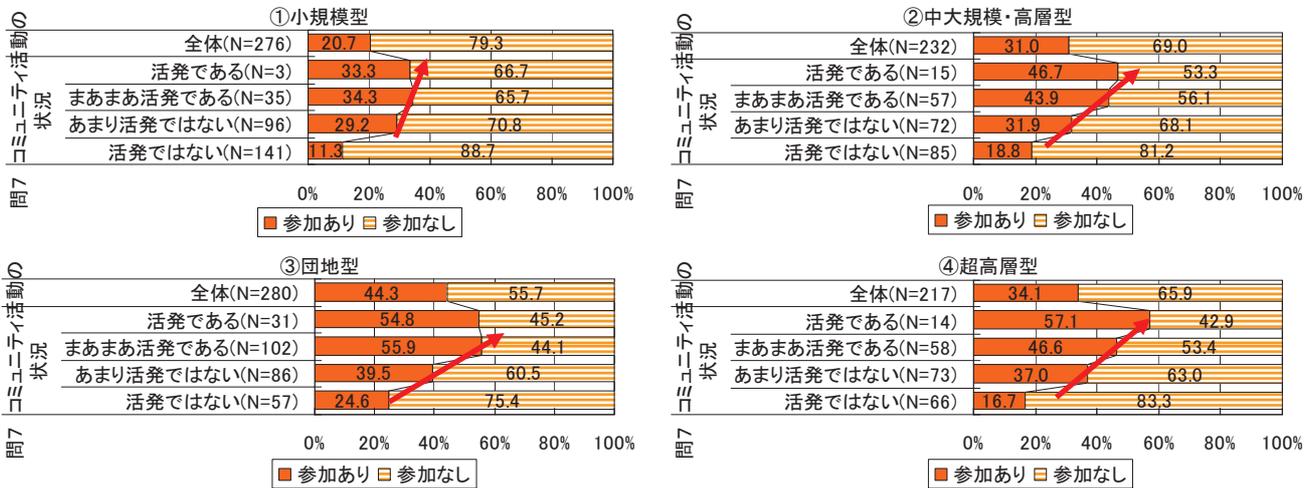


図 コミュニティ活動の度合い×周辺地域行事への管理組合としての参加

■ マンションと地域との関係：地域との消防・防災活動

マンション内で何らかの防災活動を行っている場合に、地域での消防・防災活動にも参加している割合が高い
 ⇒マンション内での活動の積み重ねが地域との連携につながっている可能性も

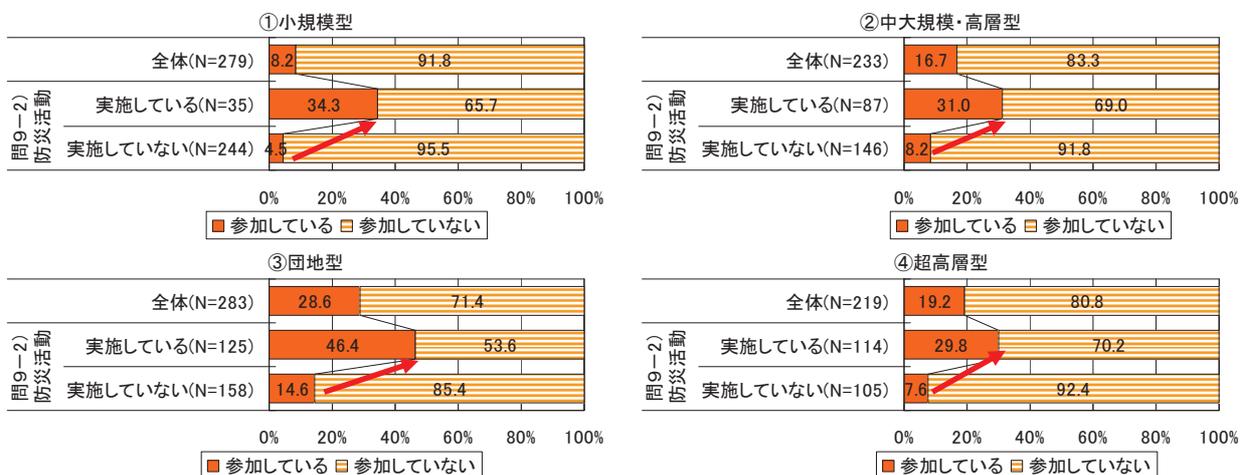


図 マンションで実施しているイベント・行事(防災活動)×地域行事への参加(消防・防災活動)

■ 他マンションとの連携と管理の関係

管理組合の連合会等への加入など、他マンションとの連携を行っているマンションでは、役員会・理事会の開催頻度が高い

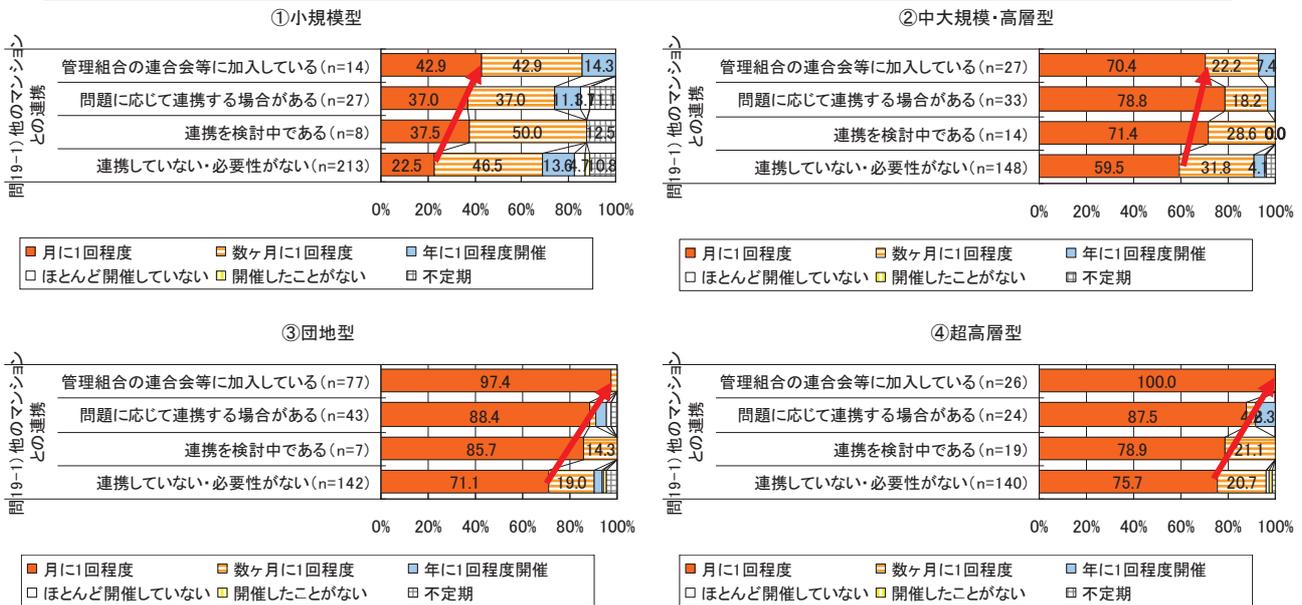


図 他マンションとの連携×役員会・理事会の開催頻度

■ コミュニティ活動と日常のコミュニケーションの関係

マンションのタイプに寄らず「顔がわかる」といった日常のコミュニケーションがみられる割合が高いと、コミュニティ活動は活発になる傾向

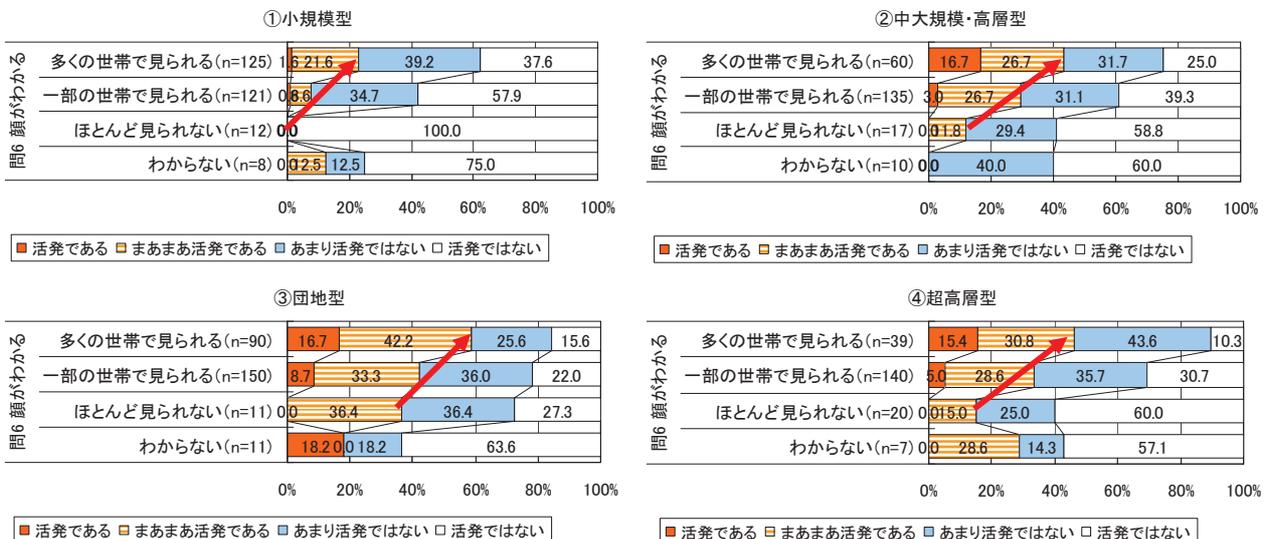


図 コミュニケーション(顔がわかる)の度合い×コミュニティ活動

■ 共用施設とコミュニティ・維持管理の関係②: 共用施設とコミュニティの関係

「集会室・会議室」などの共用施設があるマンションでは、コミュニティ活動が活発。さらに「屋外空間・広場」があるところでも同様の傾向がみられた。

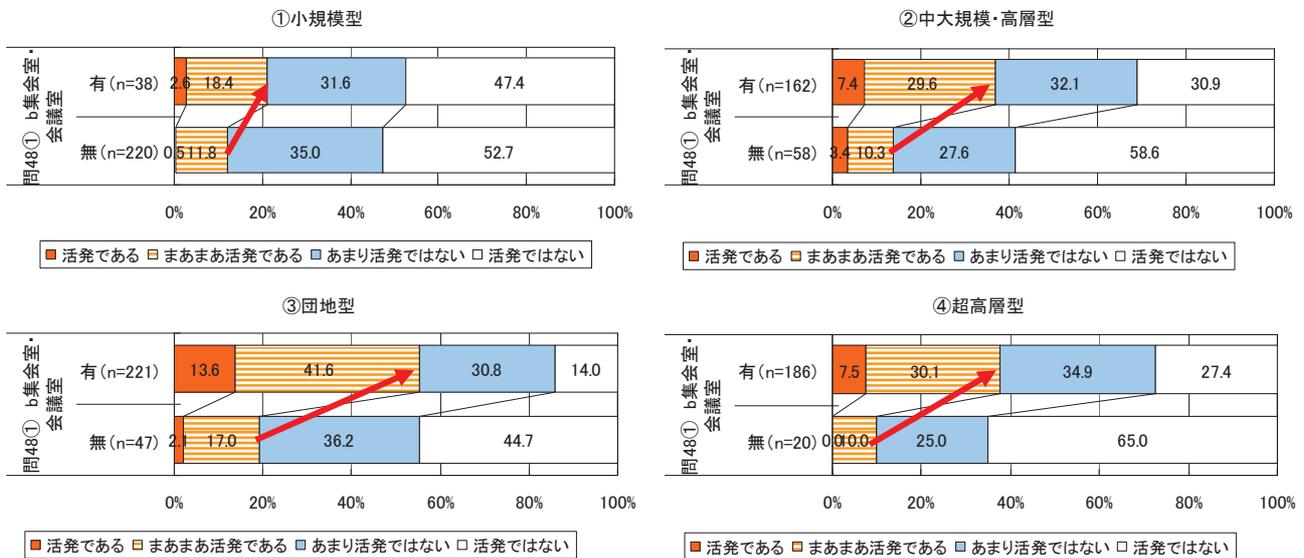


図 集会室・会議室の有無×コミュニティ活動の度合い

■ 共用施設とコミュニティ・維持管理の関係①: 共用施設の有無

共用施設の保有状況は、マンションタイプによって大きな差があり、小規模型マンションでは、最も一般的な「集会室・会議室」でも、設置されている割合が低い

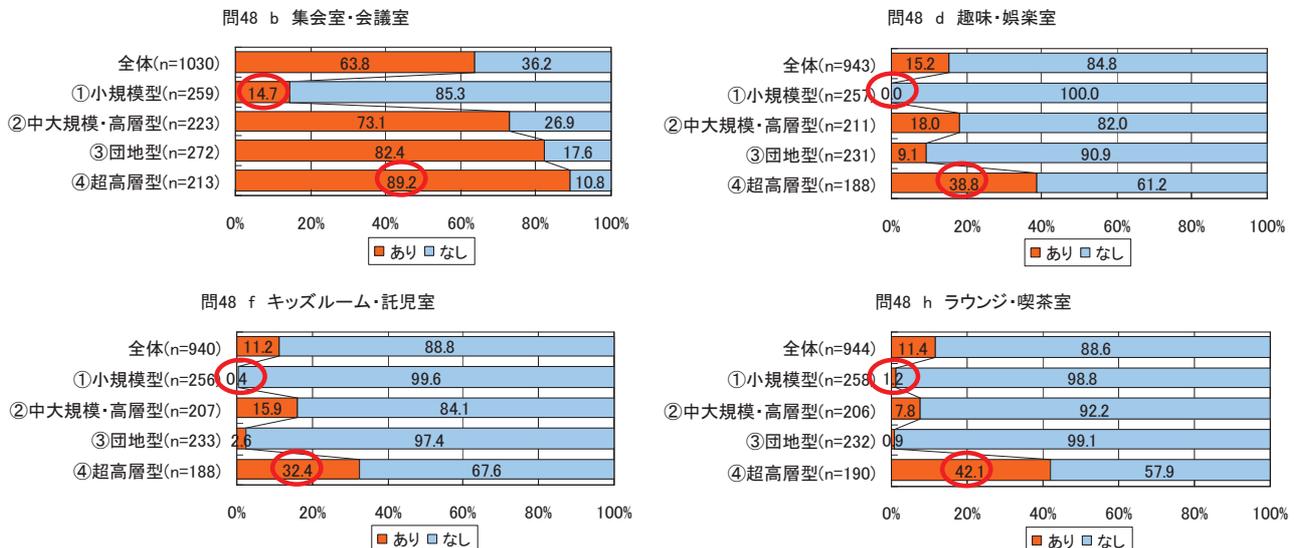
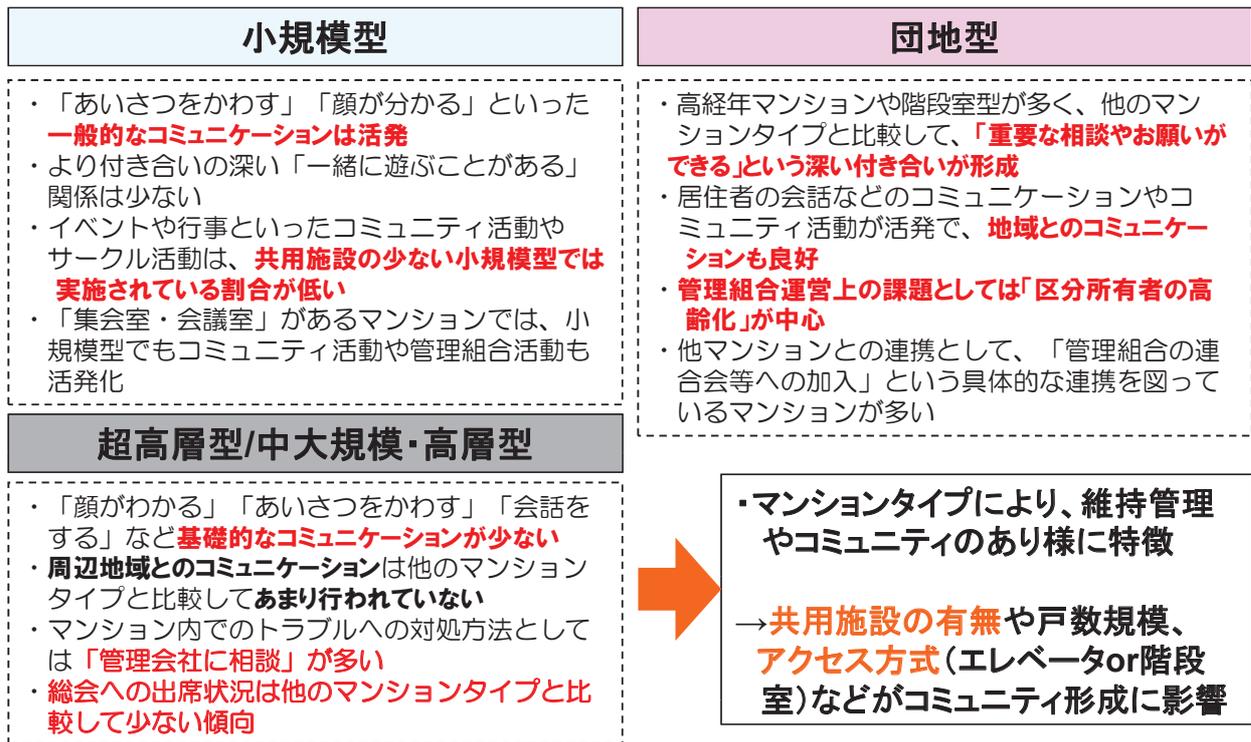


図 共用施設の有無

■ マンションタイプによる維持管理やコミュニティの特徴



■ アンケート結果まとめ

- ◆ **マンションコミュニティの形成が、マンションの適正な維持管理や、地域コミュニティの活性化による地域の課題への対応に資することを改めて確認**
- ◆ **良好なマンションコミュニティは管理組合活動の活発化、健全化に寄与**
- ◆ **良好なコミュニティ形成が、高齢者対策、地域との連携、防災対策など、建物管理以外の課題対応へも発展する土台に**
- ◆ **集会室や会議室など、マンションのハード面がコミュニティ形成に影響**

マンション管理組合・地域・支援機関などへの インタビュー調査の結果

23

1-5 マンション管理組合・地域・支援機関等へのインタビュー調査結果 省

■ 管理組合等インタビュー調査実施概要(平成20年度～21年度実施)

(目的)

- アンケートから得られたコミュニティと維持管理の関係を検証
- マンション内、マンションと地域などコミュニティ形成における優良な事例、特徴的な取り組みの把握

(調査対象)

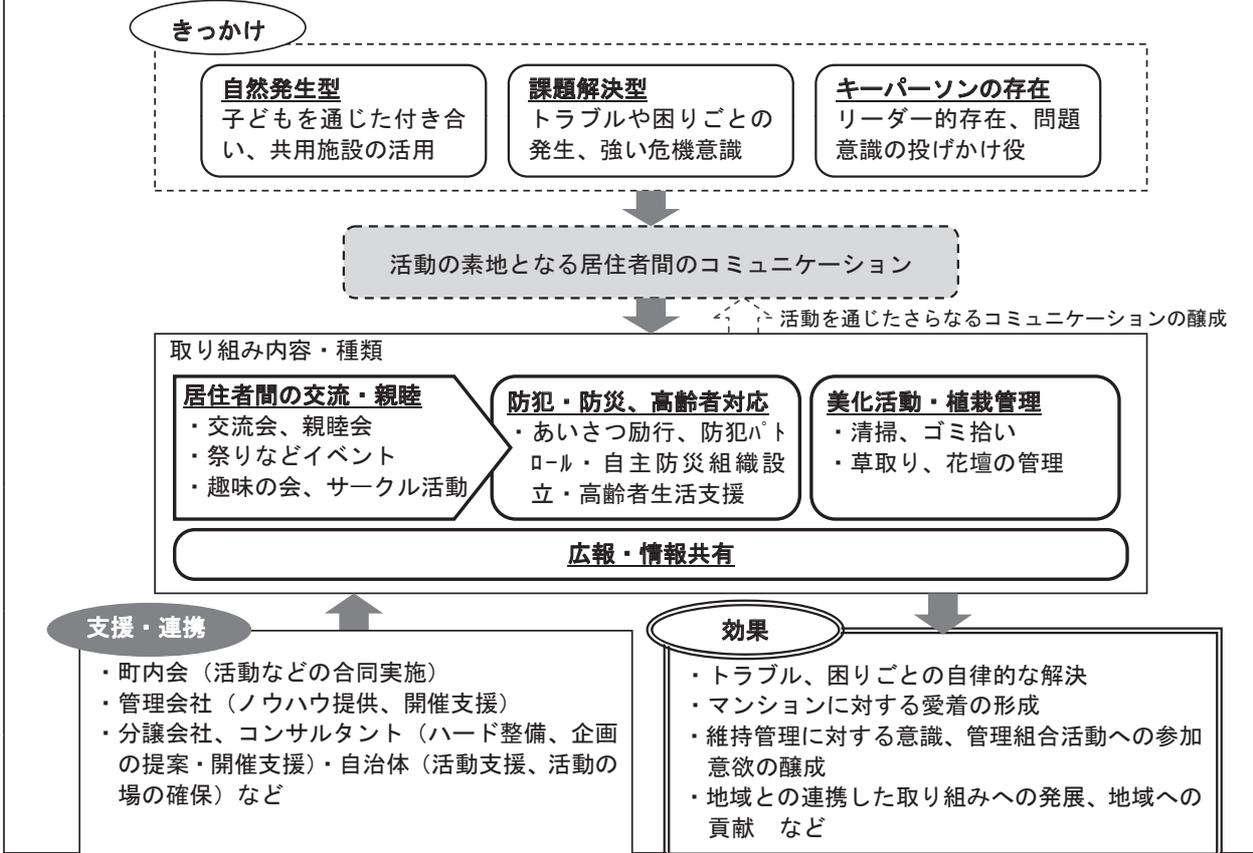
- マンション管理組合、町会・自治会、行政(住宅・建築、コミュニティ、防災関連部署)、デベロッパー、管理会社など約40箇所

(主な調査内容)

- 管理組合、町会・自治会等の概要
- コミュニティの状況
- 取り組みの内容とその背景、経緯、効果
- 今後の課題

24

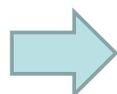
コミュニティ形成の仕組み



コミュニティ形成のポイント

（取り組みのきっかけ）

- ・自然発生型
- ・課題解決型
- ・キーパーソン存在
分譲会社や管理会社など、外部からの支援によるもの



きっかけを実際の取り組み・活動につなげるには、一定量のコミュニケーションが土台として存在していることが前提となっている

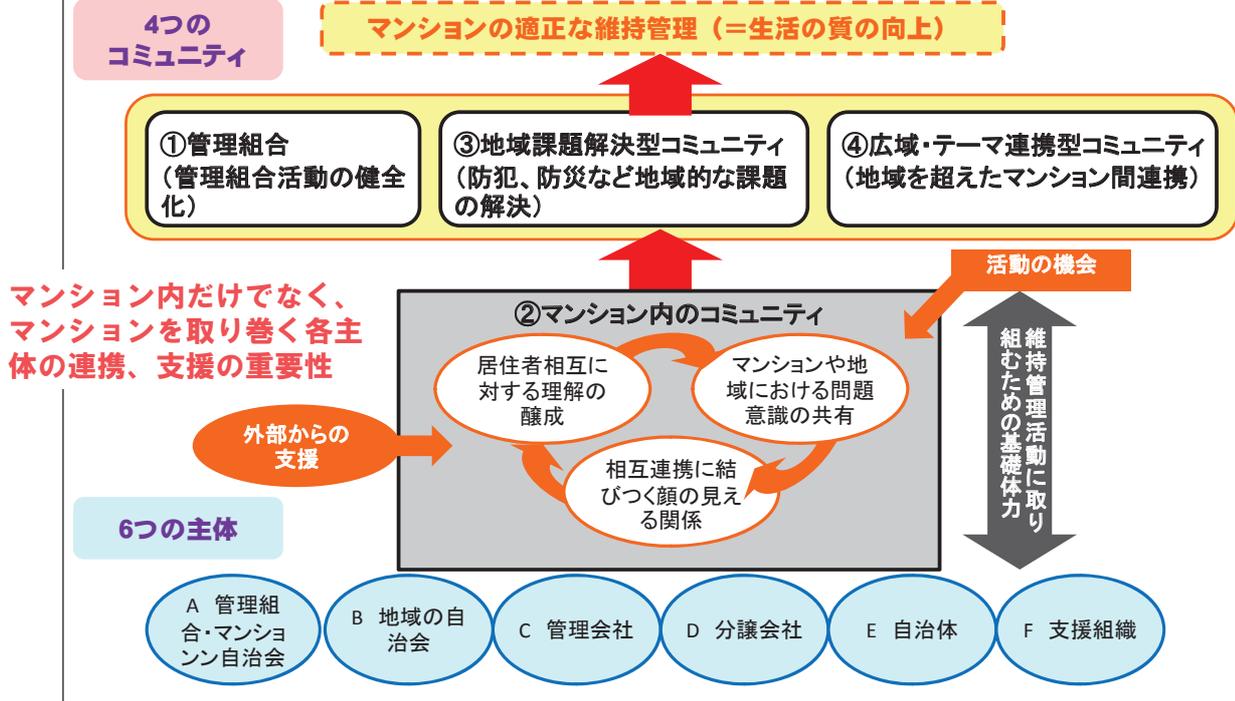
⇒日常的なコミュニケーションの重要性

（コミュニティ形成のポイントの共通事項）

- ・大掛かりなイベントなどに限定せず、小さなことから始める
 - ・楽しみながらできる活動とする
 - ・効果が見える活動とする
 - ・多くの人に役割を持たせて、参加意識ややりがいを高める
 - ・居住者の年齢層やニーズに合わせて活動内容を変化(進化)させる
- ⇒ちょっとした「しかけ」と「場（場所）」が必要

マンションの適正な維持管理におけるコミュニティ形成の意義

・良好なマンションコミュニティは、マンションを中心とした生活の場を快適なもの、価値あるものにしようとする活動(=マンションの適正な維持管理)に必要な**基礎体力**



II マンションと地域の連携・共助による地域防災力強化に関する研究

～平成24・25年度
マンションと地域の連携・共助による
地域防災力強化に関する研究から～

■研究の目的

本研究は、集約的都市居住が行われている地域において、災害時におけるマンションと地域の連携、共助のあり方とそれが機能するための課題を明らかにし、特にハード面での具体的な連携、共助の方策について検討を行うことを目的として実施した。



マンションと地域の連携、共助のイメージ

■研究の内容

1. 地域防災に関する現状の取組や意識の把握
 - ① マンション管理組合や町内会等の地域防災に対する取組や意識の現状 (アンケート、ヒアリング)
 - ② マンション管理会社の地域防災に対する取組や意識の現状 (アンケート、ヒアリング)
 - ③ デベロッパーの地域防災に対する取組や意識の現状 (ヒアリング)
 - ④ 行政の地域防災に対する取組の現状 (ヒアリング)

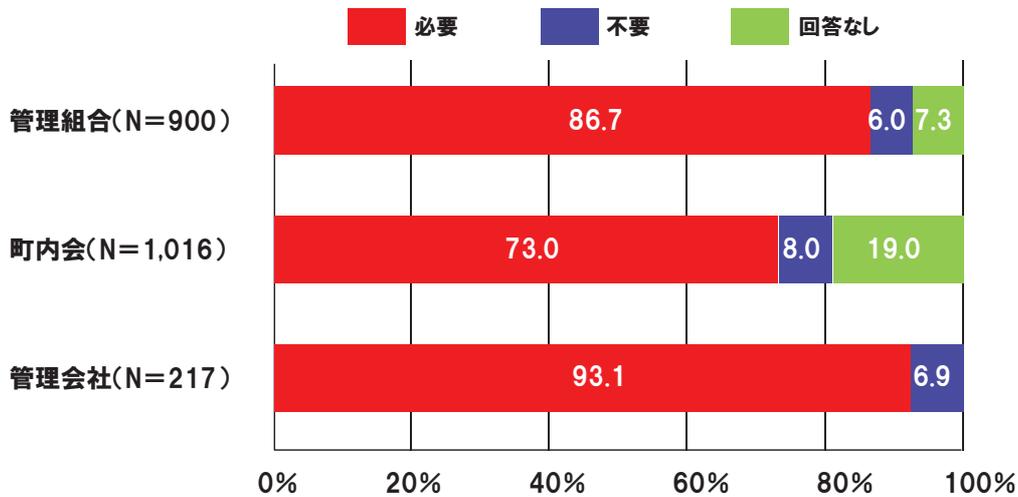
2. マンションと地域の連携、共助に関する問題点の整理

3. 国内の地域防災力強化の取り組み事例 (既往資料・文献等調査、ヒアリング)

4. 地域防災力強化のあり方・方策の検討 (有識者ヒアリング、具体方策についてイメージ図作))

■マンションと地域の連携、共助の必要性

各主体とも、防災に対する連携、共助の必要性の意識は非常に高い。



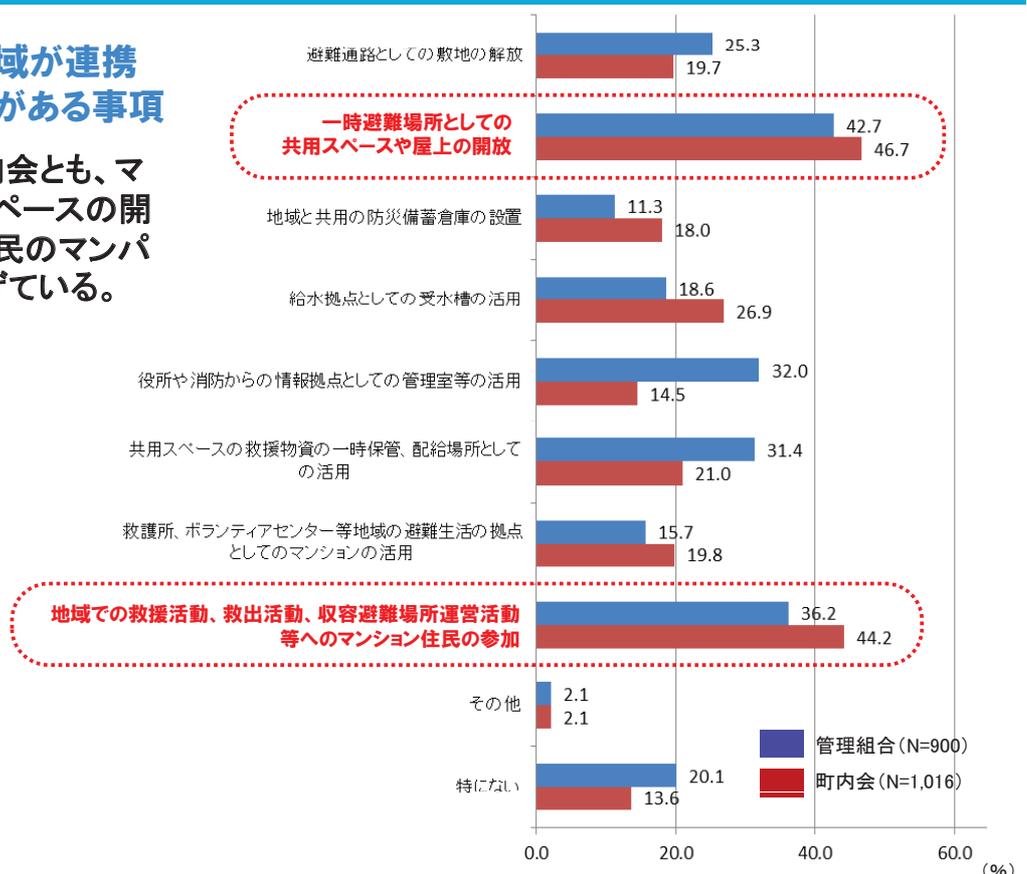
地域と連携して防災・減災に取り組むことの必要性(管理組合、町内会、管理会社アンケート)

ディベロッパー(6社)

- ・地域防災は売りになり、マンション居住者にメリットもあるため、必要性は高い
- ・購入者のコスト増やセキュリティに対する懸念から、地域防災に対して消極的な会社も
- ・マンション住民同士のコミュニケーション形成がカギ。デベは場所を用意するだけ

■マンションと地域が連携
できる可能性がある事項

管理組合、町内会とも、マンションの共用スペースの開放やマンション住民のマンパワーの提供をあげている。

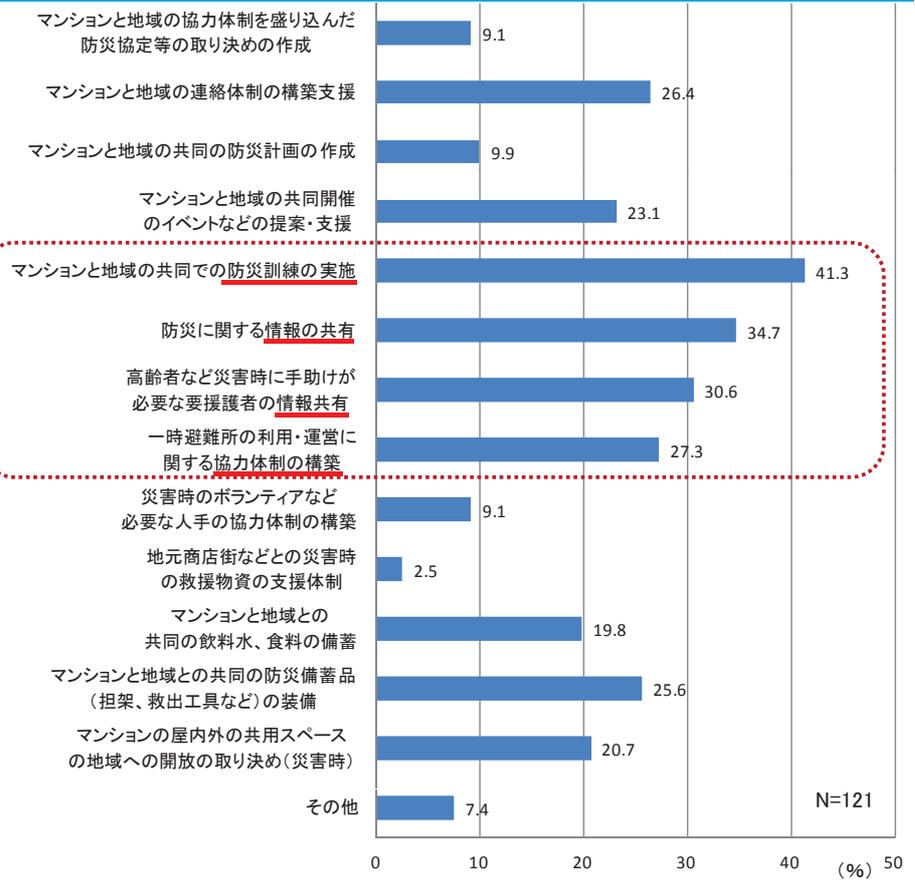


マンション施設、設備において管理組合と町内会が連携できる可能性がある事項(管理組合・町内会アンケート) 複数回答 32 (%)

II-1 各主体の現状の取組や意識に関する調査結果の概要

■マンションと地域が連携して行っている取組

実際にマンションと地域が連携して行っている取組は、合同の防災訓練や防災情報の共有化等、ソフトが中心。

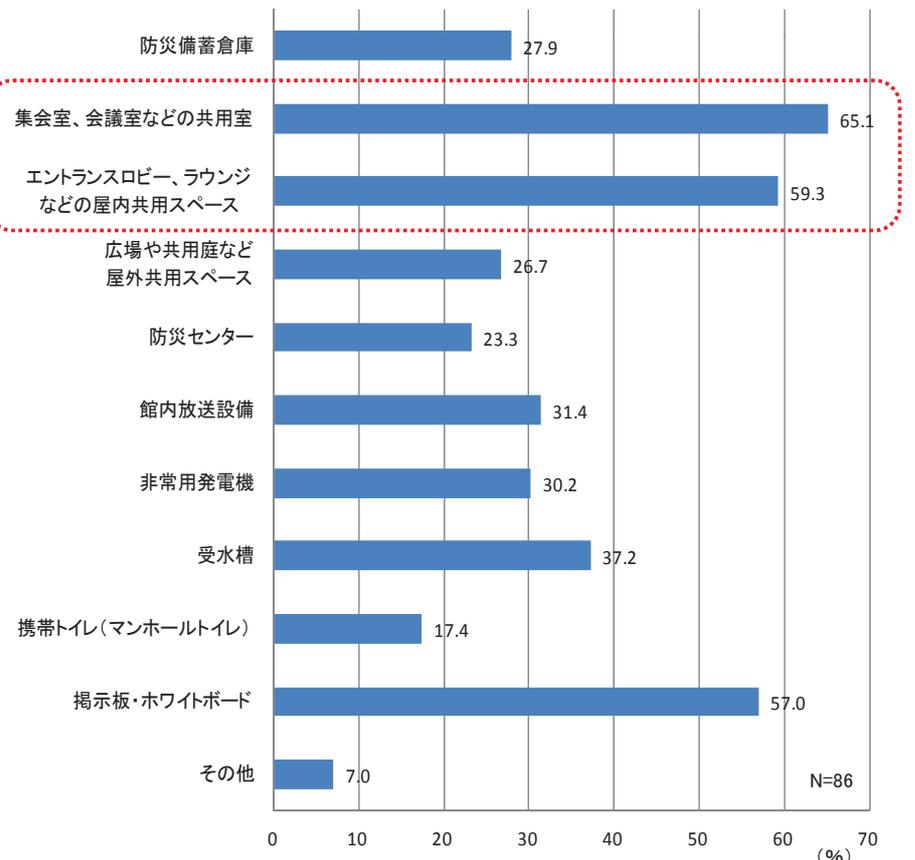


マンションと地域が連携した取り組みの例(管理会社アンケート) 複数回答 33

II-1 各主体の現状の取組や意識に関する調査結果の概要

■東日本大震災で役に立ったもの

一方、マンションの集会室やエントランスロビー、ラウンジ等の共用スペースは、東日本大震災でも役に立ったと回答した管理会社は多く、ホワイトボードも含めて、防災の必須機能と言える。

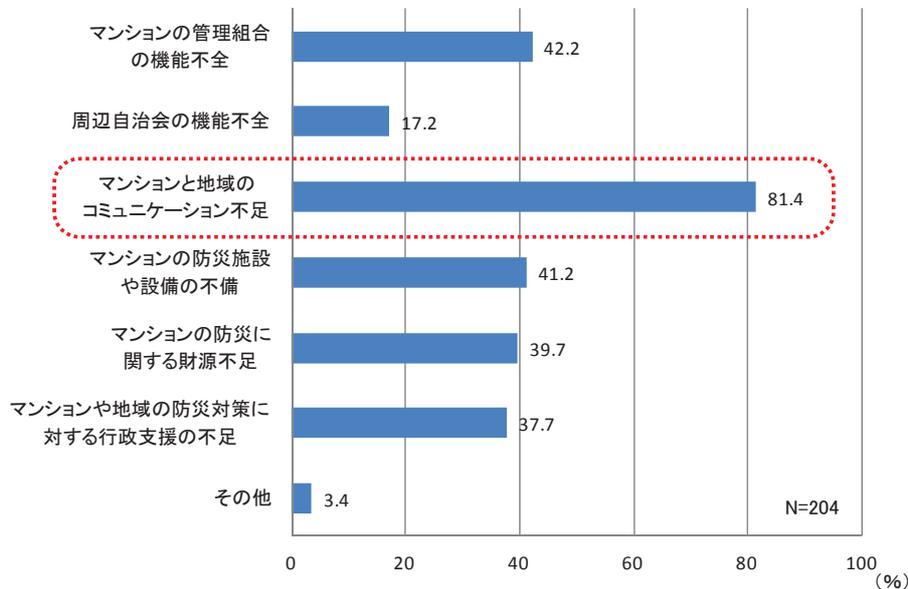


地域防災に取り組むにあたっての問題点(管理会社アンケート) 複数回答 34

■ 地域防災の問題

地域防災に取り組むにあたって、管理会社からは、「マンションと地域のコミュニケーションが不足している」という回答が多く見られた。

ディベロッパーからは、「マンション内外のコミュニケーション不足」に加え、「マンションのセキュリティが確保できない」、「特に100戸未満のマンションでは共用スペースの整備が困難」という意見があった。



地域防災に取り組むにあたっての問題点(管理会社アンケート) 複数回答 (%)

地域防災に関係する主体の取り組みの現状や認識の分析結果から、地域防災力の強化に取り組むにあたっての問題点を体系的に整理した。

地域防災の取り組みの現状と認識

地域防災のプレイヤーは、マンションと地域が連携する必要性を認識

既存のマンションでは、合同の防災訓練や情報共有化等のソフト的な地域防災対策まで
 小規模マンションでは、地域防災対策を実施していない

新しいマンションでは、共有スペースの開放等も含めた地域防災を売りにする物件も出現
 コストやセキュリティ等、課題は多く、一部のマンションにとどまっている

共有スペースの開放だけでなく、マンション住民の地域の災害活動への参加も重要
 地域防災施設は、事前に購入者への説明、運用ルール作成、維持管理費用の分担等が必要
 地域防災施設をつくるため、建物の耐震化、法制度の改正、評価・助成制度の導入が必要

必要性は感じているが、地域防災の取り組みが進まない

地域防災に取り組むにあたっての問題点

- ▶ ① 地域に必要な防災機能を踏まえたマンションの役割が不明確
- ▶ ② 既存建物や小規模マンション等での共用スペース整備のノウハウがない
- ▶ ③ 専有部のセキュリティが確保できない
- ▶ ④ 平常時、マンション住民の利便性が低下
- ▶ ⑤ 地域防災施設の範囲や責任に関するルールがない
- ▶ ⑥ 地域との役割分担や、継続的な管理のしくみがない
- ▶ ⑦ 地域防災対策を評価、促進するしくみがない
- ▶ ⑧ マンション内外のコミュニケーションが不足

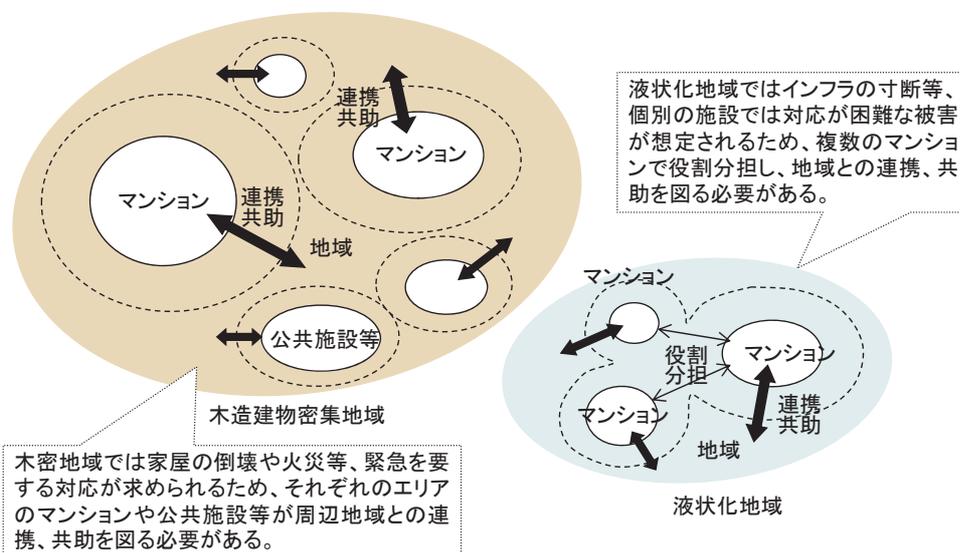
■地域防災力強化のあり方

- I 地域特性に応じた連携、共助
(地勢、被害想定、周辺施設特性等)
- II 建物状態に応じた連携、共助
(新設・既設、大規模・小規模等)
- III タイムラインに応じた連携、共助
(平常時、発災時、復旧・復興期等)
- IV 各関係主体の強み・弱みを活かした連携、共助

■地域防災力強化のあり方

I 地域特性に応じた連携、共助(地勢、被害想定、周辺施設特性等)

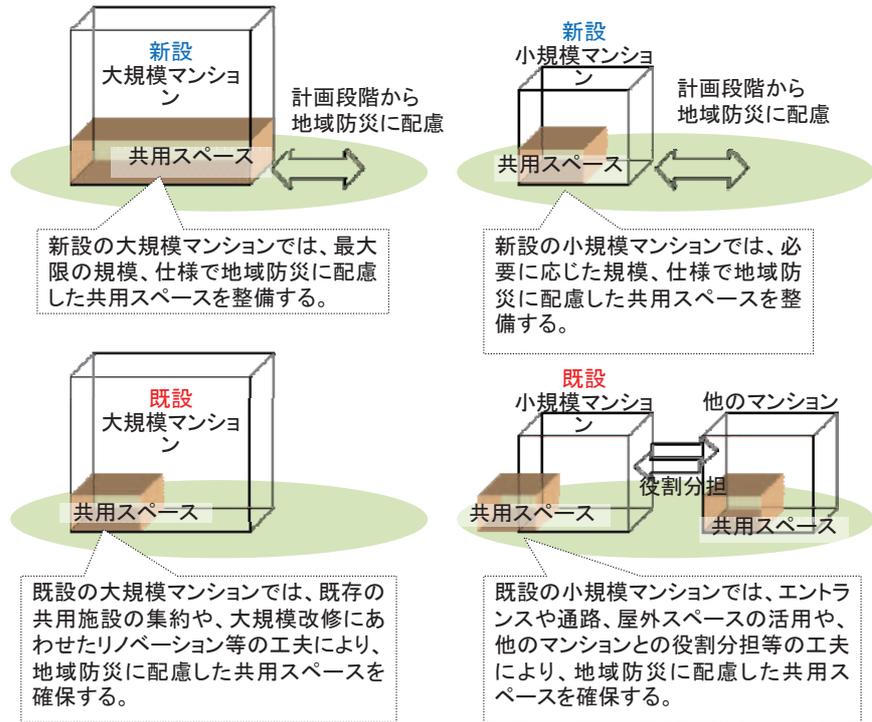
・地域の地勢や想定される災害の種類、立地する施設等によって、求められる地域防災の機能は大きく異なるため、マンションと地域の連携、共助の方向は地域特性に応じて検討する必要がある。



■地域防災力強化のあり方

II 建物状態に応じた連携、共助(新設・既設、大規模・小規模等)

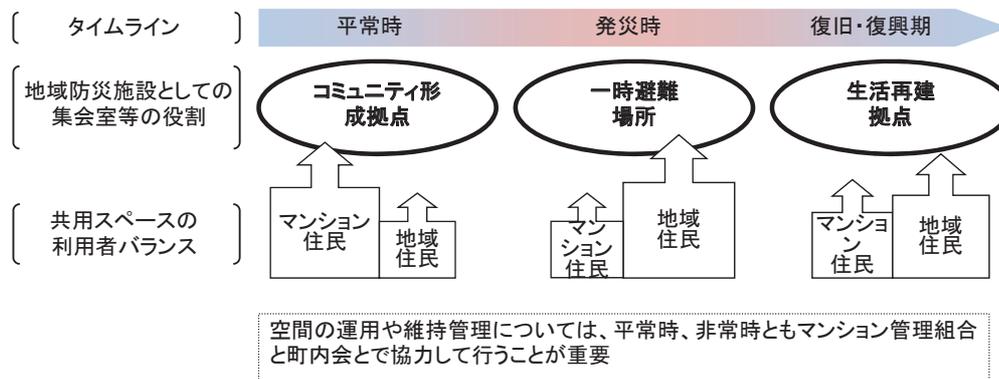
・地域防災の考え方を取り入れこれから新設されるマンションと既設のマンション、また、住戸数が多く、共用スペース等も有する大規模なマンションと共用スペースの確保もままならない小規模なマンションでは、実現できる地域防災の取り組みに大きな差があるため、マンションと地域の連携、共助の方向は建物状態に応じて検討する必要がある。



■地域防災力強化のあり方

III タイムラインに応じた連携、共助(平常時、発災時、復旧・復興期等)

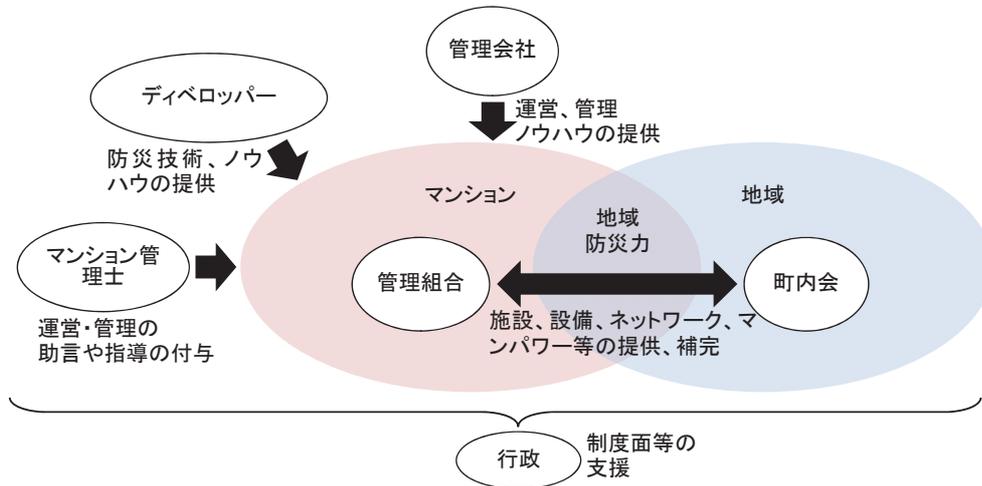
・災害が発生する前と、災害が発生した直後、災害発生から数日が経過した復旧・復興期と言われる時期では、求められる地域防災の機能は大きく異なるため、マンションと地域の連携、共助の方向は平常時、発災直後、復旧・復興期等のタイムラインに沿って検討する必要がある。



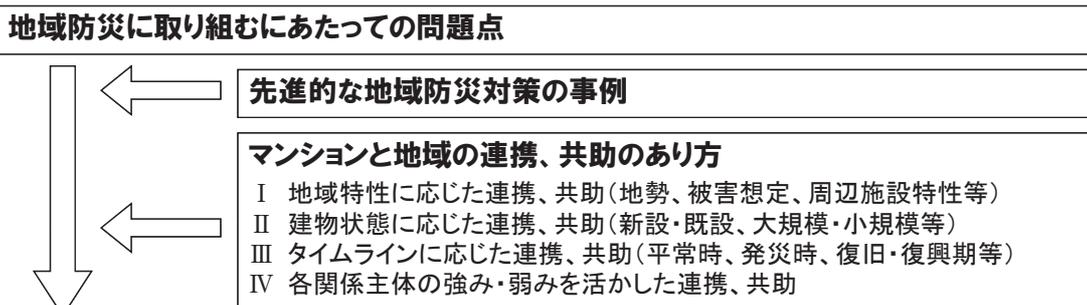
■地域防災力強化のあり方

IV 各関係主体の強み・弱みを活かした連携、共助

・マンション管理組合と町内会の連携、共助の関係だけでは地域防災は成り立たない。マンションと地域の連携、共助の方向は、ディベロッパーやマンション管理会社、マンション管理士、行政等、それぞれの関係主体が強みと弱みを活かして検討する必要がある。



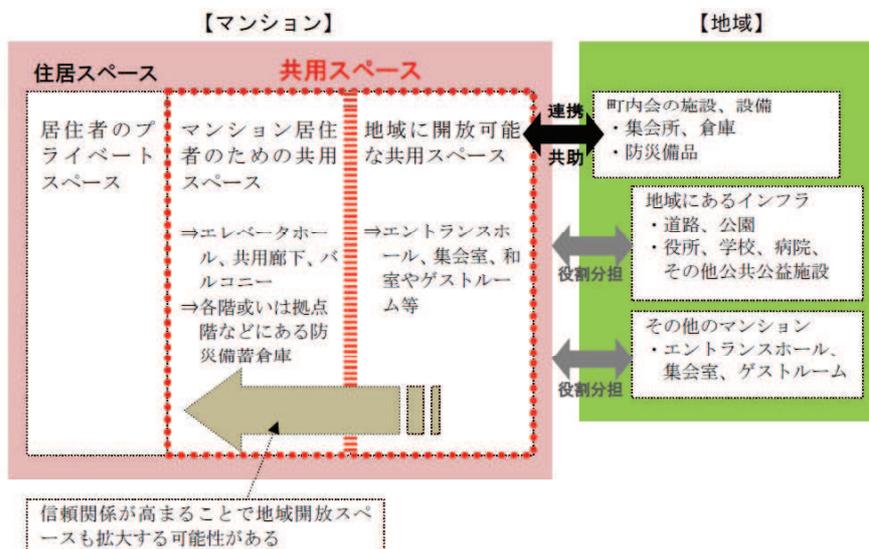
■マンションと地域との連携、共助を機能させるための課題



地域防災力強化に向けた課題	本研究の対象範囲
【建物施設・設備】 ①建物・環境に応じた地域防災施設・設備の整備(他施設との役割分担も含む) ②専有部のセキュリティを確保した施設の整備 ③平常時に使いやすい施設・設備の整備 ④地域防災施設・設備の運用ルール作成(受け入れ範囲、責任の所在等) ⑤地域防災対策を促進する法制度の改正・創設(表彰制度、認定制度、補助制度等)	
【人・組織】 ①管理組合と周辺町内会、管理会社、行政等からなる地域防災組織の設立 ②役割分担やリスク負担等の明確化(協定の締結等) ③管理会社の業務範囲の見直し(業務として地域防災力強化の取組を行える仕組み) ④マンション内外の住民の良好な関係の構築(コミュニケーションのしかけづくり) ⑤マンションの規模による格差の軽減(小規模な管理組合への支援)	

■建物施設・設備に関する整備の方向

- ◇地域における役割を踏まえた共用スペース、設備の整備
- ◇既存建物の状態に応じた共用スペースの整備
- ◇専有部との分離が可能な共用スペースの整備
- ◇平常時のマンション内外のコミュニティ形成につながる共用スペース、設備の整備
- ◇非常時の可変的な利用が可能な共用スペースの整備



専有部との分離が可能な共用スペースのイメージ

参考事例



■仙台シャンボール第二荒町(仙台市若林区)

1982年10月竣工 / 地上8階建 / 総戸数127戸

- ・同じ町内会連合会の町内会の一つが完全に水没したが、マンションは津波の影響は無し。地震により建物に亀裂が入る被害があった。
- ・震災発生時、理事長・副理事長ともに不在であったが、約30分後に戻った時には、テント2張が張られ、炊き出しが始まっていた。
これは年2回春・秋に欠かさず実施してきた**防災訓練の成果**。
各フロアごとに担当の役割が決まっており、それを様々な想定での防災訓練で何度もシミュレーションする。
防災訓練終了後に反省点をだし、改善を積み上げている(PDCAの実施)
防災備品等も、**自分たちに必要なものを毎年80万円位づつかけて整備**してきている。
- ・地元自治会とは、以前は子供会の活動、今は老人会の活動を通じ活発。
自治会の役員に、マンション管理組合の班長が入ることになっている。
以前は活動の中心は自治会だったが、この頃はマンション管理組合が中心。

45



46



47

II-4 参考事例：被災地の町内会

■福住町町内会(仙台市宮城野区)

人口約1500名、町内会加入は417世帯、約1100名。40年代に開発された地区。もともと遊水池(田畑)があり、水害多発地区で、台風・豪雨等で年1回ペースで浸水。

- ・アパートが50棟ほどあるが、すべて町内会に加入している(全世帯ではない)。
- ・平成15年に会長の発案で防災組織を形成。名簿づくりから始め、防災訓練等を実施。名簿はほぼ全ての人を把握。
- ・水道は4~5日間、電気は14日間、ガスは1ヶ月間不通だった。集会所を1ヶ月ほど、収容避難所とした。(地域の避難所は寒くて食べ物もなかった)
- ・防災は、「名簿作り」、「地域医療」、「災害時相互協力協定」、「トイレ」、「メンタルヘルスケア」が5つの柱だと考えている。

48

- ・**災害時相互協力協定**を結んでいる地域である山形県尾花沢市や長野や新潟からの支援物資がたくさん来た。相手方は町内会などの団体。市町村ではない。
- ・協定は書面で取り交わし、「**災害発生時にはボランティアで、できる限りの協力と支援を行う**」とだけ書かれている。
- ・被災時には**直接、手渡して支援する「他助」が重要**。「自助、共助、公助」の次は「他助」。ピンポイントで「他助」できるところを探す。
- ・他の町内会では、会長の任期は1年か2年が多く、役員も数人が多い。それでは**継続性がない**。**徹底してやるには人数が必要だし、女性の力が必要**。避難所がうまく運営されたもう一つの要因は**女性の力**。
- ・健康だから防災活動ができるのではなく、**防災活動をしているから健康だ**と思っている。
- ・防災訓練は**業者も巻き込む**。業者から資材やお金も提供してもらう。水道、ガス関係などライフラインすべての業者。あとは防災用品の業者、自衛隊など・・・去年は20ブースのテントを張って、**各業者・団体が物品の展示や商売**をしてもらう。



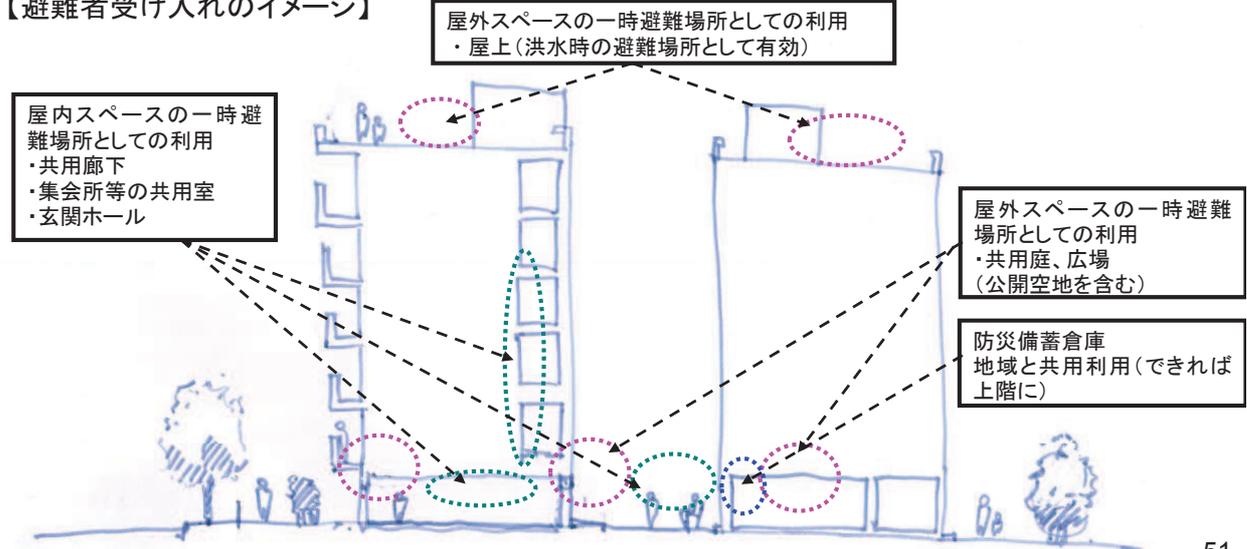
■ 江東区亀戸九丁目町会

- ・亀戸九丁目町会とマンション、
周辺民間団地との協定
- ・町会とマンション管理組合、マンション
自治会との協定となっており、
文書を交わしている

津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定(亀戸九丁目町会)

- ・亀戸九丁目町会、Nマンション管理組合、Nマンション自治会により締結。
- ・津波等の水害が発生し、また、発生のおそれがある場合、管理する施設を一時避難施設として使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- ・町会が使用できる一時避難施設としての範囲は、Nマンションの共用廊下、集会室等の共用室、玄関ホール。収容人数は500人～600人。
- ・協定は1年ごと更新。

【避難者受け入れのイメージ】



マンションと地域の連携による防災力強化の 最先端事例

II-5 先端事例（地域連携型マンション開発）

■ザ・パークハウス戸塚(横浜市戸塚駅)

地上6階地下1階、93戸、2014年2月竣工

・戸塚駅再開発にからみ、横浜市が保有土地の有効活用を図るための新たな事業手法として「公民連携による課題解決型公募手法による公募売却」でデベロッパーから企画提案し事業化。

●地域防災への配慮
防災広場、防災倉庫、防災井戸、マンホール
トイレ、かまどベンチ、防火樹の植樹



●地域コミュニティ形成
(コミュニティスペース、提供公園)
NPOに管理運営

●地域課題への対応
(認可保育所、学童保育スペース)

II-5 先端事例

■サウスゲートタワー川口(埼玉県川口市)

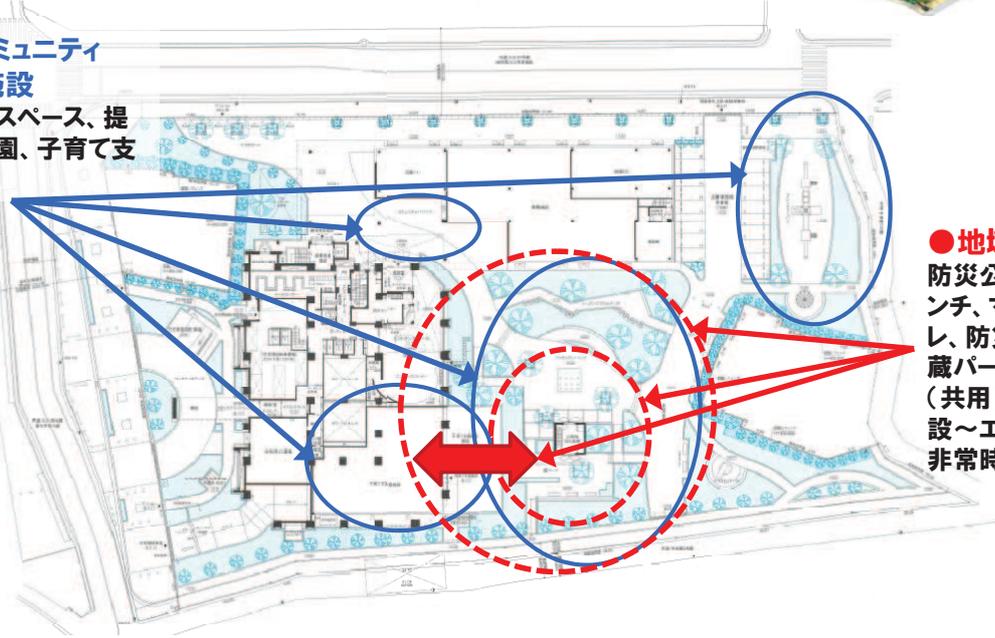
地上31階地下1階、360戸、2014年1月竣工

市街地再開発事業による高層マンション物件。大規模敷地開発による社会的義務、責任から地域貢献施設の整備。敷地内防災倉庫・施設利用について周辺町会等と利用協定を検討。



●地域コミュニティ 形成施設

コミュニティスペース、提供・共用公園、子育て支援施設



●地域防災施設

防災公園(かまどベンチ、マンホールトイレ、防災パーゴラ)、蔵パーク(防災倉庫(共用))、子育て施設～エントランスの非常時開放

2. 「管理組合が主体となってコミュニティ活動に取り組む事例」
(サンシティ管理組合)

サンシティにおける管理組合活動のご紹介
～大規模団地型マンションにおけるコミュニティの維持・
発展への取り組み～

構成

1 サンシティの概要	3
(1)立地 (2)敷地・施設 (3)居住者 (4)高い評価	
2 コミュニティ維持の現状と課題	7
2.1 運営体制と背景	
2.2 課題	
3 管理組合活動の特色と課題	25
(1)施設 (2)文化 (3)総務 (4)理事長直轄	

注1) 本資料内の意見にわたる部分は組織としての公式見解ではなく、あくまで報告者の個人的見解です。

注2) 記載のデータはホームページ、広報誌はじめ様々なものからとっています。個々の出所は記載しておりません。作成時期により、またデータ作成の制約から必ずしも全体の姿を反映していない場合があります。

注3) 年号表示は期間把握の簡便さから西暦を用いています。

1. サンシティの概要

◎準都心の好立地

(1)立地

■サンシティの位置

首都高5号線
中台出入口



都営三田線
志村三丁目駅
徒歩約10分
大手町へ25分

環8

1. サンシティの概要

(2)敷地・施設



①敷地9.7ha(東京ドーム3個分)

②74建設開始、80完成

③14棟 (4F-25F) 1872戸

④延 約175千㎡

⑤各種施設

管理防災センター

25m 4コース屋外プール、

陶芸等のカルチャーセンター、

大小11の集会室

テニス2面分の運動広場

冒険広場、滝の広場など

⑥スーパー・商店街 延4.8千㎡

⑦内科等医院4

⑧敷地内に幼稚園、隣接して保育園、小学校、児童館

⑨駐車場 約1,200台

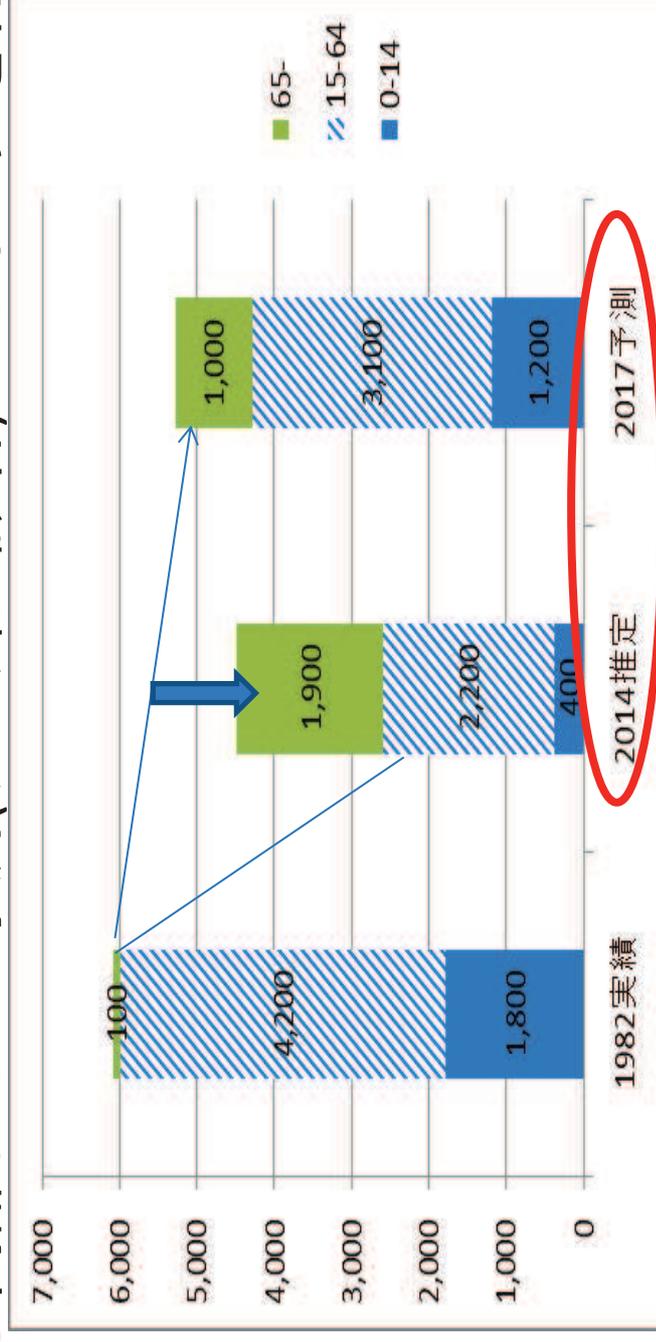
⑩CATV配信 ※総合設計、一団地

サンシティ管理組合

1. サンシティの概要

- ◎(3)居住者
- ◎1872世帯 初期6,200人、現在暫定推計約4,500人
- ◎開設以来の長期居住者が多い 2002頃約6割
 - ⇒三世帯「近居」、巣立った母親の回帰
- ◎大企業管理職、各種専門家居住

◎少子高齢化は'88 予測(サンシティ内識者)のはるか先に行く



★「マンション→戸建」が、子供減、地価高騰等で「定住化」へ

1. サンシティの概要

(4) 高い評価

★日経ビジネス デフレに耐えた住宅地（'06.8.28）

- 価値の高い要因 ①住民の街づくり参加
- ②緑地景観等の付加価値
- ③良好な教育環境
- 現在も新築当時の価格を維持

★国土交通省社会資本整備審議会（'08.12）

- 管理の良好なマンションとして紹介

★（財）都市緑化基金「生物多様性保全につながる企業のみどり100選」
（'10.5）に選定

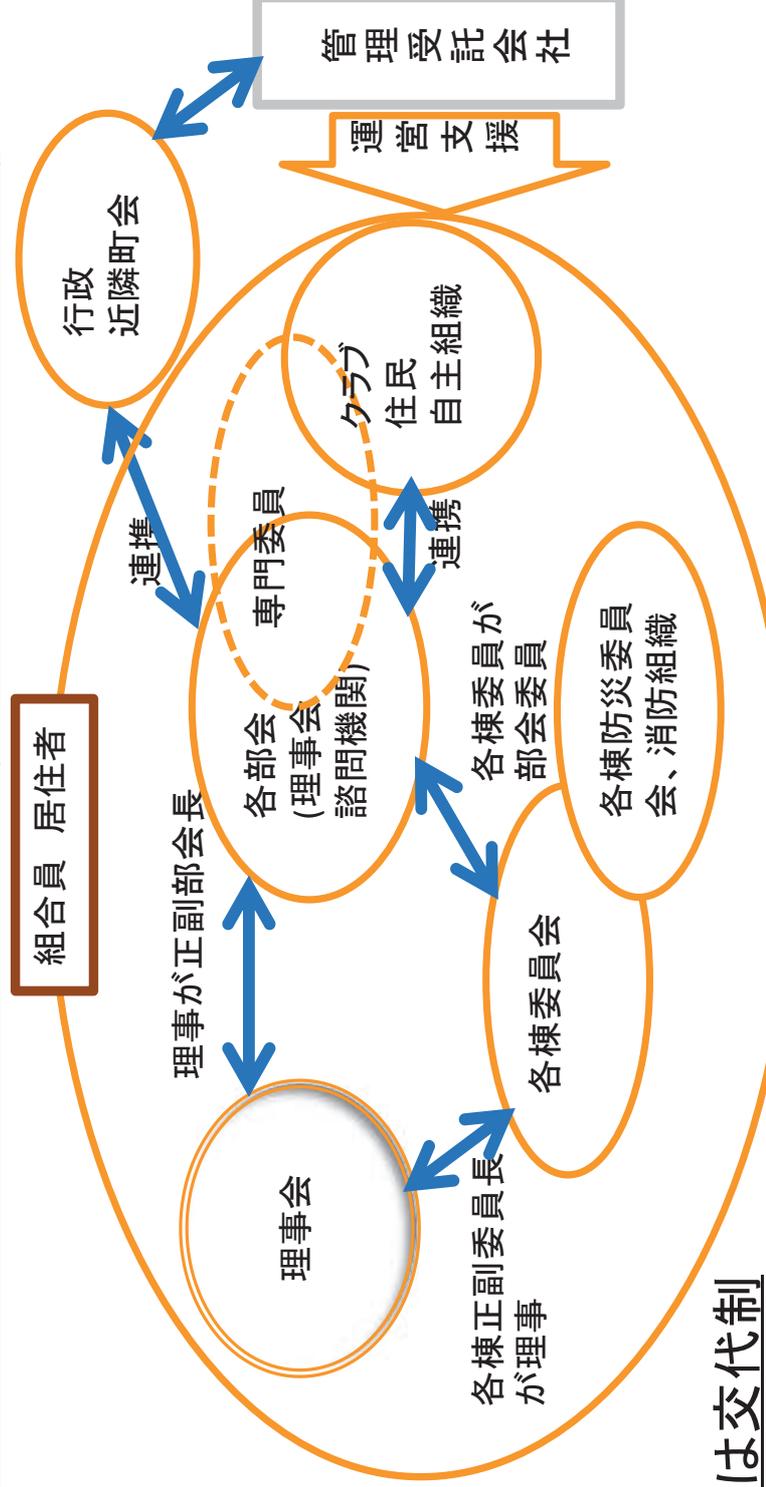
★（公財）都市緑化機構「第33回 緑の都市賞」内閣総理大臣賞 受賞（'13.10）

※'09には同じく建設大臣賞受賞

2コミュニティ維持の現状と課題

2.1 運営体制と背景

(1)理事会を核とする分担・連携(各会議は原則1回/月)



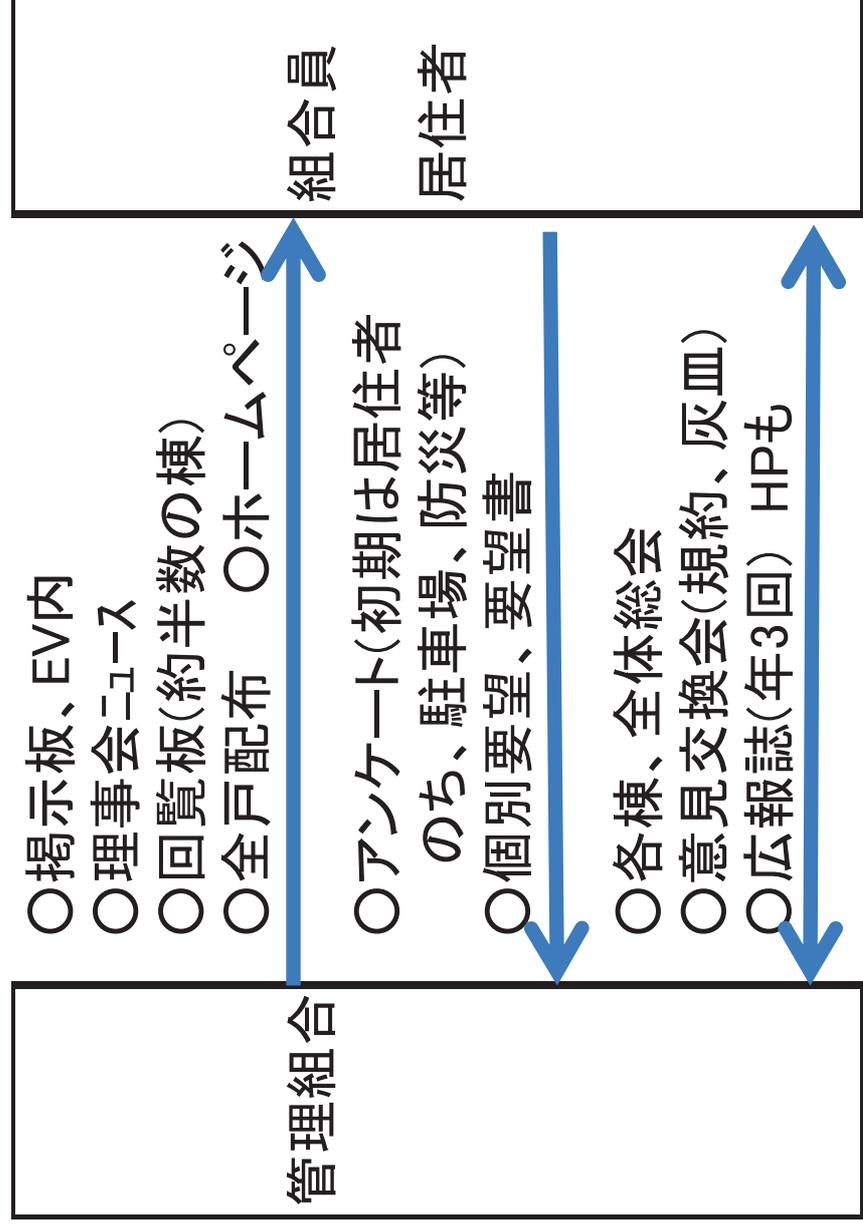
※役員は交代制

棟委員、理事とも2年・半数交代制。20～30年でひと回り

⇒意識ある人を増やしつつ 専門委員などで長期継続活躍へ

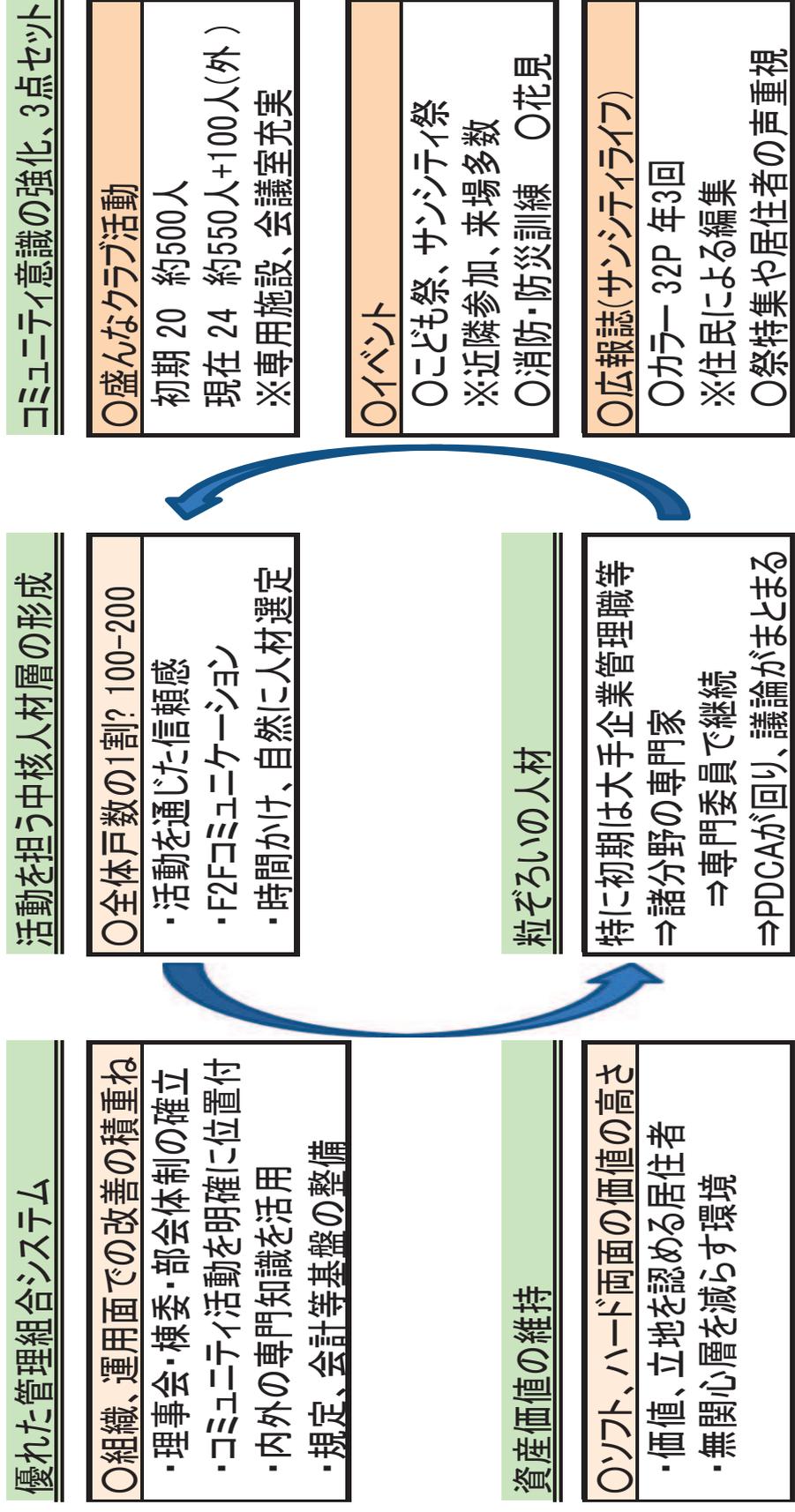
(3) 運用の仕組み ～活動を支えるもの

- 管理組合と居住者とのコミュニケーション



(3) 運用の仕組み ～活動を支えるもの

F2F、成功体験共有による信頼感で中核人材形成



☆取組課題の増加、
複雑化により、必要
に迫られて

(3)理事会体制の段階的確立

- 80 各棟より副委員長、計11名で
2副理事長が施設、文化・総務を分担、理事も業務分担
- 87 各棟より委員長、副委員長、計22名に増強
委員長は非分担、各棟との連携円滑化* 第4日曜午後7時
駐車場、共同受信、駐車場等問題複雑化を背景に
→各部会複数理事化、外部専門家利用を(理事長)
理事は3名を除き専門部会、委員会計9を担当
- 93 施設系(修繕計画、駐車場、共聴システム)
文化系(文化企画、クラブ評議会、広報、文庫、リサイクル、
地域福祉を考える)
- 99 副理事長を3名(施設、文化、総務)体制確立
- 04 部会16
- 05 理事長の地域業務を副理事長へ⇒07専担理事⇒11複数化
※背景 現役理事長、出席要請の会合 内部160+外部60/年
- 14 部会11,PT 1 部会(ほぼ正副2名理事体制)へ 理事長会合 約50

付)初期の専門部会(理事会諮問機関)

○82.11 将来計画委員会発足 計25人(含、事務所他3)

専門部会

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1 共用施設改善部会 | 道路、広場、駐車場、自転車・バイク、プール、緑地、植栽 |
| 2 諸規制検討委員会 | 開発規制調査、規制緩和方策、改善資金 |
| 3 広報改善部会 | 広報誌、CATV(自主放送も展望) |
| 4 施設部会 | 全体施設の設備修繕計画、塗装、装飾、看板、専有部 |

○89. 公募専門委員会を7テーマに絞り込んで分担

21世紀のサニシティを考える専門委員会

- | | | |
|--------------------|---|------------------|
| 1 プール敷地改造計画部 | 3 | ※複合化、ビル化を区に提案へ⇒× |
| 2 集会所増設計画部 | 3 | ※A棟地下で3室増 92年実現 |
| 3 オートバイ置場増設計画部 | 3 | ※30不足⇒99北駐車場で実現 |
| 4 レンタカー、レンタサイクル計画部 | 3 | ※駐車場不足もあり検討 ⇒× |
| 5 緑地見直し計画部 | 4 | ※造林から10年計画での整備へ |
| 6 設備老朽化対策計画部 | 3 | ※長期展望のうえでの計画づくりを |
| 7 パニック(大震災)対策部 | 3 | ※公開空地で起こることを予測して |

※延22人、正味13人。ほぼ各部に一人理事が入り、理事OBなどで構成。

サニシティ管理組合

(4)規則等の整備

☆大規模コミュニティでの一体感と考え方の相違に対する自覚がルールの明文化を促進

規約に加えて25の規則、細則を順次整備、改正
直近の大改正は5名チームを中心に3年かがりでとくみ

規約等制定史 注)施行日基準、名称は略称、(細)のみ細則

1977	サンシティ規約	サンシティ使用規則
	(施設設備関連)	(組合運営・生活関連)
1979	掲示板(細)	
1980	広場使用	
1981	共用設備	
1982		クラブ組織 広報部会(細)
1984		まつり(細)
1986	駐車場・同(細)、一時駐車、集会所 オートバイ置場・同(細)、自転車置場	'83自転車登録実施
1999	車両等通行	'86 規則集を全戸配布
2000		動物飼育、未収金回収、役員報酬
2004		発注・支払・印鑑、専有部分修繕・同(細)
2007		文書管理・同(細)
2010		各種名簿取扱(細)、公共団体協力(細)

注)上記の改正を規約は8回、そのほかは各々1~3回行っている。
サンシティ管理組合

(5)施設管理とコミュニティ活動

当初から全体管理組織はコミュニティ活動するのがふさわしいとして取り組み。四半世紀を経て明確に位置づけ。

コミュニティ活動の位置づけと歴史

- 1980 ◎三井不動産が全体管理組織を設けた。自治活動もやるのが自然、と取り組み。
⇨施設管理に徹して管理費を安く、という見方も
- 1981 ○サンシティだより(現「サンシティライフ」)創刊。隔月～年三回で最近号128号
- 商店会と盆踊り大会、お化け大会開始、二日間開催⇒今年34回
- 知合うために「サンシティ文化祭」開催⇒今年34回
- クラブ活動 '83頃24クラブ⇒'90頃27クラブ約600人、現在25クラブ約530人
- 1985 ◎区町会連合会加盟
- 1986 ○中台地区運動会参加(約100名)
- 1988 ○志村防犯協会加盟

1997F 全体監事の指摘

「全体管理費からの自治活動費の支出は総会決議にもとつき有効だが、規約との関係で疑問がある」

2002F 議論するも結論出ず。

2004F 規約への明記

規約45条 管理組合の業務に

「(6)地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」を明記。

現在 管理費予算のなかに下記の地域活動費を計上(費用順)

・祭、広報、プール、防火・防災、地域交流、文庫、防犯、生活環境

※管理費予算の5-6%

サンシティ管理組合

10周年頃の3課題(理事長)

1 管理組合のシステム化

- * クラブ活動・・・備品の保有、修繕費用負担の明確化
 - ・・・集会所利用における新旧クラブ公平
- * コンピュータ化・・・居住者データの登録と人材発掘等
 - ⇒プライバシー論から反対強く進まず

2 広報活動の強化

- * 「ライフ」以外も・・・よりスピーディーな広報、クラブ紹介
- * 住民側からのフィードバック促進、こどもの参画

3 ふるさと論

- * 隣組、長屋的、よその子供に注意するコミュニティを
 - ⇒マンションはさっぱりしたコミュニティがよい
- ⇒居住者の将来像をもとにした将来ビジョンの検討を

2.2 課題(1)

(1)担い手の確保

★高齢化

- ・平均年齢上昇、OB化
⇒活動の担い手不足

□対応

外部コンサルタント活用

外部委託部分拡大

若手起用促進(世代交代)等

* 本来OB化で時間増加?

⇒「一人二役」(自助+共助)

(2)ルール徹底

- ・違反者への対応(*ごく一部)
- ・駐車場物置化
- ・違法駐車
- ・ベランダ非常時通行障害物
- ・粗大ごみ等放置
- ・同、外部者への対応
- ・夜間の非行少年
- ・外部来訪者の喫煙、大型犬
* 一団地開発での公開空地
- ・その他

2.2 課題(2)

☆大ごとだが、余裕のあるうちから、時間をかけ、真正面から取り組めば、コミュニティを活性化し、新居住者層の入居で若返りも期待できる

(3) 施設の高齢化対応

○長期修繕計画で着実に進めているが

- * 排水管豎管
- * 外灯更新
- * 想定外...漏水等

○高齢化による駐車場収入減
物価上昇の修繕費用の増加への対応

○いつか必ず来る建替え

- ・現在、長期修繕計画は築後65年目まで
⇒築後60年目もありうるとすれば
そろそろ考え始めるべきか
※建替えるなら近くなれば修繕中止も
 - ・そのあと、だれがどのような生活をするのか、それにより戸当たり面積が左右され
全体規模、円滑な建替え、資金などなど
- * 現在70才なら25年後は95才、
それまで生きていない可能性大
まして、その先の生活は考えられない。
□「修繕」か「建て替え」かの対立は不毛

2.2 課題(2)

(4) 防災対策 (首都圏直下型地震)

- ① 災对本部体制を総会承認('13)
- ② 理事会各部会及び各棟委員会による防災マニュアル整備('14～)
- ③ 住民自主防災会結成('12)
 - ※東日本大震災時に対応が事務所任せだったことへの反省から、理事会OBで
- ④ 全体及び各棟での備蓄(基本は自助)
- ⑤ 管理組合と管理受託会社の連携は課題
- ⑥ 訓練、講演会、映画などで啓蒙

⑦ 居住者名簿

- 東日本大震災後、各棟居住者名簿作成し、現在更新中
 - ⇒安否確認対象者把握
 - 重点支援者住戸の識別
 - 居住者数・特性の把握
- 名簿は各棟委員長管理
- ※全体の防災組織との分担連携、嚴重管理と非常時活用のバランスは課題
- 各委員が担当居住者名簿保有の棟も
 - * 提出拒否者 3%～15%
 - ⇒各種名簿管理の細則あり

2.2 課題(3)

(5)組合運営上の課題

・交代制の理事・委員

⇒継続制の専門委員、事務所職員との知識経験差

⇒対等でなく異存しがち

現役者は平日困難

専門委員から「もつと働け」

⇒同じ検討が繰り返されることも

⇒近隣町会との付き合い

・自主性と専門性

「棟の周りの木をどうするかは棟が希望を出し、草刈にも精をだす」

⇔「植栽の専門家が考えてやってくれ」

(6)そもそも管理組合の存在感は

A順調なら意識しない存在

B何でも連絡し、行事には総会も含めほとんどが参加する存在

⇒とどちらをを目指すのか？

○総会を活性化すべきでは

⇒委任状も含め成立だが

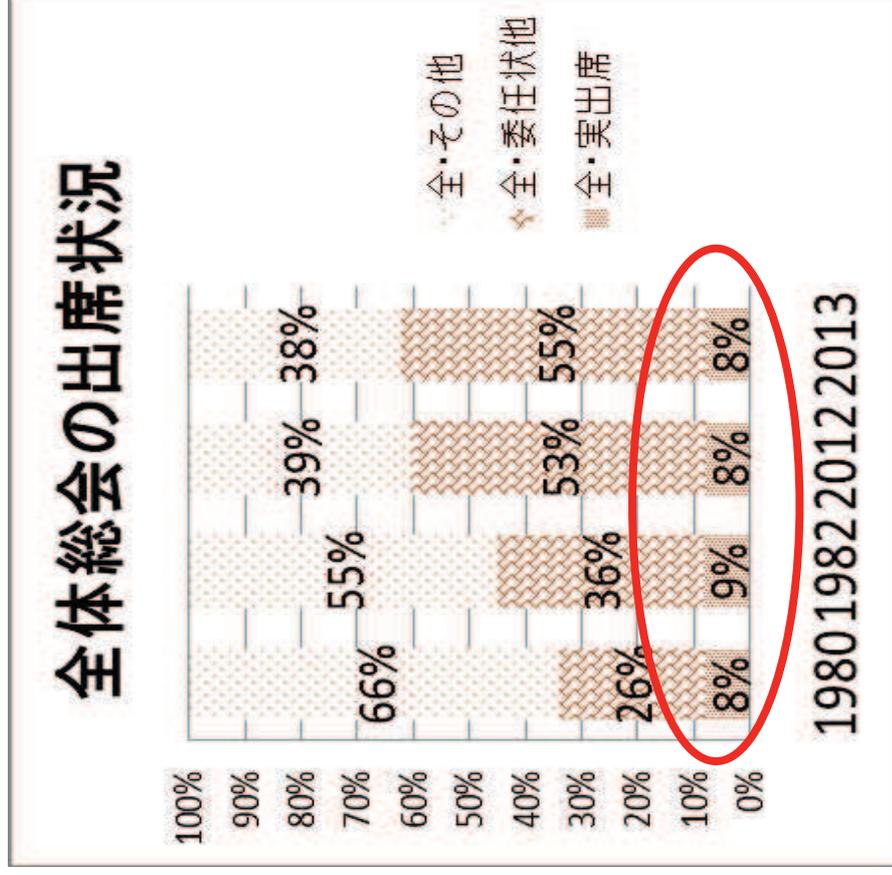
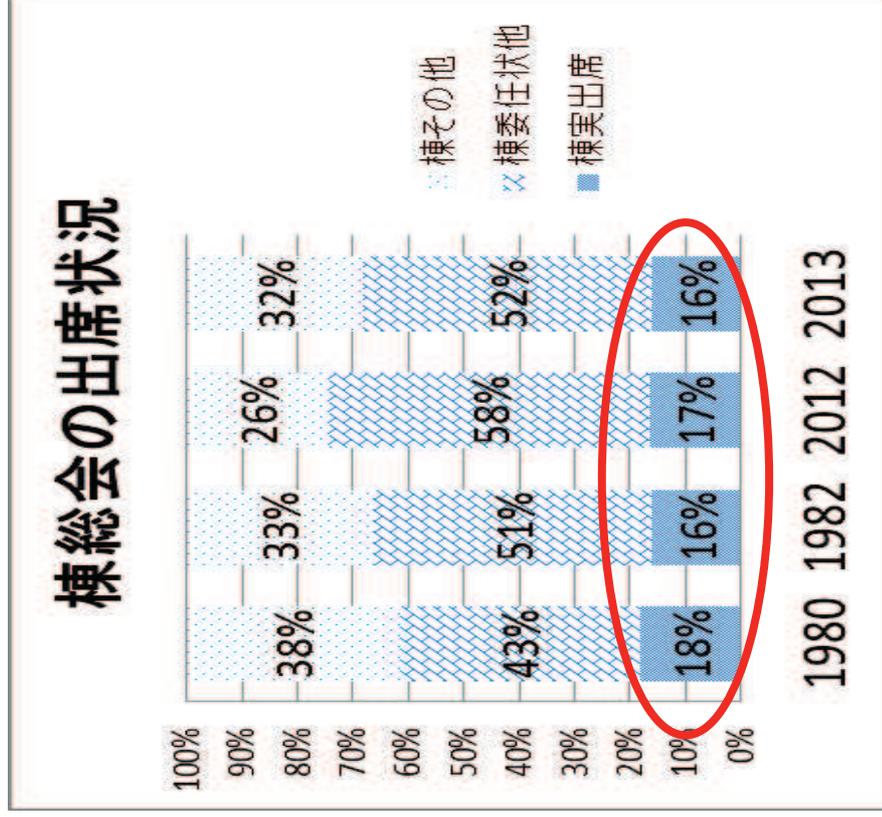
実出席者は1～2割で少ない

⇒理事会はもめずに終わりたい。

一つもめると長時間、しかも中身より手続き論が多い。

付)活動への参画度 総会

- 実出席1-2割 …いざというときの中核層
- 委任状など5-6割…同じく、しっかり分担・協力を期待
- 無反応3-4割 …最小限ルールは守ってもらわべき層



(7)利害の統合

利害対立の要因

①施設利用者と非利用者

- 1 駐車場
* 利用者、空待者、非利用者で三分の時代も 現在は解消
⇒(新)北駐車場建設(P31)
- 2 集会所
* 年コストは小さく非顕在化
- 3 プール
* 年コストは中規模、高度利用論は潜在的に

②所有居住者と賃貸居住者

- 1 近所への気づかい、ルールの順守等
* 賃貸者は一般にやや弱いとされるが、大きな問題にはなっていない。
※'88頃、賃貸は平均12%、ある棟では一説に1/3となり、その棟では賃貸居住者の管理組合活動参加のあり方が総会で懸案として取り上げられた。
しかし、現在ははその棟も1割以下であり、問題となっていない。
賃貸比率が高かった原因は居住者の国内外への転勤のためで、東京に戻れば、もとに戻ったためと考えられる。
- 2 イベント等への参加
* 若干の違いは想定されるが、やはり大きな問題とはなっていない。

(7) 利害の統合

利害対立の要因

③「旧住民」と新規居住者

○ルール、マナーの順守

*リフォームや粗大ごみの届け出、その他日常生活のマナーで違いが出ています。

⇒新旧というよりも自然に溶け込んでいくように思われる。

回覧板、掲示及び2年任期で持ち回りの棟委員を務めるなどにより自然に同化。

⇒新規者には「暮らしのハンドブック」、棟によりオリエン実施も

暮らしのハンドブック●目次●

1. 管理組合について……………4	3. エレベーター /24	10. 住戸内の補修・改修の心得……………28	13. 地上デジタル放送の受信……………40
1 全体総会・棟総会 /4	4 廊下・階段 /24	1 マンションの特殊性 /28	1 テレビ放送について /40
2 理事会・棟委員会 /4	5 ペットの飼育 /24	2 補修・改修での注意事項 /29	2 サンシティの共同隣接システム /40
3 専門部会 /4	6 その他のマナー /27	3 リフォームを依頼する前に /30	3 デジタル放送の視聴法 /40
2. 管理費・修繕積立金……………7		4 リフォーム工事成功の秘訣 /32	4 注意事項 /42
1 管理費 /7		11. 住戸内設備の取り扱い……………33	14. 管理事務所の業務……………43
2 修繕積立金 /7		1 給湯暖房機（ガスの場合） /33	15. クラブ・ライフを楽しむ……………44
3. 全体共用部分・共用部分・専有部分……………8		2 エアコン /33	
1 基本的な考え方 /8		3 トイレ /34	
2 全体共用部分 /8		4 ユニットバス /34	
3 共用部分 /8		5 洗面化粧台 /34	
4 専有部分 /8		6 キッチン /34	
4. サンシティの年間スケジュール……………9		7 洗濯パン /35	
5. 駐車場・駐輪場の利用案内……………10		8 コンセント /35	
1 一般駐車場運用規則抜粋 /10		9 電気のコード /35	
2 駐車場利用方法 /10		12. 防犯・防災はみんなの力で……………36	
3 駐輪場の利用方法 /11		1 防犯について /36	
6. 施設・設備の利用案内……………12		2 災害に備えよう /37	
7. 事故を起こしたときの保険……………15		3 火災のときあなたは？ /38	
1 個人賠償責任保険 /15		4 地震のときあなたは？ /39	
2 施設賠償責任保険 /17			
8. みんなで守ろう生活ルール……………18			
1 禁止されていること /18			
2 必ず守ってほしい /18			
3 長期不在になるとき /19			
4 ごみの捨て方 /20			
9. 日常生活のマナー……………22			
1 騒音 /22			
2 バルコニー /23			

(7) 利害の統合

利害対立の要因

④ 高齢者と若年層

○ 子供たちの声が「うるさい⇔元気」

⑤ 植栽

○ 高木と住戸・駐車場の位置

「うっとうしい」⇔「緑はとにかく守るべき」
樹液で車汚れる

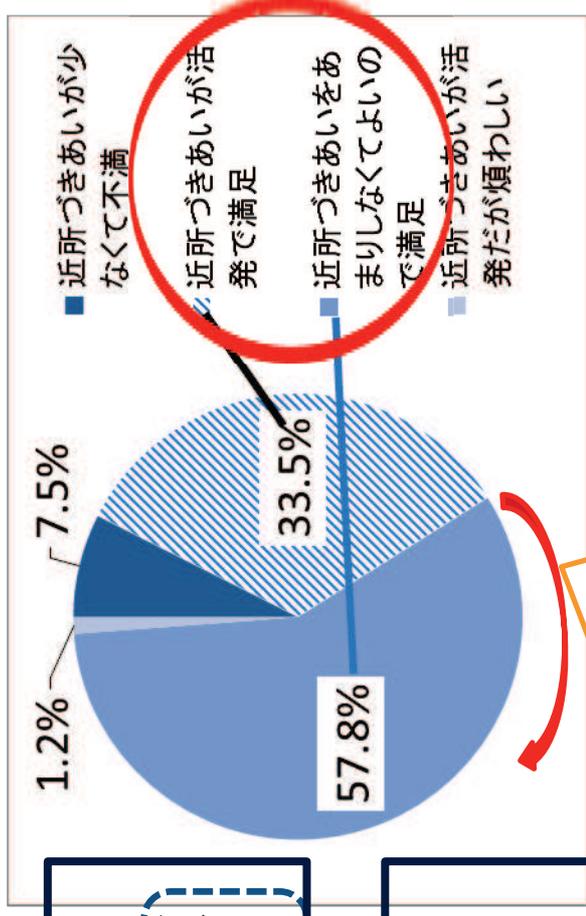
⑥ 非喫煙者と喫煙者

○ 全面禁煙が世の流れ、
自分の健康にも悪い

⇔ 迷惑かけなければよいのでは
* 近年の総会で長時間議論に

⑦ 近所づきあい

'87調査結果 コミュニティ意識



★いざというときに、意思疎通
難しく。⇒減らしておきたい。
(震災等もあり、その傾向か)

利害の統合

利害対立の要因

⑧主体性が専門家依存か

諸検討、推進において

専門家に任せたいとの傾向

* 高齢化によりますます

⑦他人事(ひとごと)層

○防災対策 ※ある棟の例

電気温水器転倒防止・・・1/4未実施

※漏水は下の階にも迷惑だが

家具転倒防止・・・3/4未完了

※わが身の危険

水・食料備蓄・・・半数近く3日未満

※管理組合では原則備蓄せず

(対外部)

⑧外部との調整事項史

○隣接社宅の建替え

○環状八号線開通

('04頃大詰め)

⑨都市計画制度

○絶対高さ制限の指定

区分 * 進行中

⑩近隣町会との付き合い

○防災上重要

⇔ほどほどに

3. 管理組合活動の特色と課題

(1) 施設 数字は正副部長(理事)一棟委員--専門委員数

部会	住民組織	外部
植栽環境	サンシティ・グリーン・ボランティア(SGV) 97	植栽C
施設		排水管C 外灯C
施設運営	サンシティ・プール	

○植栽環境
SGVを中心に

- ・域内の約4.5haを対象に
- ・長期整備計画を策定し
- ・専門業者(高所・重労働)と分担して
- ・ほぼ毎週、維持作業を行う

* 昨年度緑の都市賞(国交省)の総理大臣賞を受賞

○施設
専門委員を含む部会を中心に

- ・あらゆる共有施設について
- ・長期修繕計画(年60-70M)に基づき
- ・専門業者に発注して修繕を実施。

予算件数約15件

- ・各棟EV、火災感知器更新等も音頭
- ・日常的維持・点検は三井不RS

○施設運営
正副部長を中心に

- ・プールについては住民組織の全面的協力を得て夏季約50日運営し教室も
- ・駐車場については
日常的には事務所が運営
全体・各棟共用施設の修繕費を生出す
空き300台超/1181台で利用促進策検討

植栽 整備計画図



20年がかりの管理技術確立①

植栽管理技術(システム)の確立

1980 低木がまばらに植わっている状態

※毎年、継続的に植樹を重ねる。

1986 植栽専門家「興水教授の見解

①規模はある。・毎年植栽し、51000本に。一人8本は公団住宅の倍。

・スダジイの巨木がある。

・区管理公園含め緑地は5.8ha、9㎡/4人は区部平均の倍。

②遊具、舗装も含むが植栽費用は10～12百万円/年

・一戸平均 6,400円/年は公団賃貸の3倍、分譲の1.5倍

⇒ 基本的な方針及び長期ビジョンを立て整備を進めるべき

・緑地エリアは大きく森林(約1.5ha)、公園、庭園の3タイプ。

1996 95スタートのボランティア組織「緑の会」をもとに

サンシティ・グリーン・ボランティア(SGV)発足

★植栽管理費用はボランティアにより低減

類似団地比較

‘93当時

	SC	某団地
戸数	1,877	2,586
緑地(ha)	4.5	4.4
植栽管理費	12,360	23,500
戸当り	6,584	9,087
緑地当り	273	533
		93、千円/年 円/戸・年 円/㎡・年

サンシティ管理組合

20年がかりの管理技術確立②

1997 「サンシテイ緑地維持管理方針」

外部専門家の報告をもとに整備の方向性、内外連携の実施等の基本的な考え方を明確化
「サンシテイ緑地維持管理特記仕様書」
上記を踏まえた具体的な基準

2000 人の森のわかがり活動

～03 植栽基礎技術の習得

森林エリア…放置のためシロダモ等の繁殖し日照阻害、林床崩壊

⇒伐採、樹木点検による対処など 現在約140本

公園エリア…200-500㎡の区画で順次整備

庭園エリア…住居との距離などに応じて高さ等の基準を設定する

「新植栽管理システム」

※並行して作業者、参加者の若返りや動物の共生に取り組み

2006 SGVにより、輿水氏提唱の三つの緑の管理技術のとりまとめが21年目で完成

※もっとも重要なのは合意形成問題

★ある試算方式を適用すると、サンシテイの緑は戸あたり220万円の価値アップをもたらしている。

2013 緑の都市賞「総理大臣賞」受賞

サンシテイ管理組合

施設

修繕計画

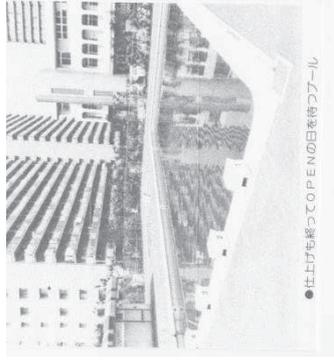
- ◎当初より中・長期修繕計画に基づき全体・棟別に計画的に修繕を実施し良好に施設を維持。毎月、個別に発注額・先等正式決定
- ◎段階的に長期化し、
昨年度総会で最終、築65年までの計画を初めて正式決定

総会 年度	開始 年度	長期修繕計画の足取り				計画の位置付け、名称	作成者名
		期間	最終 経年	期間総額 (千円)	年平均 (千円)		
80	81	～	5	7	13,650	2,730	参考)中期大口修繕計画 管理会社名
85	86	～	10	17	68,637	6,864	参考)中期大口修繕計画 -
90	91	～	10	22	106,020	10,602	参考)中期大口修繕計画 管理会社名
95	96	～	15	32	392,900	26,193	参考)中長期修繕計画 -
0	1	～	20	52	1,173,910	58,696	参考)長期修繕計画 -
5	6	～	20	57	1,292,843	64,642	参考)長期修繕計画 -
10	11	～	30	62	1,647,214	54,907	参考)長期修繕計画 -
13	14	～	30	65	2,007,702	66,923	正式議案 長期修繕計画 (管理組合)

注)各棟共用部分を含まず

施設運営

プール運営



◎利用者 '81 約 14千人(約60日)⇒'13 約 4千人(約40日)

現在は外部利用者(同一料金)も多い

★地域貢献、屋外水道プールは希少価値

◎法律改正・・・他プール事故を契機に運営受託者に警備業免許が必要に⇒自主運営に切り替え

◎規則整備・・・条例遵守による安全・衛生確保明文化へ

◎施設老朽化・・・設備、塗装、漏水対策等

◎赤字論・・・当初より「費用>収入」。赤字でなくコミュニケーション活動費の一環だが、誤解も。

◎高度利用論・・・上記と関連し、初期には多層化、多機能化し、区営化への動きも。

施設運営

駐車場運営の歴史

◎当初、約570台で不足解消が長年の懸案

◎93以降、本格検討し99.2 910台竣工

626台(対住戸33.4%)

⇒1226台(同 65.3%)となり実需満たす

* 当時の新築マンションも整備比率100%でない
と売れないが、実需は6割程度

⇒全体・棟共用部修繕計画の有力財源に

◎現在、高齢化による利用減で空き300超。対策検討中

施設運営

駐車場運営

◎新、北駐車場建設への合意形成(1981-1999)

- 81～当初より駐車場対策は懸案事項
妙案なく、外部確保、違法取締要請等
- 84 某棟委員長より駐車場は将来、増加する修繕費資金源
としても有効との提案。線引直し増設策等検討
- 87～線引直し説明会紛糾を機に専門委独立し本格的検討
平面の2階化、北駐車場の3階化等まとめるが技術面、規制面、
反対等で進まず 数次のアンケート実施で推進87%賛成も
- 93 具体策進まず、外部専門家に発注・結果として進展の要因
検討の基本方針を確認 1できる限り多くの台数確保 2緑地を
現象させない(自然環境の維持向上) 3法令規制の順守

駐車場運営 施設運営

◎新、北駐車場建設への合意形成(1981-1999)

94 アンケートでは三者の意見がはっきり分かれる

	代表的考え方	対応
待機者	①増設大賛成 ②環境も大切だが利便性向上を	①あてにできる賛成派
現利用者	①増設賛成 ※メリットなく、建設中の外部避難等不便大きいので反対多いと想定していたが、むしろ「特権」を気にしていた。	①意外とあてにできる賛成派
非利用者	①増設反対 ※メリットなく環境悪化。	①利害関係薄いと説明おろそか、と反省 ⇒駐車場収入による修繕費財源の確保は大きなメリット、環境も維持、と丁寧の説明。 ⇒賛成派へ

クリアすべき課題

- ・規模/建設方法(段階/一括)の選択
- ・10千㎡大規模駐車場の建築許可
- ・前面道路混雑、環境等の影響評価
- ・現利用者約300台の期間中駐車場確保
- ・建設資金調達
- ・総会特別決議(3/4)の賛成確保

サンシティ管理組合

多くの賛成が得られた要因

- タイミング
 - ～規制緩和、低金利、低建築費
- 長期の粘り強い活動の積み重ね
- オープンな意見交換等合意形成プロセスを大切にした
- 日常的コミュニケーション充実により各種プロの協力体制が整った

3. 管理組合活動の特色と課題

(2)文化 ※数字は正副部長(理事)一棟委員---専門委員数

部会	住民組織	外部
文化企画 2-11-19	クラブ評議会 約24クラブ 640人	外部会員 (先を含む)
広報 2-11--8		HP改訂
生活文庫 2-22--4	愛犬の会 120頭 文庫世話人 23人	

○文化企画
諸分野のクラブで構成するクラブ評議会が中心となり
・7月のこども祭
・10月のサンシティ祭開催 ★パンフ
～いずれも外部から多数来場
・開設時からカルチャーセンター ★
□高齢化⇒活性化が課題

○広報
専門委員を含む部会を中心に
・「サンシティライフ」年3回刊行
*オールカラー約32P
□担当者の負担感
・HP管理
歴史、総会・理事会議事録など充実、
外部委託で速報性等強化へ改訂中

○生活環境・文庫
正副部長、専門委員を中心に
・生活・・・福祉、ペット等
・文庫・・・週 日図書室運営、寄付された
た本を祭で販売し財源の一端に
*いずれも部長のみの2部会を合併、
正副部長配置へ

文化企画

サンシティ祭・・・'81夏の盆踊り成功、「秋は文化祭」・・・多彩で充実した企画で33年

太陽と緑と笑顔のサンシティ



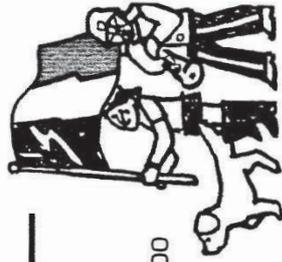
- 第33回開祭宣言
[管理組合理事長]
ステージ■9:00
- パレード
[板橋区吹奏楽団]
運動広場■9:05～9:50
- 氣功・太極拳の演習
[氣功太極拳サークル]
運動広場■9:10～9:35
- かわいい鼓笛隊
[サンシティ聖母幼稚園]
運動広場■9:50～10:05
- 大正琴(黄色いリボン他全7曲)
[琴広流大正琴友の会]
ステージ■10:25～10:50
- Ballet
[ブチリーフ]
ステージ■
- 歌声を秋風にのせて
[サンシティ混声合唱団]
ステージ■11:00～11:30

9 10 11 時間

11/2 (土)
サンシティアイコンサート
緑小体育館
15:00 (開演)
13:30 ミニコンサート

- 主催：サンシティ管理組合
- 共催：サンセリゼ商店会
- 染色/陶芸/茶道
- 絵画/混声合唱団
- 囲碁/テニス/
- ダンス/フチリーナ
- 雑学/スキュー/写真/
- SUNクラブ
- グリーンボランティア
- 地域福祉を考える会
- 文連部会
- 生活環境部会
- 文化企画部会
- 防火防災部会
- ご参加団体
- 聖母幼稚園
- 緑小PTA
- 板橋区吹奏楽団
- 日本女子高等学校
中学校
- 中台サッカークラブ
- グリーンボランティア
- 板橋琴言本舗
- 大正琴友の会 (琴広流)
- 氣功太極拳サークル
- 緑小学校88年度卒業生
- 河村屋
- とれたて野菜いせいせ屋
- NPO法人アジアの障害者活動
を支援する会
- ホームセンター ユニティ

- 子どもマラソン大会
[緑小PTA]
(協力・中台サッカークラブ/グリーンボランティア)
緑小～サンシティ■9:30～10:30
開催中交通規制があります。ご注意ください。
- 防災グッズ 展示、販売
[防火防災部会/ホームセンター ユニティ]
A棟ピロティ■10:00～15:00
- 緑台囲碁
[囲碁クラブ]
A棟ピロティ◆10:00～15:00
- サンシティ竹産品店
[木加工芸クラブ]
滝の広場◆10:00～16:00
- SUNショップ
[SUNクラブ]
流れの広場◆10:00～14:00
- いも煮会・親子もちつき
[文化企画部会]
運動広場A棟ピロティ◆10:30
- 古本市
[文庫部会]
G棟ピロティ◆1
- 健康チェック&相談コーナー・貸出車
[地域福祉を考える会]
A棟集会所前辺+ロビー◆10:00～14:30



- 伝統の染とのコラボ
[染色クラブ]
A棟第1集会所▲9:30～16:00
- 蝶の標本館
[緑小学校88年度卒業生]
アトリウム▲10:00～15:00
- 土と炎の出遣い
[陶芸クラブ]
A棟第1集会所
▲9:30～16:00
- 絵画展とカフェ・ミロ
[絵画クラブ] 喫茶併設
G棟第7集会所 ▲10:00～16:00
- 写真展「今」
[写真クラブ]
A棟第2集会所
▲9:30～16:00

■クラブ展覧会と催しは、各棟の集会所、ロビーにわかれています。別地図をご覧ください。■ハットとジャンパーを着ているのは祭係員です。■当日は自転

文化企画 サンシティ祭・フリマ、古本、飲食も充実

- Concert**
- **ダンス**
[旧木曽山女子高校&中学校]
ステージ■12:35～13:05
 - **子どもマラソン表彰式**
[緑小PTA]
ステージ■12:05～12:30
 - **Live under the SUN '13**
[from no.9/廣瀬友里]
ステージ■13:15～14:05
 - **Let's Dance**
[サンシティイジャズダンス]
ステージ■14:10～14:25
 - **サルスダンス**
[ピエドラ]
ステージ■15:00～15:10
 - **アリーディング**
[VIOLETS]
ステージ■14:45～15:00
 - **閉会式**
ステージ ■15:55～16:00
 - **見沼流子ども組太鼓**
[板橋勇音太鼓]
ステージ■15:25～15:55

12 13 14 15 16

- 会**
- **陶器市**
[陶芸クラブ]
流れの広場■11:00～13:00
 - **散詩亭で一服どうぞ**
[茶道クラブ]
F棟和室■12:30～15:00

- 10～16:00
- **フリーマーケット**
[文化企画部会]
流れの広場他◆11:00～16:00

の展示



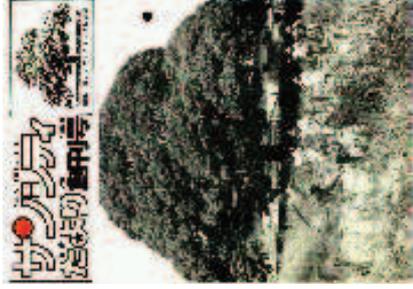
カルチャーセンター

※乗り入れ待ち込み禁止・ペット入場禁止・指定場所以外禁煙です。ご協力を！

時間 10 11 12 13

- **ヤキソバの店**
[グリーンファイツ]
● **炭火やきとり・赤飯・水あめ**
[グリーンファイツ]
- **ポップコーン**
[ダンスクラブ]
- **わたあめ・わんたん**
[スキークラブ]
- **焼きおにぎり**
[グリーンポランティア]
- **手づくり団子**
[囲碁クラブ]
- **手作りおでんとフランクフルト**
[中台サッカークラブ]
- **酒舗・酪亭**
[雑学クラブ]
- **クッキー**
[NPO法人アジアの障害者活動を支援する会]
- **お好み焼き屋さん・飲み物**
[チニスクラブ]
- **ドライカレー・名物コロケ他**
[ブッシュ]
- **ドリンク屋台**
[河内屋出店]
- **豆腐ドーナツと野菜の百円市**
[サンマリゼ商店会・とれたて野菜 いきいき屋]

サンシティ ライフ



広報

発行の目的 創刊号の理事長あいさつ(要旨)

- ①組合員相互のコミュニケーションを図る
- ②マンション、団地としての問題解決のために
意見を出し合い、合意形成を図る
⇒理事会、各棟委員会からの広報よりも
組合員からの声を中心に編集
⇒組合員による編集と理事会等の共同
- ③防災研究でマンション等補修を調査すると
「コミュニケーションの良いマンションほど
補修がうまうま行われている」

※上記の考え方でさまざまな特集を組みながら発行

◎最近号 127号 現在3回/年刊行

HP(ホーム ページ)

○外部へのサンシティの紹介○居住者への情報提供

- ・景観・植栽等のよさ、受賞歴
- ・理事會、總會議事録
- ・規約・規則
- ・行事、クラブ、作品
- ・集會室予約狀況
- ・暮らしのハンドブック
- ・歴史、施設、周辺施設
- ・広報誌バックナンバー

生活環境・文庫

生活環境

- ◎高齢者対応・・・バリアフリー等検討反復
 - * 基本的なところで明快な解答に至らず
 - * 受益者でなく授益者でありたい
- ◎ペット・・・制限つきで可。ルールは早期より整備
愛犬の会で清掃活動なども
外部者へのルール徹底が一つの課題

文庫

- ◎83/12、1000冊でこども文庫としてスタートしたあ
る棟の自主活動
⇒90/9 管理組合運営による全体の施設へ
- ◎登録約1,600人、利用は大人:こども=2:1
- ◎週三日開室、貸出24冊/日
- ◎寄付本を祭で販売し、新本購入の原資に

3. 管理組合活動の特色と課題

(3)総務 ※数字は正副部長(理事)－棟委員－専門委員数

部会	住民組織	外部
長計		
	2－ 4--0	
防犯	志村防犯協会 サンシ テイ支部	警察署
	1－ 11-0	
防火 防災	住民自主防災会	消防署
	2－ 11--4	
財政 会計		
	1－ 0--0	

○長期事業計画
正副部長、専門委員を中心に
・長期修繕計画の検討
・文書管理 * 建設/運営、全体/各棟
・規約、規則等改正 * 昨年度一段落
・管理組合活動の全体調整、など
・懸案の長期ビジョンの検討着手

○防犯
部長が棟委員、防犯協会支部と協力して防犯活動推進
・定例夜間・祭時特別パトロール
・各種安全対策の検討、推進

○財政・会計 部長により
・予算編成統括・・・ * 三役補佐部会調整
・期中予算執行管理・・・各部個別支出等
・年度決算の統括・・・各々事務所が実務
□増税、物価、修繕費増、収入減等対応

○防火・防災
正副部長が棟委員、自主防災会と協力して防災活動推進
・年2回の防火・防災訓練実施
* 安否確認、各種実習、避難所開設等
・直下型地震を念頭に防災本部体制準備
* 各部会・各棟分担しマニュアル等整備
・東日本大震災関連映画、講演会開催も

長期事業計画

- 長期修繕計画・・・施設部会と連携し従来の参考資料を総会決定
 - 文書管理・・・建設・運営の現物管理膨大
過去文書の電子化は中止
 - 規約改正・・・総会決定を受けて新規則集配布
 - 長期ビジョンの検討開始・・・長年懸案、居住者像をしっかりと把握したうえでソフト、ハードを多面的に長期展望へ
- ※高齢化は予想以上に進展中

防犯

- 年間計画に基づきほぼ毎月域内・周辺を夜間パトロール
- サンシティ祭、こども祭の警備分担
- 振込め詐欺防止キャンペーン展開
- 域内安全向上策提言 など

防火・防災

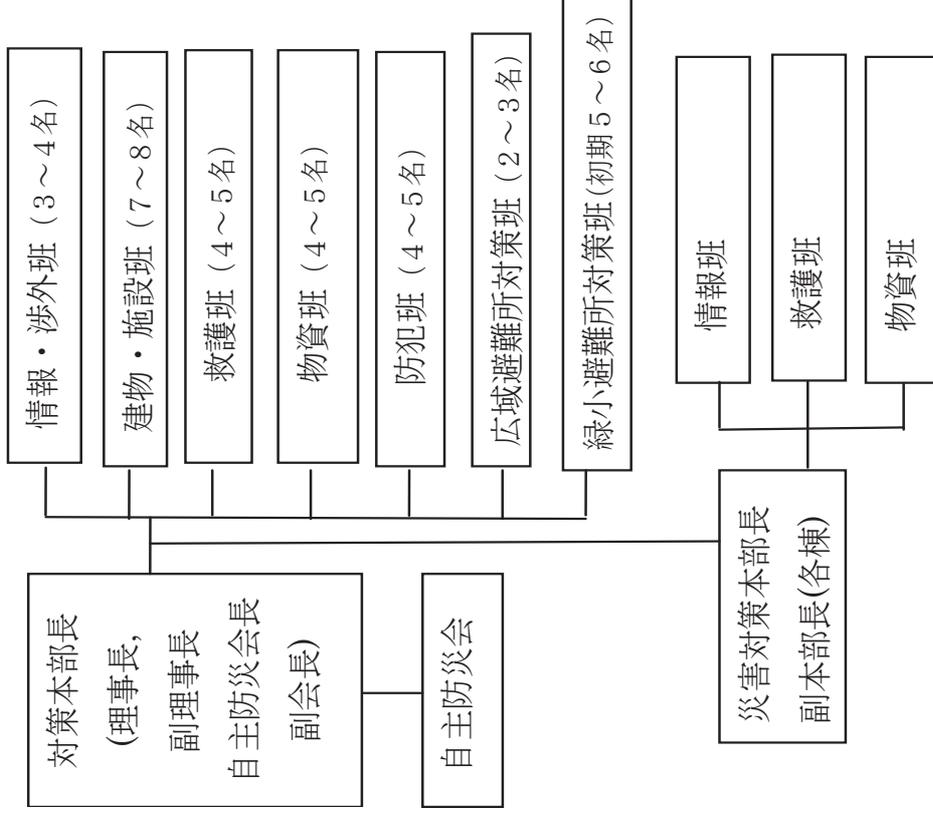
消防・防災訓練/参加状況

棟	6月8日	参加率	10月5日	参加率
1	24	13.7%	42	24.0%
2	27	16.6%	21	12.9%
3	22	13.8%	23	14.4%
4	24	13.8%	16	9.2%
5	20	13.8%	34	23.4%
6	31	16.4%	24	12.7%
7	36	18.8%	29	15.1%
8	13	8.4%	13	8.4%
9	40	19.6%	31	15.2%
10	15	9.7%	21	13.5%
11	18	11.3%	14	8.8%
全体	270	14.4%	268	14.3%
	小雨		雨(台風前)	

★発災時の中核人材（人数/住戸比）

サンシティ管理組合

災害対策本部



★部会、棟で分担してマニュアル整備中
発災時の意思決定、ルールと徹底方策、
外部からの避難者対応なども課題

居住者名簿

東日本大震災契機に

- 各棟で各戸の居住者名簿を作成
(氏名、年齢、要支援等)
- 名簿は委員長責任で事務所金庫保管 ⇒ いざというときの使い方
 - ※棟によっては各階委員保持も
 - ※各棟防災委員会等で検討中
- 要支援者の把握
 - ⇒ 自己申告は30代家族含め多様
 - 80代「不要」家庭をどう見るか
 - ⇒ 何らかの基準化必要
- 名簿拒否者への対応
 - ⇒ 厳重な名簿管理と発災時の不利益の恐れを訴えるが

★'90、ある棟で緊急連絡用の居住者カード記入を依頼したところ40%強の提出率⇒震災後'11には85%、'14は98%

居住者像の把握

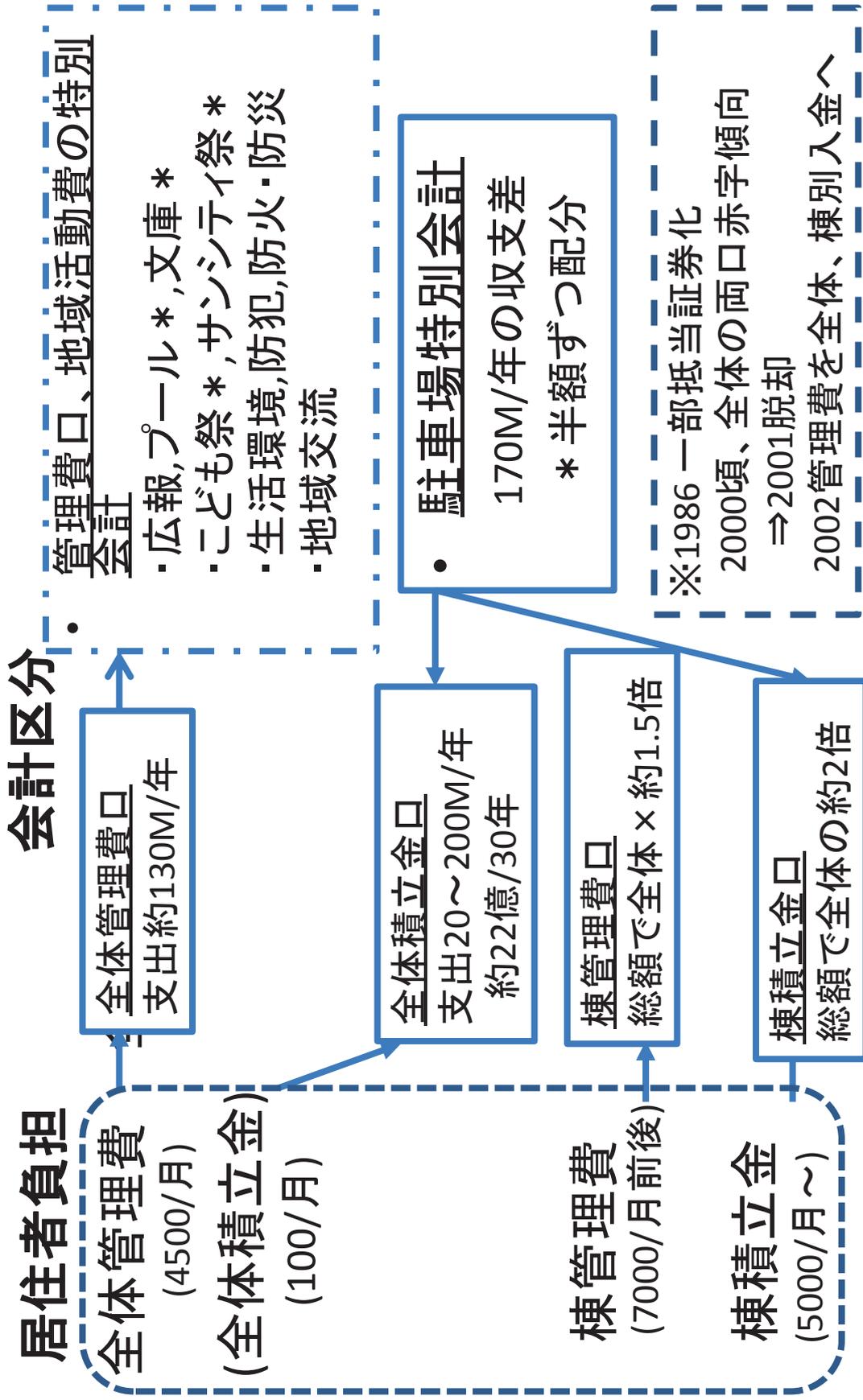
- 名簿に基づき
年齢別分布、高齢単身者
初め家族構成等の状況把握
⇒ 長期ビジョンの基礎に

◎名簿の重要性認識の高まり

- ・東日本大震災、広島土石流、
御嶽山噴火などで

★「あの人を助けねば」「あの人に助けてほしい」は日頃の挨拶、顔見知りから。棟内の近所づきあいが防災対策の出発点。

財政会計



3. 管理組合活動の特色と課題

(4) 理事長直轄 ※数字は正副部長(理事)---専門委員数

部 会	住 民 組 織	外 部
地域 C	2— 0—2	板橋区町会連 合会加盟
商業棟 PT	1— 0—10	三井不動産 (所有者代表)

○地域コミュニティ部会

- ・板橋区主導の各種事業において行政とのパイプ役となりサンシティ内主導
 - * さくら草祭、地区運動会など
 - ・中台地区近隣町会との外交
 - * こども祭、サンシティ祭招待等
- 居住者の近隣交流意識向上

○商業棟活性化プロジェクト・チーム

- ・空店舗の多い商業棟につき住民の立場で誘致業種提案、テナント誘致協力★店舗構成今昔
 - ・夏季打ち水、秋サンマ祭等イベント
- その他必要に応じPT編成
- ・灰皿撤去('13)、高齢者対策('11.12)
 - ・長期ビジョン、排水管更生等今後

地域コミュニティ

地域とのかかわり

- 区の地区センター・町会連合会支部会合を中心に対応
月例会合は毎月20-30件の報告・連絡事項があり不可欠ではあるが
※ともに参加する行事は

地区運動会

地区防災訓練

さくら草祭

新年度交歓会 程度

体制

1985町会連合会加盟

当初 理事長担当

2005 副理事長担当へ

2007 専担理事1名へ

2011 専担理事2名へ

地域コミュニティ

周辺町会との交流は少ない理由

理由

- 交流のメリットを感じにくい
 - ※ 戸建地区とは状況が違い、町会活動も定型的?
 - ※ マンション、団地も学ぶものがない?
- いざというときの助けをあまり期待できない?
 - むしろ(広域)避難所として、受け入れる側
- 基礎的な要素として役員の短期交代

交流活発化を考えてみると

- ① 震災時などでの相互支援の具体的なイメージ共有
 - ※ 避難受入、行政対応での連携、消火活動等
- ② 経験に基づく支援・指導
 - 修繕、防災、文化、町会運営等、活用できる知恵を他町会の若手に(参画してもらおうなどで)ノウハウ伝達
 - ※ 自らの若返りが優先事項だが
- ③ シニア組織の活用
 - 児童館、小学校、便利屋など地域貢献の能力が高い
- ④ 町会のグループ化、系列化、合併?
 - 戸数が少ないところでは、その1-2割が頑張っても人材不足では。
 - 町会運営や行事参加が困難?
 - ⇨ シニアも含め一人二役(自助・共助)で。

商業棟活性化PT

☆居住者のためになる社会貢献

スーパー等一部を除き多くが撤退

スーパー	⇒	★変わららず
鮮魚・塩干	⇒	クロナコヤマト
野菜・果実	⇒	接骨院
肉・パン	⇒	×
酒	⇒	産直野菜
茶・海苔	⇒	健康レストラン
マツモトキヨシ	⇒	他店⇒保育園
衣料	⇒	米 ⇒×
インテリア	⇒	公文
家電	⇒	営業所⇒×
玩具・たばこ	⇒	⇒進学塾
本・文具	⇒	不動産⇒×
花屋	⇒	パソコン教室
中国料理	⇒	スーパー休憩室
天ぷらうなぎ	⇒	動物病院
寿司	⇒	★変わららず
喫茶	⇒	薬局
	⇒	看護センター
クリーニング	⇒	★変わららず
理容	⇒	★変わららず
美容	⇒	★変わららず
銀行	⇒	★変わららず

30周年シンポでも「活性化を」 ⇒プロジェクトチーム立上げ

- 居住者アンケート
(購買動向、希望施設等)
- テナント誘致
※オーナーの役割だが
- イベント支援
※セタ、打ち水、さんま祭等
- バリアフリー化促進
- 防犯カメラの設置検討
⇒外周部設置へ補助申請中

3. 「マンションの建築及び適正な管理の推進を目的とした条例でコミュニティを扱っている事例」
(東京都豊島区)

豊島区のマンションと町会・自治会連携の現状について

○豊島区の町会・自治会について

- ・豊島区の町会・自治会数 129 町会
- ・区全体の町会加入率 52.7% (平成 25 年度)

○マンションの町会加入状況について

■豊島区分譲マンション実態調査 (平成 23 年 1 月) 時のデータ (回答数 232 件)

- ・マンション全体で加入 64.7%
- ・各住戸に判断を任せている 13.8%
- ・未加入 16.8%
- ・わからない 4.7%

■マンション管理状況届出書集計 (平成 26 年 3 月) 時のデータ (届出件数 578 件)

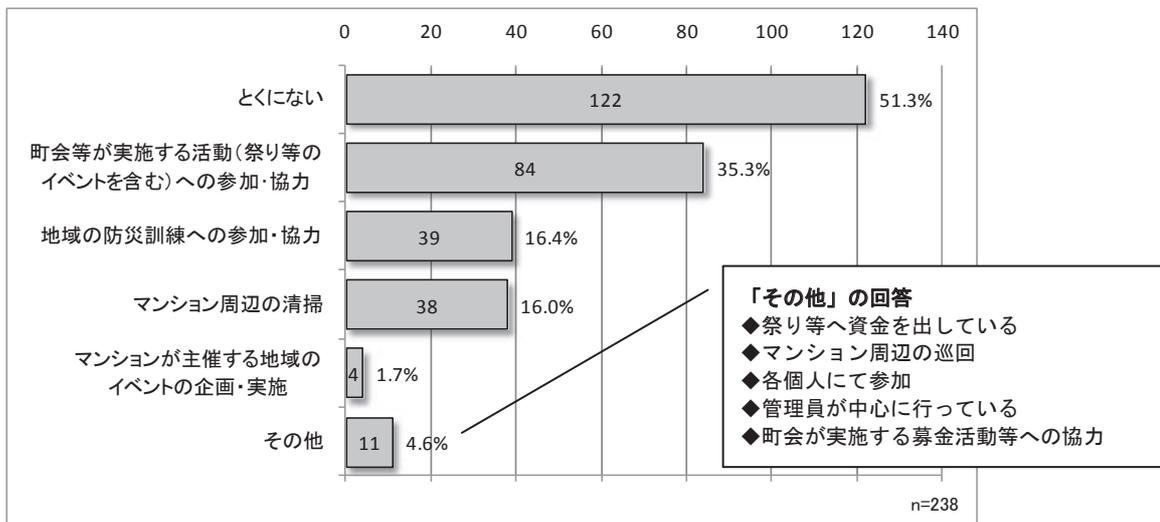
◆加入 71.1%

- ・マンション全体で加入 57.1%
- ・個別に加入 12.6%
- ・加入 (全体・個別不明) 1.4%

◆未加入 28.2%

○マンションの地域に対する活動 (豊島区分譲マンション実態調査 (平成 23 年 1 月))

地域に対する活動 (「とくにない」以外は複数回答)



○町会との協議を義務化した条例

■豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例（平成 16 年 6 月）

対象：地階を除く階数 3 以上で、かつ住戸数が 15 以上の共同住宅の新築

◇地域貢献としての災害対策施設の設置（平成 22 年 1 月 1 日施行）

(地域貢献としての災害対策施設の設置)

第 20 条 建築主は、中高層集合住宅建築物の延べ面積が 3,000 平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が 6 以上となるときは、当該建築物又はその敷地内における地域貢献災害対策施設(地域住民が利用可能な防災用資器材庫、災害用仮設便所設備等の災害対策施設をいう。)の設置について、入居者等の居住する区域に属する町会又は自治会(以下「町会等」という。)と協議を行わなければならない。

設置等実績

年度	件数	内容
H22	8	・災害用トイレ、防火水槽、かまどベンチ、水生成システム ・エントランス開放、
H23	1	マンホールトイレ 3 個設置
H24	7	・防火用資器材庫、災害用仮設便所の設置 ・災害用マンホールトイレ 1 個、組織用救急箱 1 セットを町会へ寄贈 ・防災倉庫（発電機、災害用トイレ等）、防火用貯水槽を設置
H25	1	町会防災倉庫を敷地内に設置

◇町会等加入協議（平成 22 年 1 月 1 日施行）

(地域コミュニティの形成)

第 21 条 建築主は、地域コミュニティの形成のため、入居者等(建築主を含む。)の町会等への加入に関して、町会等と協議を行わなければならない。

町会・自治会加入協議実績

年度	協議受付件数	協議済件数
H21	8	8
H22	44	43
H23	26	26
H24	39	39
H25	35	32
計	152	148

■豊島区マンション管理推進条例（平成 25 年 7 月 1 日施行）

対象：既存及び新築の全ての分譲マンション

◇町会等加入協議（町会未加入マンション）

（地域とのコミュニティの形成）

第 26 条 マンション代表者等及び居住者等は、当該マンションの所在する地域の住民との良好なコミュニティの形成に取り組むよう努めるものとする。

2 マンションの所在する地域の町会・自治会に加入していない当該マンションのマンション代表者等は、町会・自治会と加入等について協議するものとする。

協議実績 協議済 2 件（平成 26 年 7 月現在）

◇マンション内及び地域とのコミュニティ形成の取組み（努力義務）から見られる事例

条例で届出が義務化された「マンション管理状況届出書」には、「マンション内及び地域とのコミュニティ形成の取組み」についての自由記述欄があります。

町会など地域と良好な関係を築いているマンションがある一方、コミュニティ形成が難しいとのご意見もありました。その理由として、マンションの賃貸化によるものが多く挙げられています。

地域とのコミュニティ活動の事例（マンション管理状況届出書集計（平成 26 年 3 月）抜粋）

- ・各種行事への参加・協力
- ・町会主催の防災訓練に参加、町会祭礼に公開空地貸出等
- ・理事役員が町会担当理事として町会の定例会に参加
- ・公開空地の開放
- ・町内清掃活動への協力
- ・祭礼時の祝金奉納
- ・町会への集会室貸与
- ・町会へ防災備品を寄贈

取組みが難しい等のご意見（マンション管理状況届出書集計（平成 26 年 3 月）抜粋）

- ・ワンルームゆえ不可能
- ・オーナーズマンションの為、地域との交流を望まない入居者が多くとても無理。隣は何をする人ぞの典型的なマンションになっている。
- ・10 年前頃から区分所有者が半数以下になり借主が多く、コミュニケーションが取れなくなっている。
- ・賃借人が多く、転居が多い

豊島区マンション管理推進条例による協議済み 2 件の事例

★事例 1

築 30 年以上のマンション。今まで管理組合が組織化されておらず、地域の町会と全く接点がなく、町会名も知らないという状態であったが、条例制定を機に管理組合を組織化。新理事長が町会長と協議を行い、町会の活動や防災の取り組みについて情報共有をはかった。

理事長からは、町会長と顔を合わせることができ、地域の活動もわかってよかったとのご感想をいただいた。

★事例 2

築 5 年以内のマンション。条例制定以前より町会に対し、町会費、活動内容、町会費の使途・会計等について質問していたが、町会から回答が得られなかった。再度回答依頼するも返答がなく信頼関係が築けないとして、総会で加入は個別の判断に委ね、管理組合の関与は行わないことを決議。条例施行以前であるが、経緯と決議を尊重し、町会側も協議の意思が見られなかったため、協議済みとした。

○管理組合側から寄せられる相談・意見の事例

・新築のマンション。管理組合役員が町会の総会に出席したところ、総会における事業報告や会計報告など、「いつもの通りです」の一言で終わってしまい、新規加入者にわかりづらい進め方で疎外感を感じた。

・条例施行後管理組合が組織化された築 30 年以上のマンション。町会とはゴミの出し方等をめぐって接点がある。管理組合組織化以前から管理を引き受けているかたは、町会への加入について考えているが、町会加入費が祭礼等宗教的なものに支出されているのはいかがかといった意見が上がっており、理事会で検討する前の段階で止まっている。

・築 10 年未満のマンション。地域町会との交流や貢献を大変前向きに考えている居住者が多く、管理組合としても積極的につながりを持ちたいと考えているが、町会側の運営が、町会加入費を払っても会計報告がないなど不透明な点が多いため、良好な関係を築くことが難しい。

4. 「条例を制定し、情報共有方式を含めた災害時要援護者情報の提供を行う事例」
(横浜市)

災害時要援護者支援のための 取組事例集



平成 25 年 9 月
横浜市健康福祉局

はじめに

過去の大きな災害では、災害時に家族などの支援が受けられず、自力での避難が困難な方（災害時要援護者、以下「要援護者」という。）の被災が多く見られることから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要とされています。

国や神奈川県では、要援護者の円滑な避難支援を進めるためのガイドラインや指針を策定しています。その動きを受け、横浜市では平成 19 年から要援護者の円滑な避難支援に向けた検討を着手し、取組を進めています。また、各区では、地域の実情に合わせて様々な取組が行われています。

本冊子は、要援護者を地域の皆さんで支え合う体制をつくるための方法や取組内容・ポイントを整理したものです。紹介した事例全てに取り組むことを勧めるものではありません。地域の実情に合わせて、防災活動や福祉活動などにご活用いただきたく思います。

目次

1. なぜ支援が必要か？	1
2. 横浜市の災害時要援護者支援	2
(1) 災害時要援護者とは	
(2) 要援護者支援の課題	
(3) 横浜市の災害時要援護者支援	
(4) 個人情報の取扱い	
【参考】よこはま地震防災市民憲章	
3. 災害時要援護者支援の取組	7
※詳細は次ページの表を参照	
4. 要援護者支援に関する Q&A	31
5. 参考資料集	37

災害時要援護者支援の取組一覧

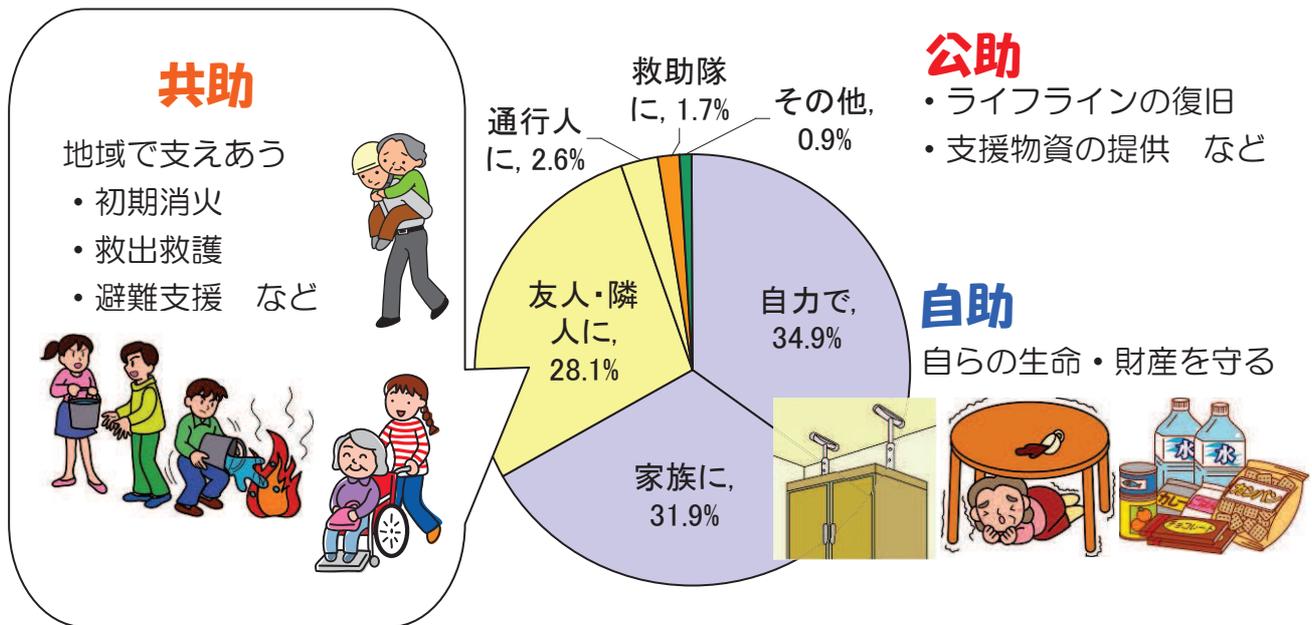
※手順通りに取り組まなくても結構です。地域の実情に合わせてできることから始めてみてください。

取組の手順	主な取組	掲載ページ
活動を始める前に	①要援護者支援の必要性を学ぶ ◆取組の必要性を学ぶ ◆取組内容を検討する	⇒ p.7
	②活動体制を整える ◆既存の地縁組織を主体とする ◆メンバーを募り、新たに組織をつくる	⇒ p.8
	③要援護者を把握する ◆向こう三軒両隣の関係を活かして ◆地域で要援護者を募る ◆行政が保有している情報で補完する	⇒ p.9
災害時に備えた日頃からの取組	④日頃からの関係をつくっておく ◆訪ねてみる（顔合わせ） ◆交流会を開く ◆見守り活動を行う	⇒ p.12
	⑤要援護者の支援の方法を決めておく ◆避難時や避難生活時の支援上の留意点を把握しておく ◆避難先・避難経路を確認しておく ◆企業や事務所等に支援の協力を得る ◆支援者を決めておく（個別支援計画の作成）	⇒ p.15
	⑥災害時の状況を想定しておく ◆地図上でまちの防災性を検証する ◆まちを防災の観点から点検して歩く ◆災害時を想定した訓練を行う	⇒ p.17
	⑦自助を促す ◆災害時の対応事項を家庭で取り決めておく ◆備蓄を促す ◆家具やガラスの安全対策を促す ◆緊急時に必要な個人情報を用意する	⇒ p.21
	⑧意識啓発を図る ◆啓発看板の設置 ◆パンフレットなどの作成・配布	⇒ p.24
災害発生時の取組	発災後の対応の流れ	⇒ p.25
	①災害情報伝達 ◆確実な情報伝達を行うために ◆災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように	⇒ p.26
	②安否確認 ◆要援護者の安否確認の体制を整える ◆安否確認を円滑に行うために	⇒ p.27
	③救出救護 ◆要援護者の状況に応じた救出救護 ◆必要な資機材・人材を備えておく ◆いざという時に備えて訓練を行う	⇒ p.28
	④避難所へ誘導する ◆要援護者の状況に応じた避難誘導 ◆要援護者の避難経路を検討しておく	⇒ p.29
	⑤避難生活を支援する ◆要援護者の要望を確認する ◆要援護者に配慮したスペースを確保する ◆避難生活が困難な方は特別避難場所へ ◆避難していない要援護者の把握・支援を行う	⇒ p.30

1. なぜ支援が必要か？

◆ 発災直後は自助・共助が最も重要

過去の大きな災害では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人の大半が自助・共助により助けられました。災害の被害を最小限にするためには、地域の支え合いが重要です。

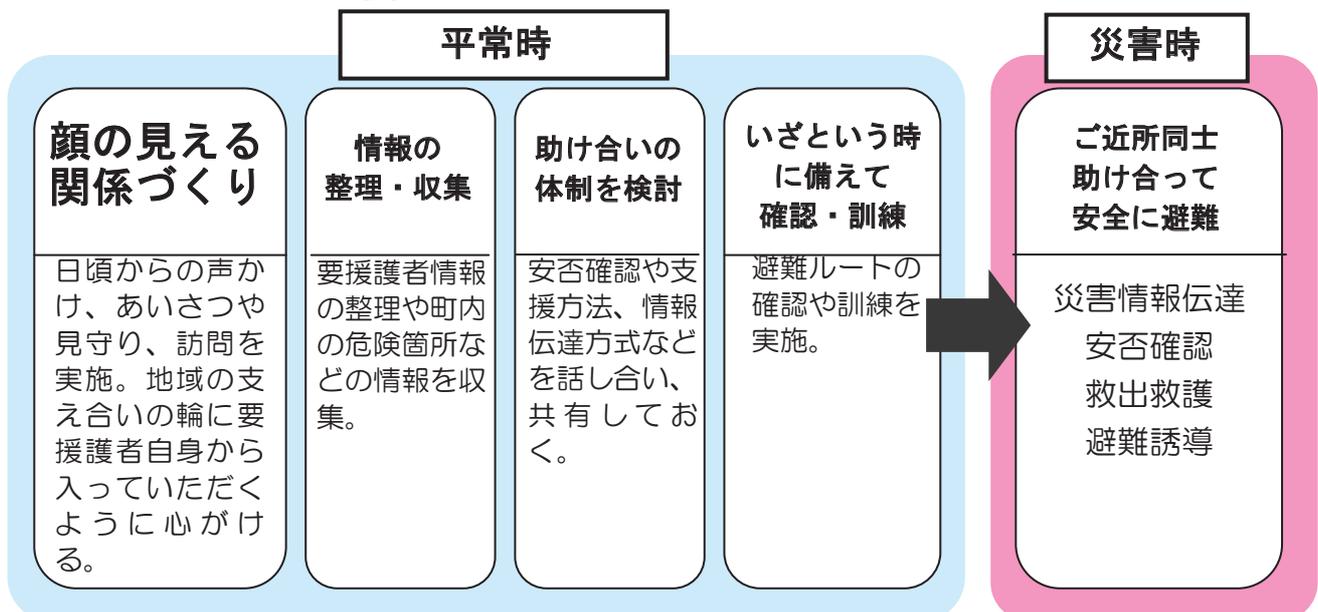


阪神・淡路大震災で人命救助した人の内訳

出典：(社)日本火災学会：兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

◆ 災害時の支援は、日頃からの関係づくりが重要

普段から取り組んでいないことは、緊急時に対応できません。日頃から十分な対策を講じておくことが大切です。



2. 横浜市の災害時要援護者支援

(1) 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、次のような人たちのことを言います。

災害時 要援護者の 定義

- 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら身を守るために、安全な場所に避難するなどの災害時に一連の行動をとるのに支援を要する人々
- 一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など

横浜市では、要援護者の中でも特に自力避難が困難と想定される対象者について、名簿を作成しています。

横浜市の 要援護者名簿 の対象者

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、
または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている
身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、
身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

(2) 要援護者支援の課題

災害時の要援護者支援については、さまざまな課題がありますが、発災直後の避難困難及び救出遅れに対応する支援や避難所生活での配慮などについては、特に地域の力が必要です。

	発火直後 被害 避難	～3日間（緊急） 避難所生活	～10日間（応急復旧）
自宅等	避難困難 救出遅れ	生活物資の確保困難 在宅介護・看護の困難 通院治療困難	
避難先		弱者放置 移動・情報等困難 生活機能 肉体的ダメージ 精神的ダメージ	不適応・退出 衰弱死発生

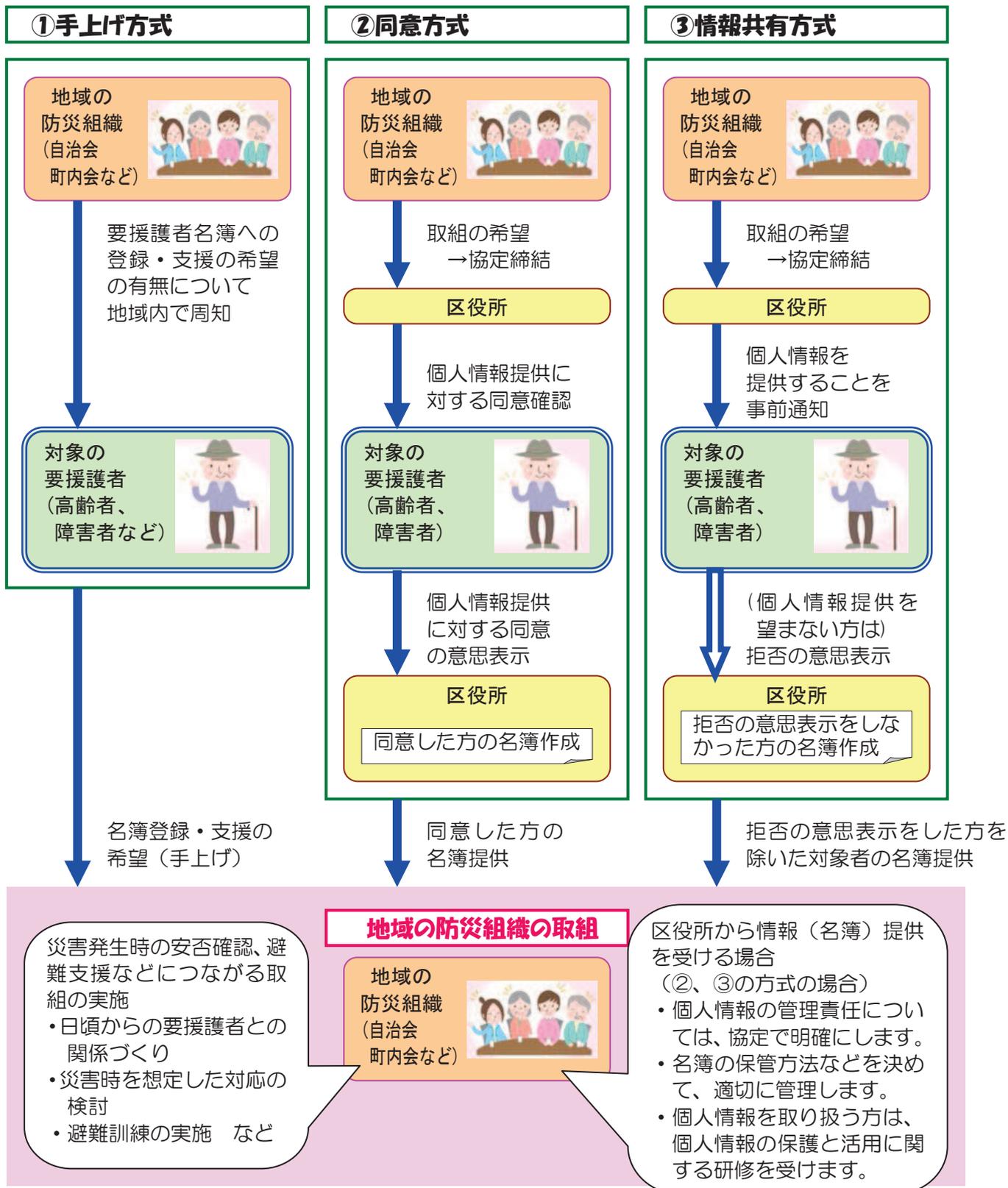
災害後の要援護者支援の課題

(3) 横浜市の災害時要援護者支援



要援護者支援の取組は、要援護者を把握することから始まります。

横浜市では、地域の皆さんが活用しやすい方式を選択いただき、地域の状況に応じて要援護者名簿を提供しています（同意方式／情報共有方式）。



(4) 個人情報の取扱い

◆個人情報とは？

- ・ 特定の個人を識別することのできる情報（氏名・生年月日・住所・家族関係・職業等）のことです。
- ・ 生年月日など、それだけでは特定の個人が識別されることはありませんが、氏名と組み合わせることで特定の個人を認識できれば個人情報にあたります。
- ・ 写真映像なども個人情報になる場合があります。

◆自治会町内会と個人情報の関係は？

- ・ 個人情報を取り扱う時は、「個人情報保護」の趣旨を踏まえた適切な取扱いが求められますが、法律の対象となるのは 5,000 件以上の個人情報を事業活動に利用している事業者です。自治会町内会は法律の対象には当たりません。
- ・ ただし、「個人情報保護法」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」では、個人情報が本人にとって重要なものであり、慎重に取り扱われるべきである旨が明記されています。

◆個人情報を取り扱う上でのルールを理解しておきましょう

- ・ 利用する目的を特定しておく。
- ・ 目的を超えて情報を取り扱うことはしないようにする。
- ・ 本人に目的と使用方法を伝え、本人の同意（了解）を得る。
- ・ 情報を他の人や団体へ提供することについて、本人の同意（了解）を得る。
- ・ 管理方法を決めておく。

◆個人情報提供の考え方

- ・ 特定した目的の範囲内で第三者へ情報提供することを、あらかじめ説明し、同意を得ている場合は、その都度同意を得なくても、第三者へ情報を提供することができます。
- ・ しかし、本人から提供しないでほしいと申し入れがあった場合は、提供できません。
※ 本人の生命・身体に危険がある等の緊急時は、同意を得ずに、第三者へ情報を提供することができます。

【参考】・個人情報保護について（消費者庁ホームページ）

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

- ・ 「**地域活動者のための個人情報の手引き（平成 23 年 6 月）**」
（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会、横浜市健康福祉局発行）

<http://www.yokohamashakyo.jp/new/20110701.html>

【参考】
よこはま
地震防災
市民憲章

地震の被害を減らす（減災）ためには、「市民一人ひとりの日ごろの備え（自助）」と「地域での助け合い（共助）」が欠かせません。こうした考え方のもと横浜市では、広く市民の皆さまに、減災に向けた自助・共助の大切さを共通認識として持っていただくため、また、それが世代を超えて引き継がれていくことを願って「よこはま地震防災市民憲章」を策定しました。

災害時要援護者支援の取組も共助の取組のひとつです。



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちが守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。
大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。
私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成 25 年 3 月 11 日制定

よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

3. 災害時要援護者支援の取組

活動を始める前に

① 要援護者支援の必要性を学ぶ

- ◆ 取組の必要性を学ぶ
- ◆ 取組内容を検討する

活動を始める前に、取組の必要性や、活動の目的や取組方針の認識を共有しておく必要があります。地域で勉強会や検討会を開催し、地域での要援護者支援の必要性や取組内容について話し合ってみましょう。

◆ 勉強会などを開催し、取組の必要性を学ぶ

- 活動計画の検討にあたっては、取組の必要性や地域課題など共通認識を持つことも必要です。
- そのため、講演会や勉強会などを開催することも有効です。



◆ 取組内容や活動方針を検討する

- 活動開始にあたり、災害時のためにボランティアとして、日頃からどのようなことができるか？／地域でどのような活動を行っていくとよいか？を考える会を開催します。
- 12 ページからの活動事例を参考に話し合ってみましょう。



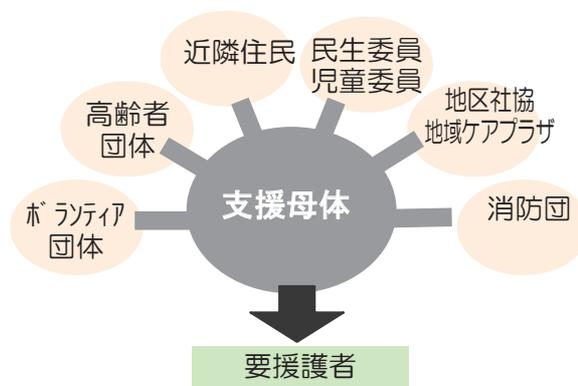
活動を始める前に

②活動体制を整える

- ◆既存の地縁組織を主体とする
- ◆メンバーを募り、新たに組織をつくる

まずは、要援護者支援に取り組む主体や関係団体との協力体制をつくります。

自治会町内会、防災組織などの既存の地縁組織を主体とする方法や、新たにメンバーを募り、新たに組織をつくる方法が考えられます。どこが主体になるのかは、地域の実情に合わせて検討してみましょう。



◆自治会町内会、防災組織などの既存の地縁組織を主体とする

- 既存の地縁組織は、認知度が高く地域との繋がりがあいため、要援護者の把握などの活動が比較的スムーズに進む利点があります。
- 一方で、組織によっては数年毎に役員交代があり、取組の継続が難しいなどの課題が想定されます。その場合は、新任者が慣れるまでは前任者と一緒に活動するなど、役員交代しても活動が引き継がれる工夫が大切です。
- 自治会町内会の中に、防災活動専門に取り組む、任期が複数年の防災担当を決めることも考えられます。



◆メンバーを募り、新たに組織をつくる

- 役員体制の更新が行われる自治会に依存しない組織を目指し、自治会役員経験者と民生委員が中心となってボランティアグループを設立した事例では、自治会と協力関係にあり、資金面で支援が得られています。
- メンバーは、説明会や声かけ・回覧板などを活用して広く募集しましょう。

*** 関係機関との協力体制を！ ***

- 地区社協や民生委員、老人クラブなどは、高齢者を対象とした活動を行っていますので、取組の連携も考えられます。また、地域ケアプラザや介護事業所など、福祉の専門家との協力体制もつくっておきましょう。

活動を始める前に

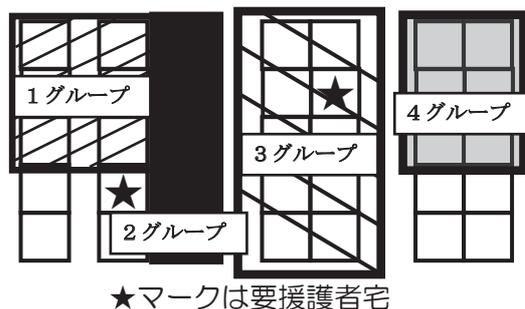
③ 要援護者を把握する

- ◆向こう三軒両隣の関係を活かして
- ◆地域で要援護者を募る（手上げ方式）
- ◆行政が保有している情報で補完する（同意方式／情報共有方式）

日頃からの関係を活かして要援護者を把握します。地域で要援護者の募集を行う方法や行政が保有している情報（名簿）の提供を受ける方法、両方を組み合わせた方法など、さまざまなやり方が考えられます。地域の実情に合った方法を検討してみましょう。

◆向こう三軒両隣の関係を活かして

- ・ 隣り合う5～10軒程度（マンションの場合はフロア毎や階段毎）を1つの単位として、グループ内の要援護者の情報を共有します。
- ・ 町内会の班単位で取り組むこともできますが、道を挟んで向かい合う家など、日頃から行き来の容易な少数世帯でグループを作る方が効果的です。



<p>こんな地域に オススメ!</p>	<p>★日頃からの関係を活かし、災害時にはすぐに安否確認ができる方法で、<u>住民同士のつながりがある地域</u>で効果的な方法です。</p>
<p>長所 (◎)</p>	<p>◎既に持っている情報等を活用できます。 ◎行政が提供している名簿のように画一的な基準ではなく、対象者の範囲を地域で設定できます。 ◎行政が保有する個人情報を用いないため、個人情報の提供に関する協定の締結等が不要です。</p>

◆地域で要援護者を募る（手上げ方式）

- 取組を地域に周知し、要援護者の募集を行い、災害時に支援を必要とする方本人や家族から自主的に地域に申し出ていただく方法です（手上げ方式⇒3 ページ参照）。

こんな地域に オススメ！	★住民同士のつながりがある地域で効果的な方法です。顔見知りから働きかけを行うことにより、取組内容についての理解が進み、申込みがしやすくなります。
長所 (◎)	◎行政が提供している名簿のように画一的な基準ではなく、対象者の範囲を地域で設定できます。 ◎行政が保有する個人情報を用いないため、個人情報の提供に関する協定の締結等が不要です。

- 取組の周知や要援護者の募集には、説明会の開催や、チラシなどを用いて回覧板・掲示板の活用や各戸配布による周知が効果的です。参考資料を参考にして作成してみましょう。



*** チラシの作成 (例) ***

- (例) 要援護者の支援活動開始の周知チラシ ⇒ **参考資料 1** (38 ページ)
- (例) 要援護者の募集開始の周知チラシ ⇒ **参考資料 2-1, 2-2**
(39、40 ページ)
- (例) 要援護者に登録を勧めるチラシ ⇒ **参考資料 3-1, 3-2**
(41、42 ページ)

- 自治会町内会や民生委員、老人クラブなど地域のネットワークを活用し顔見知りから声をかける／敬老祝い品贈呈の機会などに合わせて働きかける／等、要援護者が自主的に申し出ていただけるように働きかけましょう。
- 要援護者の把握の方法は地域により様々です。どのような方法がよいか地域で検討してみましょう。

*** 要援護者の把握方法 (例) ***

- (例) 申込書を配布 ⇒ **参考資料 4, 5** (43、44 ページ)
- (例) 災害時支援の必要性をアンケートで実施 ⇒ **参考資料 6** (45 ページ)
- (例) 自治会・町内会加入者名簿を活用
- (例) 入居時に記入する「居住者カード」を使用⇒ **参考資料 7** (46 ページ)
- (例) 「支え合いカード」を申込書に兼用 (⇒ **参考資料 8** (47 ページ))。
「支え合いカード」提出後、支援組織が災害時支援に必要な情報を「要援護者聞き取り票」を用いて詳細に聞き取る。⇒ **参考資料 9** (48 ページ)

◆行政が保有している情報で補完する（同意方式）

- 行政が対象者に通知して同意を得た人の個人情報を、協定を締結した自治会町内会等に提供する方法です（同意方式⇒3 ページ参照）。行政が保有する情報を基にして作成する名簿の対象者は、2 ページ「要援護者名簿の対象者」のとおりです。

<p>こんな地域に オススメ！</p>	<p>★<u>住民同士のつながりがあまりない地域も対応可能な方法です。</u> ★<u>手上げ方式では把握が不十分だと考えている地域は、既に作成している名簿の補完として使うことも可能です。</u></p>
<p>長所・短所 (◎)(▲)</p>	<p>◎地域で把握していなかった要援護者が把握できる可能性があります。</p> <p>▲行政が保有している情報を活用するため、介護保険認定や障害認定を受けていない方等条件に合致しない方は含まれません。</p> <p>▲住民基本台帳から抽出するため、住民票を子ども世帯と分けている場合は、子どもと同居していても要援護者として抽出されます。</p> <p>▲書面の郵送のみで周知されるため、取組の内容が十分に伝わらず、意思確認ができない対象者が多いです。</p>

◆行政が保有している情報で補完する（情報共有方式）

- 行政が対象者に通知して、情報提供拒否の意思表示をしなかった人の個人情報を、協定を締結した自治会・町内会等に提供する方法です（情報共有方式⇒3 ページ参照）。行政が保有する情報を基にして作成する名簿の対象者は、2 ページ「要援護者名簿の対象者」のとおりです。

<p>こんな地域に オススメ！</p>	<p>★<u>住民同士のつながりがあまりない地域も対応可能な方法です。</u> ★<u>手上げ方式では把握が不十分だと考えている地域は、既に作成している名簿の補完として使うことも可能です。</u></p>
<p>長所・短所 (◎)(▲)</p>	<p>◎地域で把握していなかった要援護者が把握できる可能性があります。</p> <p>◎・▲同意方式より多くの要援護者の情報が提供されます。より多くの要援護者が把握できますが、支援側の体制を整えることが必要です。</p> <p>▲行政が保有している情報を活用するため、介護保険認定や障害認定を受けていない方等条件に合致しない方は含まれません。</p> <p>▲住民基本台帳から抽出するため、住民票を子ども世帯と分けている場合は、子どもと同居していても要援護者として抽出されます。</p> <p>▲書面の郵送のみで周知されるため、取組の内容が十分に伝わっていない可能性があります。</p>

災害時に備えた
日頃からの
取組

④日頃からの
関係をつくっ
ておく

- ◆訪ねてみる（顔合わせ）
- ◆交流会を開く
- ◆見守り活動を行う

お互いに顔見知りでなければ、いざというときに支援することができません。あいさつや声かけ等を通して、要援護者と日頃からの関係を作っておきましょう。

◆訪ねてみる（顔合わせ）

- ・ 要援護者が地域と顔見知りにならなければ、いざという時に地域からの支援を受け入れることができません。まずは要援護者のお宅を訪ね、顔を合わせることから始めてみましょう。
- ・ 初対面の場合、1対1の会話は緊張するものです。信頼関係ができるまでは複数名で対応しましょう。
- ・ 地域の皆さんが急に訪問すると、驚かれる方がいることが想定されます。地域の回覧板や掲示板などを活用して、事前に訪問実施を周知しておくといでしょう。



*** 訪問動機をつくる ***

- (例) 回覧板のお届けや、行事の案内（お誘い）を兼ねて。
- (例) 敬老祝い金配布と兼ねて。
- (例) 防災グッズの配布を兼ねて。



*** 訪問のきっかけづくりにもうひと工夫！継続的な見守り活動へ ***

- (例) 防災グッズを配布。
飴など消費期限があるものを入れておき、補充のために定期的に訪問。



- (例) 家具転倒防止取り付けを実施。
年2～3回程度、点検作業を兼ねて継続的な見守り活動に。



*** 対象者との顔馴染みの関係性を活かした訪問活動を実施 ***

- (例) 火災報知器の設置を啓発する際に、顔馴染みの訪問担当者と消防署職員と一緒に訪問。消防署職員のみでの訪問では不審がられるところ、顔馴染みの訪問担当者が同行することにより、安心して消防署職員の話聞いてもらえる。



◆交流会を開く

- 自治会などで開催する地域の行事など、気軽に参加できる機会を利用し、声をかけてみましょう。
- 日頃から顔見知りになっておくために、お茶会や簡単なサロンなど要援護者が気軽に参加できる会を工夫してみましょう。



*** 交流会の開催(例) ***

(例) 一人暮らし高齢者を対象に、茶話会を開催。手作りお菓子をいただきながら、おしゃべりやマジックショー、懐かしい歌を楽しむ。



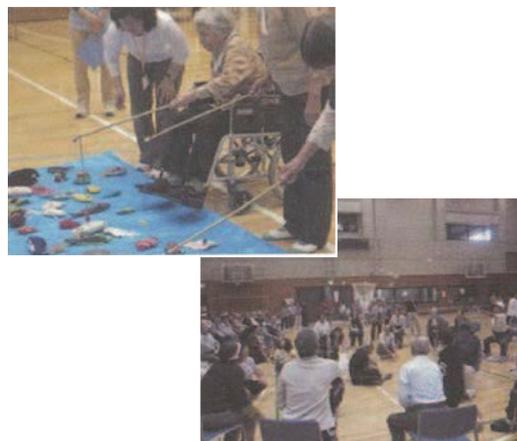
(例) 一人暮らし高齢者を対象に、食事会を開催。食事は、栄養バランスや分量を考慮し、民生委員と中学生が協力して調理。各テーブルに2人ずつ中学生が入り、高齢者と歓談しながら食事。その後は、中学生による合唱などを楽しむ。



(例) 自宅で眠っているハンカチやタオルを材料におしゃべりしながら手工芸を実施。



(例) 脳卒中等の後遺症で障害のある方を対象に、機能訓練を楽しく行うリハビリ運動会を実施。



◆見守り活動を行う

- 日頃の関係づくりが整ってくると、日々、地域が要援護者を気にかける（見守る）ことにより、孤立死、虐待等の防止にもつながります。
- 孤立死、虐待等の防止を目的とした活動は、訪問活動や交流会の定期開催のほか、次のような生活サインを用いた見守り活動事例があります。

*** 生活サインを用いた見守り活動 ***

（例）要援護者宅の風呂や部屋の点消灯／カーテンの開閉
／洗濯物干し・取り入れ／郵便ポストの取り入れ／など、
規則正しい生活が行われているか、ご近所が普段の生活
の中で気につけ、安否を確認する。



災害時に備えた
日頃からの
取組

⑤要援護者の
支援の方法を
決めておく

- ◆避難時や避難生活時の支援上の留意点を把握しておく
- ◆避難先・避難経路を確認しておく
- ◆企業や事務所等に支援の協力を得る
- ◆支援者を決めておく（個別支援計画の作成）

災害時に要援護者支援が速やかにできるよう、要援護者と支援の方法について話し合い、地域で情報を共有しておく必要があります。

◆避難時や避難生活時の支援上の留意点を把握しておく

- ・ 要援護者の避難時の支援や避難所での生活支援においては、身体や生活の状況、サービスの利用状況、支援時の留意点などを事前に把握しておく必要があります。
- ・ 避難誘導時と避難生活時では、要援護者支援における必要な情報が異なるため、場面別に整理しておきましょう。

*** 要援護者支援上の留意点の把握（例） ***

（例）各要援護者の支援カードを作成しておく。

- ・ 要援護者安全避難カード ⇒ **参考資料 10**（49 ページ）
- ・ 要援護者避難所生活支援カード ⇒ **参考資料 11**（50 ページ）



◆避難先・避難経路を確認しておく

- ・ 要援護者の避難時の支援においては、避難先・避難経路を把握しておく必要があります。要援護者、または、要援護者家族と話し合って決めておきましょう。
- ・ 避難経路の設定にあたっては、災害時でも安全に通れる道を選定しましょう。（⇒17 ページ参照）



◆企業や事務所等に支援を依頼する

- ・ 発災時には多くの支援者（特に若い世代）が必要になりますが、その支援者の数は夜間と昼間では違います。昼間は、若い世代は仕事等で地域外に出ていることが多いです。
- ・ 地域にある企業や事務所等には若い世代が多く働いていることから、地域から数社の企業や事業所等に対して災害時の支援を依頼していきます。また、引き続き支援者を増やすために、他の事業所等との話し合いを行っていきます。



◆支援者を決めておく（個別支援計画の作成）

- ・ 災害時に要援護者が速やかに避難できるように、支援者を決めておきます。支援者が決まったら要援護者と日頃から顔を合わせておき、関係をつくっておきましょう。

*** 支援者の役割 ***

災害時の取組

- ・ 要援護者の安否を気づかう
- ・ 避難が速やかに行えるように支援



※これらの助け合いは、義務ではありません。

日頃の取組

- ・ ゆるやかな見守り・気づかい



- ・ **支援者を記入する様式**は地域により様々です。要援護者に対して支援者のみを記入する最もシンプルな様式（⇒**参考資料 8**（47 ページ））、要援護者支援上の留意点などの掲載も兼ねた様式（⇒**参考資料 9～11**（48～50 ページ））などがあります。どのような様式が使いやすいか地域で検討してみましょう。

*** 支援者探しのポイント ***

（ポイント！）支援者は、複数名定めておきましょう。

- ・ 災害発生時はわが身の安全確保が第一であり、すぐには支援者が駆けつけられない場合があります。この旨を要援護者に説明し、十分に理解を促してください。

（ポイント！）支援者は、要援護者の隣三軒両隣の方が理想です。

- ・ 支援者はいざという時に駆けつけられるように、近所にお住まいの方が理想です。要援護者本人と「接点のある人」で、かつ要援護者をきちんと見守ってくれている人を選びましょう。

*** 支援者が見つからない場合の取組（例） ***

（例）説明会や回覧板での募集（⇒**参考資料 2-1～2-2**（39～40 ページ））などを通じて、支援者を募集します。支援協力者を地域の人材として登録しておくとい良いでしょう。

（例）各要援護者に対して支援者の確保が難しい場合は、自治会町内会などの班単位（目安：回覧板周知の範囲、10 軒程度）やマンションのフロア単位など、1 対組織（複数名）とする方法も考えられます。

災害時に備えた
日頃からの
取組

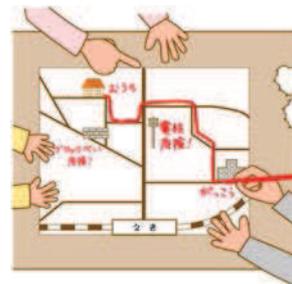
⑥災害時の状
況を想定して
おく

- ◆地図上でまちの防災性を検証する
- ◆まちを防災の観点から点検して歩く
- ◆災害時を想定した訓練を行う

いざという時にスムーズに対応できるよう、まち点検や地図を用いたまちの防災性の確認、実地訓練などを通じて、課題を整理し解決方法を見つけておきましょう。

◆地図上でまちの防災性を検証する

- 地図を広げて、まちの危険箇所や避難場所、避難経路の情報などを地図に落とし込み、まちの防災性を検証します。
- 地図の作成は、災害時に利用できそうな地域資源（公園や緑地等）、避難場所等の状況や防災施設等を確認・共有でき、災害時や訓練時に活用できる資料になります。
- また、地域の要援護者や住民の生活課題の掘り起こしにつながります。特に気がかりな要援護者への支援や、危険箇所を回避する避難経路などを皆で考え、解決の方法を見つけましょう。



*** 用意するもの ***



地図

- 色が付いたものよりも、白い地図の方が書き込みやすいです。住宅地図でも構いません。



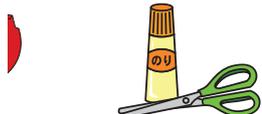
カラーペン

- 地図にマーキングしていくために使用します。



付箋紙（あると便利！）

- 気がついた事項を記入し、地図の該当箇所付近に貼り付けておくと分かりやすいです。



その他必要な文具（必要に応じて）

- セロハンテープ／のり／はさみ／カラーシール等

▼次ページに続く

- カラーペンやカラーシールを用いて、次の情報をマーキングします。指定の色がない場合は、別の色でも構いません。
- まち点検（⇒19 ページ参照）で得られた情報を地図に落とし込むのも効果的な方法です。その際は、まち点検で撮影したまちの写真を地図の該当箇所に貼り付けると分かりやすくなります。

*** 地図にマーキングする情報（例） ***

マーキング色	地図にマーキングする情報
【緑】	公園や広場・オープンスペース
【黄】	公共施設等の防災拠点 地域防災に役立つ人材や商店
【オレンジ】	火災の延焼を防ぐと思われる建物など
【赤】	転倒・落下・倒壊したら危険な建物など 火災に弱そうな建物など
【茶】	主要な道路や消防車が入れそうな道
【ピンク】	細い路地（消防車が入れない道）
【青】	川・水路、井戸
【黒】	鉄道・橋
【紫】	要援護者のお宅 *

* マップ作成の過程で得た情報を不用意に第三者に漏らすことのないよう、全参加者で確認し合います。

- 地図のマーキングが終わったら、まちの防災上のよい点や問題点を整理します。
（例）よい点：集会所に備蓄倉庫がある。
問題点：坂道が多く、避難所までの道のりが遠い。
- また、問題点に対する必要な対応事項を検討します。当冊子の取組事例を参考にし、地域で必要な取組について話し合ってみましょう。

*** 検討事項（例） ***

- 避難先・避難経路の確認
 - 地域として避難はどのように行うか？／その際の懸念事項は？
 - 災害時に備えて日頃からどのような取組が必要か？／できそうか？
- など

◆まちを防災の観点から点検して歩く

- ・ 住宅地図を手に、実際に歩きながら自分のまちを点検し、危険箇所や災害時に役に立つ地域資源を確認し、地域の防災上の課題と解決方法の検討につなげます。



*** 用意するもの ***



地図／筆記用具・付箋紙

- ・ まち点検において気がついた点があれば、付箋紙に書き込み、地図に印をつけておきましょう。



デジタルカメラ

- ・ まち点検において気がついた点などは撮影しておき、地図等に貼り付けて整理しておくとなりがちです。

- ・ まち点検のチェックポイント（⇒[参考資料 12-1～12-3](#)（51～53 ページ））を参考にして、まちの危険箇所や災害時に役立つ地域資源などを確認しましょう。

◆災害時を想定した訓練を行う

- ・ いざという時に備えて日頃から訓練をしておくことで、取り組まなければならない点が明らかになります。要援護者にも参加を促し、災害時の実態に近い状況で取り組んでみましょう。地域防災拠点ごとに避難訓練を行っているので、そういった機会を活用しましょう。

*** 災害時を想定した訓練（例） ***

◆安否確認・情報伝達訓練

- ・ 災害発生時を想定し、ご近所で声を掛け合い、お互いに安否を確認しながら身近な公園や広場に集まり、安否の結果を集約する訓練です。
- ・ 無事な場合には玄関先にタオルを掛けておき、確認を短時間でを行う取組事例があります。
- ・ また、災害用伝言サービス（⇒21 ページ）も安否確認に役立ちます。



▼次ページに続く

◆避難先・避難経路の確認、避難誘導訓練

- ・避難所までの経路を歩き、避難経路の危険な箇所がないかを確認します。より安全な経路を確保します。
- ・市作成の防災マップには、避難場所の位置や危険箇所などの様々な情報があるため、活用すると便利です。



◆救出訓練

- ・自動車ジャッキやのこぎり、ハンマー、釘抜き、バー等資材を用いて、がれきの下敷きになった人を救出します。



◆救護訓練

- ・心肺蘇生法や、AEDの取り扱い、止血方・三角巾や副木取扱い等を体験します。

◆搬送訓練

- ・搬送方法には、人体搬送（一人搬送、二人搬送、毛布を使用した搬送）や、椅子を使用した方法、毛布や竿などを使用して作成したタンカによる方法があります。
- ・タンカでの搬送は技術と力が必要ですが、リヤカーは重たいものでも比較的容易に運べます。折りたたみ式もありますので、備蓄倉庫に備えると便利です。



◆資機材・備蓄品の確認

- ・訓練を実施してみると、地域で揃えておいた方がよいものが見えてきます。
- ・また、防災倉庫に収めてある資機材を定期的に確認、活用・設置し、災害時にスムーズに取り出せるように訓練しておきましょう。



◆避難報告・避難所での安否確認の訓練

- ・避難した人から本部に報告をします。本部では避難者の把握に努め、避難状況を集約します。

◆避難所生活スペース設置訓練

- ・避難所で実際に災害時に使用する毛布を敷き、生活スペース・動線を確保します。
- ・要援護者（視覚障害の方や車椅子利用の方など）にはどのような配慮が必要かを検証します。



災害時に備えた
日頃からの
取組

⑦自助を促す

- ◆災害時の対応事項を家庭で取り決めておく
- ◆備蓄を促す
- ◆家具やガラスの安全対策を促す
- ◆緊急時に必要な個人情報を用意する

要援護者自身が災害に備えることで、いざという時にお互いに慌てずに対応しやすくなります。要援護者にも日頃の備えを行ってもらうことが大切です。

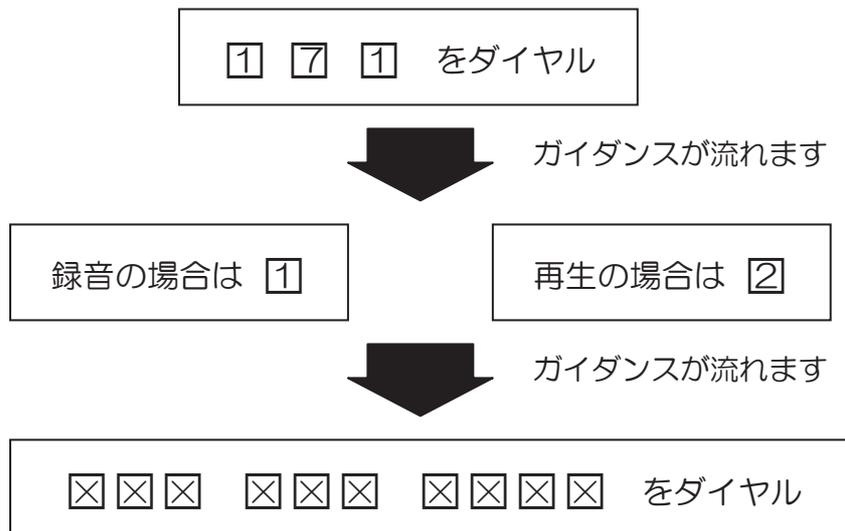
◆災害時の対応事項を家庭で取り決めておく

- ・地震は必ずやってくるものとして考え、家族間での連絡・安否確認ができるよう、勤務先や学校等の連絡先、待ち合わせ場所、避難経路等の確認をしておきましょう。(⇒参考資料 13 (54 ページ))
- ・災害用伝言ダイヤル(171)も安否確認に役立ちます。使用方法を確認しておきましょう。



*** 災害用伝言ダイヤルの利用方法 ***

- ・災害用伝言ダイヤルは、地震などの災害発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況となった場合に安否情報などを伝える伝言サービスで、電話会社各社で行っています。



被災地内のご自宅の電話番号や連絡を取りたい被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤル

※ 詳しくは各電話会社にお問合せください。

◆備蓄を促す

- 日頃から、最低3日分の食料品と水（一人1日3Lが目安）を用意しましょう。
- いざという時に備えて、非常持ち出し品はリュックサックなどに入れてひとまとめにしておき、すぐに取り出せる所に置いておきます。（⇒**参考資料 14**（55 ページ））
- 中身は定期的に点検します。



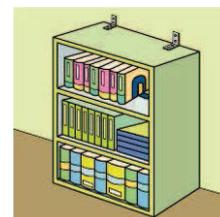
◆家具やガラスの安全対策を促す

- 過去の災害では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしました。大地震が起きた際には、「家具は必ず倒れるもの」と考えて、防災対策を講じておく必要があります。



*** 安全対策の取組 (例) ***

(例) 家具は壁に密着させて、市販の転倒防止器具などで固定します。台の上に乗せたテレビやパソコンは飛び出す可能性がありますので、就寝位置、特に飛び出して枕の位置に落ちてこない場所におきましょう。



(例) 窓や戸棚等のガラス部分には、専用の透明フィルムを貼っておくと飛散防止に役立ちます。

(例) 落下物や飛散したガラスなどから身（特に足）を守るため、スリッパや厚底の運動靴なども枕元に用意しておきましょう。



(例) 必要ならば、自宅の耐震診断を受け、耐震補強を行うことも大切です。市には木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事費の助成制度があります。また、ブロック塀の点検も忘れずに行いましょう。



(例) 出口や避難経路を常に確保し、その近くに障害物となるようなものは置かないようにしましょう。

◆緊急時に必要な個人情報を備える

- かかりつけ医や持病など、緊急時に必要となる個人情報を要援護者自身が備えておくことにより、駆けつけた救急隊などが救急活動に役立てることができます。
- 要援護者自身が身につける形式のものや、自宅の特定の場所に保管しておくもの等があります。
- 記入する情報は地域によって様々です。個別支援計画と兼ねて、詳しい情報の記入を進める地域もあります。どんな情報の記入を進めるのかを検討してみましょう。

*** 緊急時に必要となる個人情報(例) ***

- 氏名/住所/連絡先/生年月日/血液型
- 緊急連絡先
- 疾病/障害名
- かかりつけ医/服薬



*** 緊急時に必要な個人情報の備え(例) ***

(例) 緊急時に自治会から親族などに連絡できるよう、「災害・事故れんらくカード」を作成し、自宅の分かりやすい場所に置いておく。

災害・事故れんらくカード			
本人			
氏名	性別	生年月日	血液型
住所	電話番号	その他	
緊急れんらく先			
氏名	住所	電話番号	その他
かかりつけの病院・医師名			
病院名	医師名	その他	
近所の相談先			
氏名	住所	電話番号	その他

(例) 救急隊などが駆けつけた際、素早く本人の情報を確認できるよう、緊急時に必要な個人情報を記入した用紙を入れた「救急医療情報キット」を冷蔵庫に保管しておく。キットを備えていることを、玄関扉の内側と冷蔵庫に貼る。



(例) 災害時の混乱した中でも周囲の方から確認してもらえるよう、緊急時に必要な個人情報を記入した「あんしんカード」を要援護者が常に携帯する。コピーを非常用持ち出し袋にも入れておく。

表面	
写真 (写真貼付は任意です)	氏名 男・女 生年月日 年 月 日
	住所 電話
	FAX

裏面	
家族連絡先	
疾病・障害名	
医療・服薬	
主治医	

災害時に備えた
日頃からの
取組

⑧意識啓発を
図る

- ◆啓発看板の設置
- ◆パンフレットなどの作成・配布

より多くの住民に要援護者支援の活動に関わってもらえるよう、様々な方法で周知を行いましょ。また、住民の意識啓発には、看板の設置やパンフレット等の配布のほか、勉強会や意見交換会の開催（⇒7 ページ参照）など、効果的な取組があります。

◆啓発看板の設置

- ・ 要援護者の避難支援の取組を地域に周知するために、「この公園は災害時の防災本部設置場所です。地域支援者はこの公園に集合してください。」と記載された啓発看板を自治会で作成し、設置しています。

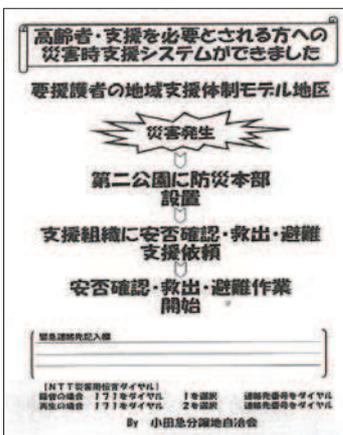


◆パンフレットなどの作成・配布

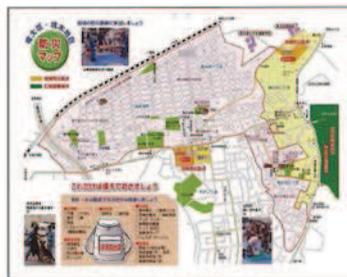
- ・ 地域で活動を展開していくことも必要ですが、活動に取り組んでいることやその成果等を地域に周知していくことも必要です。ステッカーや防災マップ、暮らしの便利帳など、地域の実情に合わせて活用しやすいツールを作成しましょう。

*** パンフレットなどの作成(例) ***

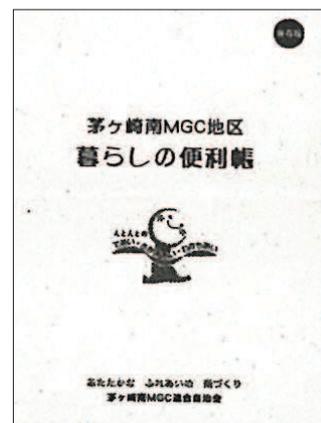
(例) ステッカーを作成・配布し、要援護者支援の取組を地域に周知。



(例) 避難場所がわからない人が多く、防災訓練の参加が少なかったため、災害時の避難場所を記した防災マップを作成・配布。



(例) 要援護者の把握やボランティアの募集、地域防災情報などを掲載した「暮らしの便利帳」を作成・配布。



災害発生時の取組

横浜市では、**発災直後の対応の流れ** を次のように整理しています。次ページより、場面毎の対応のポイントを整理します。

地震発生！

**身の安全確認・災害情報伝達
安否確認・救出救護**

- 身の回りや家族の安否確認
- 家の中や周囲の安全確認
- 災害発生状況等の情報収集



避難誘導

- 火災や家屋の倒壊などで危険な場合は、まずは近くの公園・空き地へ避難



いっとき避難場所

公園・空き地など



- 火災や倒壊などで自宅に戻れない場合



地域防災拠点

- 大規模な火災から身を守る場合



広域避難場所

- 自宅が安全な場合



自宅など

- 避難状況などの情報収集
- 家族・親族などの安否確認
- 自分の生存報告
- 支援の要請
- 避難生活の準備

※地域防災拠点での生活が困難な場合、必要に応じて移送
(⇒30ページ参照)

地域防災拠点で避難生活

特別避難場所で避難生活
(一般に福祉避難所)

災害発生時の取組

①災害情報伝達

- ◆ 確実な情報伝達を行うために
- ◆ 災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように

自治会町内会等の地域は、連絡網やその他の情報伝達手段を活用して地域に災害情報を伝達します。要援護者のうち情報伝達に支援が必要な人に対しては、連絡先となっているご近所が災害情報伝達の支援を行います。

◆ 確実な情報伝達を行うために

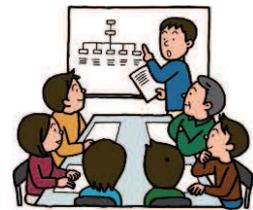
- 要援護者への情報伝達が確実に行われるように、誰が誰に伝えるのか、あらかじめ担当を決めておきましょう。また、責任者も決めておくとい良いでしょう。

*** 地域の情報連絡体制づくり(例) ***

(例) 情報伝達を行う単位を「班」(10~20世帯程度)と設定し、動きやすい組織とする。

※マンション等の場合は、棟毎/階段毎に設定する。

(例) 各班に「情報班」や「防災担当者」など、担当者を据える。



◆ 災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように

- 要援護者への情報伝達には、本人の病状、障害特性等に応じた伝達手段が必要になります。日頃から要援護者とコミュニケーションを図っておくことが大切です。

*** 災害時における要援護者との情報伝達方法(例) ***

(例) 耳の聞こえない方等に対しては、筆談や地図で示す。

(例) 外国籍市民に対しては、外国語で伝達する。

(例) 知的障害や自閉症のある方等、言葉で意思疎通が困難な方には、絵図を用いた指差して意思疎通を行う。(コミュニケーションボード)

※下記のURLからダウンロードが可能です。

⇒社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/cboard.html>

⇒公益財団法人明治安田こころの健康財団

http://www.my-kokoro.jp/kokoro/communication_board/



災害発生時の取組

②安否確認

- ◆要援護者の安否確認の体制を整える
- ◆安否確認を円滑に行うために

災害時は自治会町内会等を通じ地域防災拠点を中心に安否確認を行います。発災直後は、ご近所が要援護者の安否確認を支援し、地域で助け合いを行います。

◆要援護者の安否確認の体制を整える

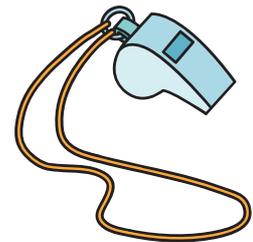
- ・ 要援護者の安否確認の方法について、事前にご近所と話し合っておくなど、日頃から安否情報の発信方法や手段の準備を考慮しておくことが大切です。

*** 安否確認の体制づくり(例) ***

(例) 連絡員となっているご近所だけでなく、近隣同士で協力するなど、複数で安否確認を行う。

(例) 自治会町内会の班など安否確認を実施するエリアを小さい単位で行うと、早く確認できる。

(例) 情報発信手段の事前準備として、NTTの「171」、緊急通報システム、笛、非常ベル、携帯電話・メール、インターネット、ファクス等を活用する。



◆安否確認を円滑に行うために

- ・ 安否確認の状況を、札やマークを用いて各戸で簡単に明示できる方法があります。

*** 安否確認を円滑に行うための取組(例) ***

(例) 支援者が安否の確認の際、安否確認済みの情報(A・B・C)を玄関等に掲示する。

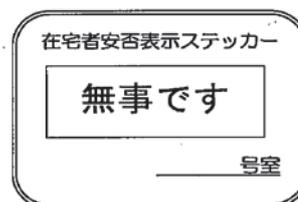
A: 登録者が無事で家屋にも被害が無く自宅にいる

B: 登録者は無事であるが家屋が倒壊するおそれがある

C: 救助する必要がある・怪我をしていて避難ができない



(例) 在宅者が自分の状況を、安否表示ステッカーや目印のリボン、タオルを玄関などに掲示する。



災害発生時の取組

③救出救護

- ◆要援護者の状況に応じた救出救護
- ◆必要な資機材・人材を備えておく
- ◆いざという時に備えて訓練を行う

救出・救護活動は、消防署及び消防団が中心となって他の防災関係機関、地域防災拠点運営委員会等の協力のもとに行います。

救出・救護は時間との戦いであるため、ご近所の安否確認により要援護者の救出・救護が必要と判断した場合は、近隣住民に協力を求めます。近隣住民は要援護者の状態に応じ、救出活動を実施します。

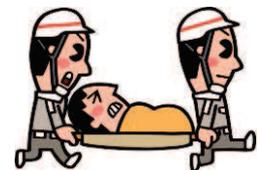
◆要援護者の状況に応じた救出救護

- ・ 要援護者の病状や障害特性はそれぞれ異なります。一人ひとりに応じた救出・救護方法についてご近所を交えて検討しておくことが大切です。(⇒**参考資料 15-1～15-2** (56～57 ページ))
- ・ また、高齢単身者などで自治会町内会等に参加しておらず、地域と接点が少ない方の対策を検討する必要があります。



◆必要な資機材・人材を備えておく

- ・ 要援護者の搬送には、タンカやリヤカーが必要です。特に高層住宅入居者の場合には、実際に必要な人員と資機材を事前に検討しておくことが大切です。
- ・ 人材確保については、特に高齢化の進行が著しい地域では、新たな担い手を育成したり、経験者を活用します。また、PTA と連携し、中高生を育成している取組があります。
- ・ 団地は各戸のドアが強固で災害時に開かなくなる可能性があるため、ドアを開けるためのバールを棟ごとに準備しておきます。



◆いざという時に備えて訓練を行う

- ・ いざという時にスムーズに使えるよう、普段から資機材の点検、取扱い方法の周知、身近なものを使った救護訓練等を行っておくことが大切です。(⇒19 ページ参照)
- ・ 要援護者自身にも、日頃から身の回りの安全点検・安全対策を行い、地域の防災活動へ参加することなどを呼びかけましょう。
- ・ 自治会の防災倉庫など地域の資源を、住民に広く周知しておきましょう。

災害発生時の取組

④ 避難所へ誘導する

- ◆ 要援護者の状況に応じた避難誘導
- ◆ 要援護者の避難経路を検討しておく

自治会町内会などが中心となって、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員、保健活動推進員や消防団員等が連携・協力して、要援護者の避難支援にあたります。ご近所にも協力をもらいます。

◆ 要援護者の状況に応じた避難誘導

- ・ 要援護者の病状や障害特性はそれぞれによって異なります。避難誘導方法について、例のような配慮が必要です。移動手段、避難場所などとあわせて事前に検討しておくことが大切です。(⇒ **参考資料 15-1 ~15-2** (56~57 ページ))



*** 避難誘導の方法(例) ***

(例) 搬送手段として車椅子の代わりにキャスター付きの椅子等を活用。

(例) 平常時から搬送用の車両提供者を定めておく。

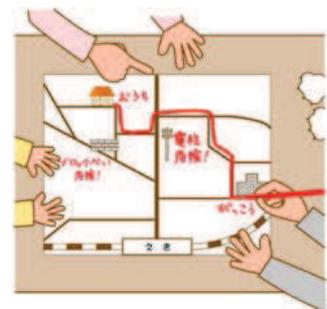
(例) 高層建物上層階からの救出の場合、階段に板を置いてスロープにする。

(例) 高層住宅の階段を下りる場合、竿と毛布で作る簡易担架が使えないこともあるため、布と帯で抱える布担架やおんぶ紐、敷き布団等を活用して搬送。



◆ 要援護者の避難経路

- ・ 防災マップを活用し、要援護者の避難経路を検討しておきます。避難所までの距離が離れている場合、建物の倒壊等で避難路が通れなくなる場合、高層住宅である場合、支援者が不足する場合など、避難誘導を阻害する要因をどのように克服するか、いくつかの方策の検討が必要です。
- ・ 防災マップやまち歩きを通じて検討しておきます。



*** 避難経路設定のポイント ***

(ポイント!) 避難経路を2経路以上確保します。

- ・ 災害時は建物や塀の倒壊等で予定していた避難経路が通れなくなる可能性がありますので、避難経路は2経路以上を検討しておきます。

災害発生時の取組

⑤避難生活を支援する

- ◆要援護者の要望を確認する
- ◆要援護者に配慮したスペースを確保する
- ◆避難生活が困難な方は特別避難場所へ
- ◆避難していない要援護者の把握・支援を行う

要援護者にとっての避難生活は、健常者以上に厳しいものです。避難所のように、自宅と環境が全く異なる慣れない場所での生活はなおさらです。要援護者が安心して生活を続けられるために地域でできることを検討してみてください。

◆要援護者の要望を確認する

- ・まずは、要援護者にどのような生活上の支障があるか、どのような支援を必要とするのかを直接確認します。

*** 要援護者の要望把握を円滑に行うための取組(例) ***

(例) 緊急時に必要な情報を記入したカードなどを持参するようにしてもらう。

(例) 地域防災拠点の運営にあたって「要援護者支援担当班」を作り、要援護者を支援する。



◆要援護者に配慮したスペースを確保する

- ・段差の少ない場所やトイレに近い場所、集団で過ごすことが苦手な人のためのスペースなど、要援護者に配慮したスペースを確保します。

◆避難生活が困難な方は特別避難場所へ

- ・地域防災拠点または在宅での避難生活が困難な方については、援護の必要性が高く、社会福祉施設等の特別避難場所（一般に福祉避難所）（⇒23 ページ参照）への避難が必要だと区役所（区本部長）が判断した場合、特別避難場所で受け入れます。

◆避難していない要援護者の把握・支援を行う

- ・避難していない要援護者の情報が入った場合は、安否確認をしてくれる協力員を募集し、自宅に取り残されていないか安否確認を行います。
- ・要援護者の自宅が地震で大きな被害を受けていなければ、自宅での生活が可能です。地域防災拠点に避難しない要援護者の情報を把握し、地域で協力して配給される食糧や水などが行き渡るように配慮しましょう。

4. 要援護者支援に関するQ&A

◆要援護者支援の取組について

◆なぜ平常時からの取組が必要なのですか？

- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の事例検証によると、災害発生時、特に発災直後は、公助（行政による援助）が機能するまでは、自助や地域で助け合う共助が果たす役割が大きいことが報告されています。
- ・ 災害時における安否確認等の取組に備えるには、日頃からの地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切です。

◆取組を始めてみたいのですが、何をしたらいいのかわかりません。

- ・ この事例集のほか、区役所からも情報提供を行います。地域にあった取組を考えていきましょう。既にある見守り活動等の取組をいかすことも考えられます。

◆この事例集にそって進めないといけないのですか？

- ・ この事例集は取り組む上でのヒントを示したものです。取り組むメニューは、地域での話し合いや区役所にご相談いただくなかで、取捨選択することもできます。

◆取組を始めてみたいのですが、支援者が集まりません。

- ・ まずは、地域で課題を共有する、支援者を探す、といった取組から始めていただくことも考えられます。（⇒7ページ参照）

◆訪問や名簿づくりは1回やればいいのですか？

- ・ 日頃からの関係づくりのためには、継続的な取組が必要だと考えます。
- ・ また、要援護者の状態は毎年変わることが予想されるので、定期的に名簿を更新する必要もあると考えられます。

◆区役所から要援護者情報の提供を受けるにはどのような手続があるのですか。

- ・ 区役所との協定締結、個人情報取扱管理者・個人情報取扱者（名簿閲覧者）や名簿保管方法の報告、個人情報の保護と活用に関する研修受講、誓約書の提出等様々な手続があります。詳細は区役所担当課までお問合せください。

◆必ず区から要援護者情報の提供を受けなくてはならないのですか？（同意方式や情報共有方式で取り組まなくてはならないのですか？）

- ・ 地域が希望する場合に、これらの方式も選択できるようにするものであり、必ず区から情報提供を受けなくてはならないものではありません。
- ・ 地域にあった取組を進めていくことが大切だと考えます。

◆区役所から提供される要援護者情報では不十分です（対象者はもっといる、4情報では足りない等）。

- ・ 区役所から提供される要援護者情報は、地域での取組を補完するものです。
- ・ 対象者については、福祉制度等の既存システムを活用することとし、パブリックコメント実施結果、障害者団体等の意見を踏まえ、現在の基準としています。福祉制度を利用していない等の理由で、行政が把握していない方もいますので、手上げ方式と併用することも考えられます。
- ・ 提供情報を、①氏名、②住所、③年齢、④性別の4情報としたのは、提供される側のプライバシーにも配慮し、提供される情報は最小限であることが望ましいという声を踏まえたものです。情報提供は、関係づくりのきっかけであり、訪問等により信頼関係を構築することが、必要な情報を得ることにつながるものと考えられます。

◆自治会町内会未加入者に対してはどう対応したらいいですか？

- ・ 自治会町内会加入未加入を問わず、支援は必要であると考えられます。
- ・ 要援護者支援のための訪問をきっかけに自治会町内会に加入した事例もあります。市としても、自治会町内会への加入促進に取り組んでいきます。

◆個人情報とプライバシーの取扱いについて

◆個人情報とプライバシーの違いはなんですか。

- ・ 「個人情報」とは、個人の氏名、生年月日、住所などの個人を特定する情報のことです。
- ・ 「プライバシー」とは、個人の私生活に関する情報や通常他の人に知られていない情報、また、それらを干渉されない状態を請求する権利を指します。
- ・ どちらも大切に扱うべき情報ですが、プライバシーを侵害した場合、損害賠償請求を受ける可能性があります。

◆地域住民の個人情報保護に対する意識も高まっている中で、要援護者支援の活動を行うために必要な個人情報を収集する際、注意することは何でしょうか？

- ・ 情報を把握する目的をはっきりとさせ、本人から情報を収集する（教えていただく）ことが原則となります。まずは、情報収集の目的を説明し、信頼関係をつくることが重要です。信頼関係づくりのためにも、個人情報の取扱いには細心の注意をはらってください。

◆情報把握をした際、日頃からの見守りが必要と感じました。民生委員や地域の方にも見守り活動への協力をお願いしたいが、個人情報を協力者には伝えられないのでしょうか？

- ・ 本人の同意（了解）が得られれば、信頼できる方に見守り活動のお手伝いをいただくことは可能です。見守りを依頼する際には、伝える情報は必要最小限であることに留意してください。
- ・ 災害時要援護者支援の取組は、災害に備えて、日頃からの関係づくりを進めていくものです。地域の中に見守りのネットワークを築くための働きかけを行い、必要に応じて適切に情報共有していくことも重要です。

◆区役所から提供された名簿を、すでに行っている見守り活動に活用したいと思いますが、それは可能でしょうか？

- ・ 同意方式又は情報共有方式に基づく名簿は、災害時に必要な支援体制を検討するとともに、日頃からの見守りや関係づくりなどを進めるために提供されるものです。災害時の対応のためだけに名簿提供を受けるのではなく、平常時の見守り、支えあいの活動につなげていくことが重要です。
- ・ ただし、区役所から提供された名簿を要援護者支援の取組以外の目的に利用することはできません。目的外で名簿を利用する場合は、その必要性を十分検討するとともに、本人の同意（了解）を得ることが必要です。

◆地域の中で見守りの取組を行っているグループ・団体がありますが、その団体から、要援護者名簿を提供してほしいと言われました。自治会町内会以外の方へ情報提供しても良いのでしょうか？

- ・ 本人の同意（了解）があれば、地域の見守り組織等に個人情報を提供することは可能ですので、本人の同意（了解）を得た上で情報提供してください。
- ・ 本人が個人情報の利用目的について理解・納得（同意）していることと、情報提供を受ける組織が個人情報の重要性を理解していることが、情報提供するかどうかの判断の基準となります。

◆区役所から提供された個人情報（名簿）を紛失してしまったときはどうすればよいのでしょうか？

- ・身の回り等を十分に探すとともに、判明した時点で速やかに区役所担当課（土休日は区の代表電話）まで報告してください。被害を最小限に抑えるためにも、迅速にご報告いただくことが大変重要です。

◆区役所から提供された情報を基に、要援護者を訪問するときについて

◆本人から「自分のことをどうやって知ったか」と聞かれた場合、何と答えればよいのでしょうか？

- ・本人あてに区役所から事前に通知している書類と同じものを訪問する際には必ず持参し、書類に書いてあることを改めてご説明してください。区役所に問合せが入った場合は、次のような趣旨でお答えすることを想定していますので、参考にしてください。

<例>地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

地域と要援護者との日頃からの関係づくりの取組を進めるために、〇〇地区と協定を締結し、区役所が保有する情報を基にした災害時要援護者名簿を提供することになりました（同意方式の場合、同意した方の名簿／情報共有方式の場合、拒否の意思表示をしなかった方の名簿）。

また、名簿管理者には秘密保持に関する誓約書を提出していただいております。この取組で知り得た情報を、本人の同意なく第三者に提供することはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆訪問や見守り、関わりを拒否された場合は、どうすればよいのでしょうか？

- ・そのような意思表示があった場合は、名簿から削除する等の対応が考えられますので、区役所担当課にご相談ください。

◆家が既に存在しない等明らかに住所地に居住が認められない場合は、どうすればよいのでしょうか？

- ・名簿から削除する等の対応が考えられますので、区役所担当課にご報告ください。

◆訪問したら、家族等と生活していることがわかった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか？

- 家族等と生活していても、日中独居になる場合、家族の支援のみでは避難が困難な場合等、災害時には支援が必要であることが想定されます。
- 災害時に支援が必要かどうか、具体的にどういった支援が必要であるか、本人もしくは家族から聞き取るといった対応が考えられます。

◆何度訪問しても不在の場合はどうしたらよいのでしょうか？

- 無理に訪問等直接的な関わりは行う必要はありませんが、お手紙等で地域の取組をお知らせしておくなどの対応も考えられます。

◆家族には会えたが、本人とは直接会えなかった場合はどうしたらよいのでしょうか？

- 直接本人の意思を確認することが望ましいと考えられますが、できる範囲での確認が考えられます。

◆すでに知っている方（定期的に訪問している等その方の状況を把握している場合）も、訪問する必要はあるのでしょうか？

- すでに知っている方については、災害時の対応を具体的に考えていただくよう働きかけることが考えられます。

◆災害発生時について

◆災害発生時に自宅にいるとは限りません。自分や家族がケガをすることも考えられます。

- 災害時要援護者支援の取組は、地域の共助の取組であり、できる範囲で行うものです。ご自身とご家族の安全が確保されてから、無理のない範囲での安否確認等へのご協力をお願いします。

◆支援者になったら、支援について何か責任を負うのでしょうか？

- ・ 災害時要援護者支援の取組は、地域の共助の取組であり、できる範囲で行うものです。責任を伴うものではありません。

◆災害時の安否確認はどのように行えばいいのでしょうか。

- ・ 過去の事例等をもとに、地域ごとに避難訓練や会議等を活用してシュミレーションしておくことが、大切だと考えられます。(⇒27 ページ参照)

◆住民が参加可能な研修はありますか？

- ・ 防災の資機材に関するスキルについては「横浜防災ライセンス講習」を開催しています。また、消防署が実施している「救命救急講習会」があります。
- ・ 各地域で開催されている防災訓練等への参加を通じて、スキル等を習得することも考えられます。

◆要援護者、特に障害のある方に対する支援の方法がわかりません。

- ・ 一般的な障害特性と必要な配慮については、添付資料 (⇒**参考資料 15-1~15-2** (56~57 ページ)) を参考にしてください。
- ・ 障害の程度や必要な配慮は、個人差が大きいため、日頃からの関係づくりをしていく中で、災害に備えた対応を検討していくことが考えられます。障害者団体等と連携した避難訓練を行っている地域もあります。

◆重度の障害者など専門的な支援が必要な方にはどうすればよいですか？

- ・ 専門的な支援が必要な方には、市は本人や家族に対し、日頃から必要な準備（機器や医薬品の備蓄、医療機関等への緊急連絡方法の確保等）を行うように働きかけています。近隣住民の方には、安否確認など、可能な範囲でのご協力をお願いします。

5. 参考資料集

参考資料	名称
参考資料1	要援護者の支援活動開始の周知チラシ
参考資料2-1,2-2	要援護者及び支援者募集開始の周知チラシ
参考資料3-1,3-2	要援護者に登録を勧めるチラシ
参考資料4	要援護者の申込書（1）
参考資料5	要援護者の申込書（2）
参考資料6	要援護者の支援体制づくりに関するアンケート
参考資料7	居住者カード
参考資料8	支え合いカード
参考資料9	要援護者聞き取り票
参考資料10	要援護者安全避難カード
参考資料11	要援護者避難所生活支援カード
参考資料12-1～12-3	まち点検のチェックポイント
参考資料13	我が家の安心メモ
参考資料14	非常用持ち出し品一覧
参考資料15-1～15-2	災害時要援護者の特徴およびニーズ（例）

〇〇自治会町内会

災害時要援護者の避難支援について、取組を始めます！

1 事業の趣旨

〇〇自治会町内会では、栄区役所の協力のもと、避難を要するような災害が発生した時に、近所で協力し合い要援護者が安心して支援を受けられるように取組を進めます。

2 対象者

災害が発生したときに自力で避難することが困難な方々です。
具体的には・①高齢者②障害児・者③妊産婦④乳幼児がいる家族等が対象ですが、自分で避難することが困難だと思われる方すべての方が対象です。

→今後、要援護者を把握するために、「支えあいカード」の記入をお願いすることになります。

3 支援内容

災害時には要援護者の方がすばやく安全に避難できるように避難支援を行います。また安否確認等も行います。

4 支援組織

この取組は〇〇自治会町内会が主体になりますので、自治会町内会から選ばれた役員や民生委員などが支援をいたします。



5 その他

今後、支援組織の一員として、支援していただける方も募集させていただきます。



避難を要する災害はいつ来るか分かりませんが必ず起こるものです。この取組は、災害が発生した初期に近所で助け合うことを目標としたものであり、〇〇自治会町内会が主体的に取り組むものです。



ご不明なこと等がありましたら
〇〇自治会町内会 会長 〇〇 まで
電話 045-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 045-〇〇〇-〇〇〇〇

災害時要援護者の避難支援

要援護者及び支援者を募集します！



(申し込みされる方は、「支えあいカード」に記載をお願いします。)

〇〇自治会町内会

〇〇自治会町内会では栄区役所の協力のもと、災害が発生した時に自力で避難することが困難な方々（災害時要援護者）を対象に、安否確認及び避難支援をする取組を実施していくこととしました。この取組には平常時からの備えが必要であるため、要援護者の方の情報を把握したいと考えております。

趣旨をご理解いただき、今回配布しました「支えあいカード」にご記入の上、〇〇自治会町内会にご提出ください。

1 事業の趣旨

避難を要するような災害が発生した時に、近所で協力し合い要援護者が安心して支援を受けられることを目指します。

2 対象者

災害が発生したときに自力で避難することが困難な方々です。

具体的には・①高齢者②障害児・者③妊産婦④乳幼児がいる家族等が対象ですが、自分で避難することが困難だと思われる方すべての方が対象です。

3 支援内容

災害時には要援護者の方がすばやく安全に避難できるように避難支援を行います。また安否確認等も行います。

4 支援組織

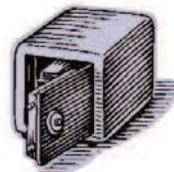
この取り組みは〇〇自治会町内会が主体になりますので、自治会町内会から選ばれた役員や民生委員などが支援をいたします。



裏面あり

5 個人情報の保護について

取得した個人情報は支援組織以外が見れないように厳重に保管いたしますのでご安心ください。



6 支援を希望される方

支援を希望される方は同封の「支えあいカード」にご記入していただき支援組織にお渡してください。その後支援組織が順次ご自宅にお伺いして聞き取り調査を行い要援護者の把握に努めていきますのでご協力ください。



7 支援までの流れ

- ①要援護者→支援組織（支えあいカードの提出）
- ②支援組織→要援護者（支援組織による聞き取り調査）
- ③支援組織（要援護者名簿の作成）
- ④支援組織（避難支援プランの作成）
- ⑤災害時を想定した避難訓練等の実施



避難を要する災害はいつ来るか分かりませんが必ず起こるものです。この取組は、災害が発生した初期に近所で助け合うことを目標としたものであり、〇〇自治会町内会が主体的に取り組むものですので、ぜひご協力をお願いいたします。



ご不明なこと等がありましたら
〇〇自治会町内会 会長 〇〇 まで
電 話 045-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 045-〇〇〇-〇〇〇〇

災害時要援護者名簿の作成について

□□□□会の皆様へ

関東大震災級の地震が発生すると、衝撃による建物の崩壊、大規模な火災、崖崩れなどにより、木造住宅が密集する南区では、4軒に1軒が大きな損害を被り、多数の犠牲者が出ると予想されています。

過去の災害では、犠牲者の多くは大規模地震や水害などの災害が発生した場合に、自力で避難することが困難な方々や、必要な情報を入手することが難しい方々（「災害時要援護者」）、となっています。

犠牲者を最小限にするには、いざと言うときに、「要援護者」の方々に対する安否確認や避難支援などが速やかにできるよう、日頃から備えをしておくことが大切です。このため、□□□□会では、民生委員児童委員などと連携して、南区役所の協力のもと、災害時要援護者名簿を作成することといたしました。

会員の方々の生命、生活を守るために、皆様の御協力を御願いたします。

□□□□会会長 ○○ ○○

1 災害時要援護者名簿に登録できる方

大規模地震などの災害が発生した際に、御自身や家族の協力のみでは避難が困難なため、地域住民による安否確認や避難介助などの手助けが必要な方で、□□□□会では、裏面に掲載した要件に該当する方を対象と考えています。

本人及びその家族の意志を尊重し、名簿への登録は希望制とします。

2 災害時要援護者名簿へ登録する方法

災害時要援護者名簿へ登録を希望する方は、各家庭に配布する「申込書」に必要事項を記入し、封入の上○月○日までに、町内会役員にご提出ください。申込をいただいた方には、後日、民生委員や町内会役員等（推進員）が訪問し詳しい説明をいたします。

3 名簿へ登録することによる効果

推進員が「申込書」の情報をもとに名簿の作成をします。

名簿に登録することにより、災害に関する様々な情報をお伝えします。

災害が発生した場合には名簿により安否確認が行われるほか、避難所への避難が必要な場合に、手助けすることもできます。また、地域防災拠点（この地域では、△△△学校です。）や区役所、警察などの支援が必要な場合には、登録者に関する適切な情報提供を行います。

4 個人情報の管理方法

御提出いただいた個人情報は、責任者及び推進者で適正に管理し、区役所を除き、災害時以外に本人の同意なしに他に情報を伝えることはありません。

※名簿への登録が望ましい方について

- ①介護保険の要介護度3以上で、居宅で生活している方
- ②要支援以上でひとり暮らしの方、いずれもが要支援以上の高齢者のみの世帯
- ③日中ひとり暮らしの方、
- ④認知症のある方（日常生活自立度Ⅱ以上）
- ⑤障害児・者（障害者自立支援法障害区分認定者、視覚障害者、聴覚障害者）
- ⑥難病患者等の在宅療養者

□□□□会の災害時要援護者対策について

1 取組の目的

南区役所と□□□□会が協働して災害時要援護者支援事業を実施し、会員の誰もが、災害時に円滑に避難し、安定した生活を送ることができるよう、町内をあげて取り組みます。

2 組織

【責任者】

□□□□会会長 ○○ ○○（電話 @@@-@@@@）

【推進員】



3 協力

横浜市南区役所 ○○○○課（電話 □□□-□□□□）

平成 年 月 日

□□□□会 御中

申 込 書

私は、町内会の趣旨に賛同し、日頃の防災対策についての相談や、大地震などの大災害発生時に避難等の支援を受けることを希望し、避難支援に必要な個人情報を提供します。

会に

●住 所 _____

●同意者氏名 _____ 印
(本人自署の場合は、押印不要です。)

●電話番号 _____

●携帯電話 _____

●代理人氏名 _____
(代理人が届ける場合は、ご本人の押印を御願います。)

お問い合わせ先

□□□□会

会 長 ○○ ○○ (電話 045-○○○-○○○)

副会長 ○○ ○○ (電話 045-○○○-○○○)

参考資料5

災害時援護申し込み書

作成 平成 19年 月 日

※ ふりがな			
※ 申込者名			
※ ふりがな		続柄	
※ 要援護者名		年齢	歳
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	性別 男・女
※ 電話番号	045-	-	(携帯) - -
※ ふりがな		続柄	
※ 要援護者名		年齢	歳
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	性別 男・女
※ 電話番号	045-	-	(携帯) - -
住 所	戸塚区上倉田町		※ 班番号
	戸塚区舞岡町		
緊急時の家族 知人の連絡先	氏名	続柄	電話 - -
	住所		
	氏名	続柄	電話 - -
	住所		
要援護者の程度	下記の番号に○印をしてください（良ければ病名などを備考欄へ記入して下さい）		
	1	歩行困難	
	2	歩行困難（車椅子で移動している）	
	3	歩行可能ではあるが杖などが必要	
	4	高齢で夫婦二人・一人暮らし（安否の確認をお願いしたい）	
5	その他（		
備考			

(特記)

- ※印の箇所は必ず記入して下さい。
- この調査資料の内容につきましては、「災害時における要援護者の地域支援体制づくり」実行委員会のメンバーまで開示されます。
- 作成された要援護者の調査資料と名簿の管理は、自治会の会長と防災担当者で管理致します。
- 要援護者のリスト等は支援者に配布致します。
- 申し込み書は、申し込みしなくても全員必ず封筒に入れ、のり付けして班長さんへ返却してください。
- 返却日は8月31日までです。

(上記件での質問や連絡は下記までお願い致します)

【小田急分譲地自治会】

会 長 TEL - -
 防災担当 TEL - -

申し込み者サイン

災害時、地域における「支援体制づくり」に関するアンケート

残暑厳しき候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、自治会は今年度、戸塚区の「災害時要援護者の地域支援体制づくり」のモデル地区に選ばれ、【災害時における要援護者地域支援体制づくり委員会】（以下、支援委員会）を立ち上げ、要援護（援護を必要とされる）の方を地域で支援するための方法を検討してまいりました。

その結果、支援委員会は以下の方々を把握するため、アンケートを実施することといたしました。

- ① 避難する時に手助け（援護）を必要とする方
- ② 避難する方「上記 ① の方」を支援（援護・手助け）できる方

つきましては、記入欄に班名と氏名を記入して、該当する番号を○で囲み、この封筒に入れ、封をして9月30日までに班長さんへお渡しく下さい。

なお、①・②のいずれにも○印無しの方も、本紙を班長さんへお渡しく下さい。

（注）本紙に記入された情報は支援委員会の委員（理事及び会員名簿・役員名簿に記載の幹事）と上記 ② の支援者に周知されることをご理解のうえ、ご記入ください。

また、この情報は地域における「支援体制づくり」にのみ利用いたします。

記入欄

班名	班	氏名（家族代表者）	
① 避難する時に、手助け（援護）を必要とされますか？			
1. はい		2. もっと詳しい話を聞いたうえで判断したい	
② 避難する方「上記 ① の方」を支援（援護・手助け）していただけますか？・・高校生以上可			
1. はい		2. もっと詳しい話を聞いたうえで判断したい	

なお、上記①で○印をつけた方には、後日ご連絡の上、お宅を訪問させていただきます。

また、上記②で○印をつけた方には、後日説明会を開催いたします。

以上

【記入例】

二世帯家族のご家庭も一枚のカードにご記入下さい。

自治会居住者カード

住所	南舞岡 (アパート名)	丁目	番	号	電 話
					()
世帯主名	ふりがな まいおが たろう				
	〇 舞岡 太郎				
	生年月日 明・大(昭)・平5年 / 月 / 日生				
店舖 又は 事務所名					

第 区 班	年 月 日	年 月 日	年 月 日
自 治 会	昭和 平成	年 月 日	入会
	昭和 平成	年 月 日	退会

注：店舖又は事務所名については登録希望の場合に記入して下さい。

氏 名	性別	生 年 月 日	自 治 会 役 員 歴																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
1. 舞岡 花子	男(昭)	明大 昭平	8	年	2	月	2	日												
△2. 舞岡 次郎	男(昭)	明大 昭平	15	年	3	月	3	日												
3.	男	明大 昭平		年		月		日												
4.	男	明大 昭平		年		月		日												
5.	男	明大 昭平		年		月		日												
6.	男	明大 昭平		年		月		日												
7.	男	明大 昭平		年		月		日												

記入印：○＝高齢者世帯 ◎＝高齢者一人暮らし △＝災害時要支援者

参考資料8**〇〇自治会町内会** 支えあいカード

自治会町内会整理欄

—

〇〇自治会町内会 長 様

私は、**〇〇自治会町内会** 支えあいカードの趣旨に同意し、自治会町内会が、下記の個人情報を災害時要援護者の避難システムに活用することを承諾します。

(同意署名欄) 【支援が必要な方との関係: 】

平成 年 月 日

氏名

【住所】	
【電話番号】 045 ()	【ファックス】 045 ()
災害時に支援が必要な家族	
【氏名】 (昭和 年 月 日生)	【身体の状況など】
【氏名】 (昭和 年 月 日生)	【身体の状況など】
【氏名】 (昭和 年 月 日生)	【身体の状況など】
【同居している家族の方】	
1 男 ・ 女	3 男 ・ 女
2 男 ・ 女	4 男 ・ 女
【備考】	

- ・ 支えあいカードは、要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が近隣の助け合いのもとに、円滑に進むよう、**〇〇自治会町内会** があらかじめ該当世帯を把握するものです。
- ・ 今後、支援組織がご自宅を訪問し、聞き取りを行います。

以下は避難支援に協力していただける方の記入欄

災害時に避難支援者として協力していただける方は下記の欄に記入願います。

氏名	住所・備考

〇〇区役所は支えあいカードによる要援護者と支援者の把握を支援しています。

災害時要援護者安全避難カード

〇〇自治会町内会長 様

私は、〇〇区災害時要援護者安全避難カードの趣旨に賛同し、同カードに登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を自治会・町内会長が、地域防災拠点運営委員会、民生委員などへの提供など、災害時（災害への準備を含む）に活用することを承諾します。

（本人または代理者同意署名欄）

平成〇年〇月〇日

氏名

町内会・班名		民生委員名		TEL
支援を必要とする方の氏名		男・女	生年月日	(歳)
住 所		電話 FAX		
身体 状 況	1 移 動	①自立 ②見守り ③一部介助		6 その他（避難時や安否確認時に考慮してほしいことなど）
	2 意思の伝達	①伝達できる ②伝達できない		
	3 了解度	①了解できる ②丁寧な説明が必要 ③困難		
	4 視 力	【眼鏡使用：有・無】 ①普通に見える ②ほとんど見えない		
	5 聴 力	【補聴器使用：有・無】 ①普通 ②大きい声なら聞こえる ③ほとんど聞こえない		
家族構成 同居家族	単身世帯 高齢者のみ世帯 上記以外 ()			
居住建物	戸建て 集合住宅 (階建の 階)			
避難所での生活を支援してもらえる方				
氏 名		関係	住 所	電話等
福祉保健サービスの利用状況				
サービスの種類	利用日	事業者名	所在地	連絡先
避難所での生活を支援してもらえる方				
氏 名		関係	住 所	電話等
備 考				

要援護者避難所生活支援カード（聞き取りシート）

〇〇自治会町内会長 様

私は、〇〇区避難所生活支援カードの趣旨に賛同し、同カードに登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を自治会・町内会長が、地域防災拠点運営委員会、民生委員などへの提供など、災害時（災害への準備を含む）に活用することを承諾します。

（本人または代理者同意署名欄）

平成〇年〇月〇日

氏名

町内会・班名		民生委員名		TEL
支援を必要とする方の氏名		男・女	生年月日	(歳)
住 所		電話 FAX		
身体 状 況	1 移 動	①自立 ②見守り ③一部介助		
	2 意思の伝達	①伝達できる ②簡単なことは伝達できる ③伝達できない		
	3 了解度	①了解できる ②丁寧な説明が必要 ③困難		
	4 視 力	【眼鏡使用：有・無】 ①普通 ②自分の周囲程度は見える ③ほとんど見えない		
	5 聴 力	【補聴器使用：有・無】 ①普通 ②大きい声なら聞こえる ③ほとんど聞こえない		
生 活 状 況	6 排尿方法	①自立 ②見守り ③一部介助 (便所・ポータブル・尿器・おむつ・カテーテル)		
	7 排便方法	①自立 ②見守り ③一部介助 (便所・ポータブル・おむつ・ストマ)		
	8 食 事	①自立 ②見守り ③一部介助 (普通・軟食・きざみ・ミキサー食・特別食)		
	9 服薬管理	①自立 ②見守り ③一部介助		
	10 入 浴	①自立 ②見守り ③一部介助		
	11 清 潔	①自立 ②見守り ③一部介助 (義歯：有・無)		
	12 衣類着脱	①自立 ②見守り ③一部介助		
	13 金銭管理	①自立 ②見守り ③一部介助		
	14 電話利用	①自立 ②見守り ③一部介助		
	15 日常の意思決定	①自立 ②見守り ③一部介助		
	16 特記事項			
		氏名・医院名	住 所	電話等
かかりつけ医師・病院				
ケアマネジャー				
避難所での生活を支援してもらえる方				
氏 名	関係	住 所	電話等	

（記入者： ）

■まち歩きチェックポイント

1 災害で危険なもの

<p>●道路に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 狭い、角切りがない <input type="checkbox"/> 曲がっていたり、変形、交差が多く見通しがきかない <input type="checkbox"/> 道路沿いに転倒、落下しそうな不安定なものがある <input type="checkbox"/> 斜面にある道路で擁壁崩壊などで崩れる恐れがある <input type="checkbox"/> 急坂や段差があり、高齢者や幼児には負担が大きい <input type="checkbox"/> 普段歩いている見通しが悪いなど交通事故の危険を感じる <input type="checkbox"/> 普段歩いている通行の障害になるものがある、あるいは多い <input type="checkbox"/> 路上駐車が多い、商品・看板などが道路にはみ出している <input type="checkbox"/> 川にかかる橋や歩道橋の状態 <input type="checkbox"/> 近くに迂回（うかい）ルートがない（二方向避難ができない） <input type="checkbox"/> 緊急車両が進入できるルートがない、奥まっている <input type="checkbox"/> 常時、車の交通量が多い
<p>●建物、街並みに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 老朽化した建物（特に木造）が道路沿いに立ち並んでいる（倒壊） <input type="checkbox"/> 高層建築が道路際に立ち並んでいる（落下物） <input type="checkbox"/> 不安定な塔状工作物（煙突、給水塔、大型アンテナ、広告塔） <input type="checkbox"/> 窓ガラスの飛散（硬化パテ止めのはめ殺し窓など） <input type="checkbox"/> 起伏が多い街並み（周辺環境や状況がわかりにくい） <input type="checkbox"/> 木造建物が密集している（火災の延焼）
<p>●倒壊、転倒しそうな危険施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高い、古い、損傷した塀（ブロック塀、石塀など重量塀） <input type="checkbox"/> 様々な自動販売機
<p>●土地や地盤に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傾斜地や盛土地の擁壁などが不備、古い、傷んでいる <input type="checkbox"/> 川沿いなどで、地盤が軟らかそうである
<p>●危険物施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 石油類など危険物貯蔵施設の場所 <input type="checkbox"/> LPG（液化石油ガス）など貯蔵施設の場所
<p>●出火の可能性が高い場所</p>
<p>●その他、みなさんの地域特有の問題を考えてください。</p>

2 災害に備えるもの（地域資源）

(1) 要援護者の支援

<p>●地域防災組織等の役員</p>
<p><input type="checkbox"/> 自治会・町内会（町の防災組織）、地域防災拠点の役員</p> <p><input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員、友愛活動推進員、地区社会福祉協議役員、保健活動推進員や消防団員</p>
<p>●災害情報伝達・安否確認</p>
<p><input type="checkbox"/> 屋外拡声器、ハンドマイク等の情報伝達手段</p> <p><input type="checkbox"/> 区と地域、地域内（班体制等）の情報連絡網</p> <p><input type="checkbox"/> 地域交流の拠点など</p>
<p>●救出・救護</p>
<p><input type="checkbox"/> 救出・救護活動に必要な資機材や医薬品等</p> <p><input type="checkbox"/> 資機材等を保有する地域の建設会社や自動車整備工場、ガソリンスタンド、金物店、薬局等</p> <p><input type="checkbox"/> 救急病院、地域の医師・看護師、地域医療救護拠点等の位置とそこへの距離</p> <p><input type="checkbox"/> 要援護者を搬送するための担架やリヤカー等</p>
<p>●避難誘導</p>
<p><input type="checkbox"/> 避難経路を表示するサイン</p> <p><input type="checkbox"/> 高層住宅の要援護者を避難誘導するための布担架やおんぶ紐（ひも）等の準備</p>
<p>●その他、みなさんの地域特有の支援を考えてください。</p>

(2) 防災全般

●一時（いっとき）避難場所
<input type="checkbox"/> 広さ <input type="checkbox"/> 集合場所周辺の状態（樹木、水の有無） <input type="checkbox"/> 表示など分かりやすくなっているか
●公園や広場の位置とその状態
<input type="checkbox"/> 避難は可能か（オープンスペースとして役立つか？） <input type="checkbox"/> 周辺状況、公園に火災を防ぐ樹木などあるか
●消防・消火施設
<input type="checkbox"/> 消火栓の位置 <input type="checkbox"/> 防火貯水槽の位置と表示 <input type="checkbox"/> 街灯消火器の設置場所、管理状態
●防災倉庫（地域で管理しているもの、区で管理しているもの）
<input type="checkbox"/> 位置、管理状態、周辺状況
●防災活動に役立つと思われるもの
<input type="checkbox"/> 病院、診療所、薬局、食料品店、金物店など <input type="checkbox"/> 建設関係工事店、各種燃料取扱店など
●利用できる水
<input type="checkbox"/> （使える）井戸、川の水、池、わき水、その他
●避難場所
<input type="checkbox"/> 広さ <input type="checkbox"/> 建物の状態 <input type="checkbox"/> 出入口の状態 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみの状態 <input type="checkbox"/> 地形、地盤の状態 <input type="checkbox"/> 周辺の道路条件（避難、物資の搬入） <input type="checkbox"/> 各種防災施設の整備状況 <input type="checkbox"/> 物資、資機材の備蓄状況
●その他、みなさんの地域特有の資源を考えてください。

参考資料14

●一次持ち出し品（避難するときに最初に持ち出すもの）

※要援護者の状況に応じて必要なもの

種 類	品 名
食 料	<input type="checkbox"/> 水の缶詰、ペットボトル等 <input type="checkbox"/> 乾パン、クラッカー、缶詰等（火を通さずに食べられるもの） <input type="checkbox"/> 粉ミルクとほ乳びん※
救 急 ・ 安 全	<input type="checkbox"/> 救急医薬品（包帯・傷薬・絆創膏・解熱剤・かぜ薬等） <input type="checkbox"/> 防災ずきん、帽子 <input type="checkbox"/> 底の厚い靴（枕元に準備） <input type="checkbox"/> 笛や携帯ブザー <input type="checkbox"/> 常備薬の予備※ <input type="checkbox"/> 予備のめがね※
貴 重 品	<input type="checkbox"/> 現金（公衆電話用に小銭も必要）、預金通帳、印鑑等 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳、障害者手帳等※
衣 類 等	<input type="checkbox"/> 下着、上着 <input type="checkbox"/> タオル
日 用 品	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、懐中電灯（予備の電池も必要） <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> ナイフ、缶切り <input type="checkbox"/> マッチ、ライター <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 厚手のゴミ袋 <input type="checkbox"/> 生理用品、紙おむつ※

●二次持ち出し品（避難後、災害から復旧するまでの間に必要なもの）

種 類	品 名
食 料	<input type="checkbox"/> 水の缶詰、ペットボトル等（3日分） <input type="checkbox"/> レトルト食品、栄養補助食品、チョコレート・飴などの菓子類等
衣 類 等	<input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 雨具
日 用 品	<input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ等の燃料も必要） <input type="checkbox"/> 包装用ラップ <input type="checkbox"/> 厚手のゴミ袋 <input type="checkbox"/> 鍋、水筒 <input type="checkbox"/> バスタオル、毛布、寝袋 <input type="checkbox"/> 洗面用具、バケツ
そ の 他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

表 1.2 災害時要援護者の特徴およびニーズ(例)

	区 分	特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。

出典：「災害時要援護者対策ガイドライン」

(平成 18 年 3 月 日本赤十字社)

参考資料15-2

内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳児 幼児 児童	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢が低いほど、養護が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要となる。

出典：「災害時要援護者対策ガイドライン」
 （平成 18 年 3 月 日本赤十字社）

5. 「自治会等による災害時要援護者支援の活動事例」
（東京都内の取組事例）



東京都内の事例紹介

1 地域における消防防災体制

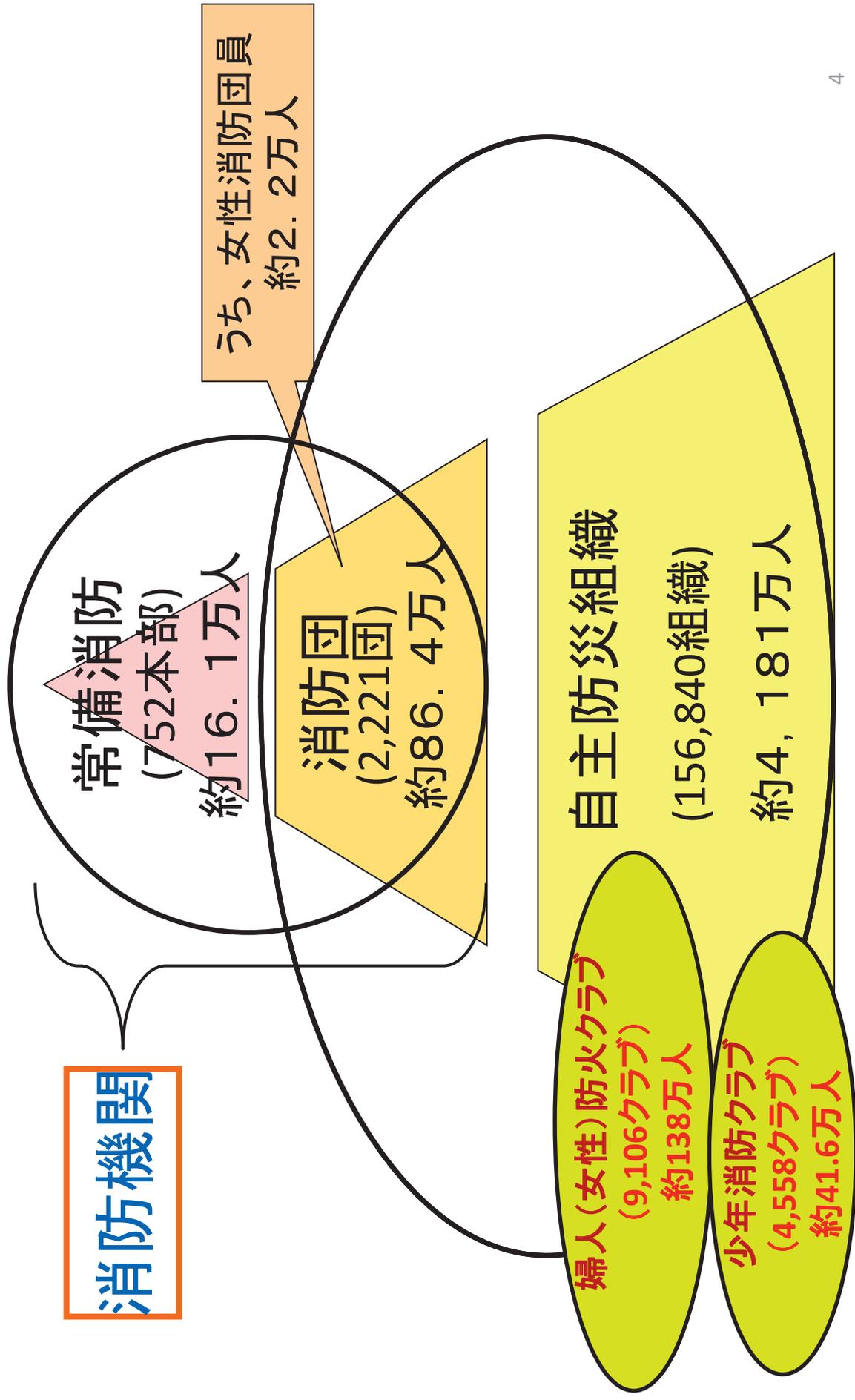
(1) 地域における消防防災体制

(2) 消防団の現状

(3) 消防団を中核とした地域防災力の
充実強化に関する法律

地域における消防防災体制

平成26年4月1日現在



消防団の現状

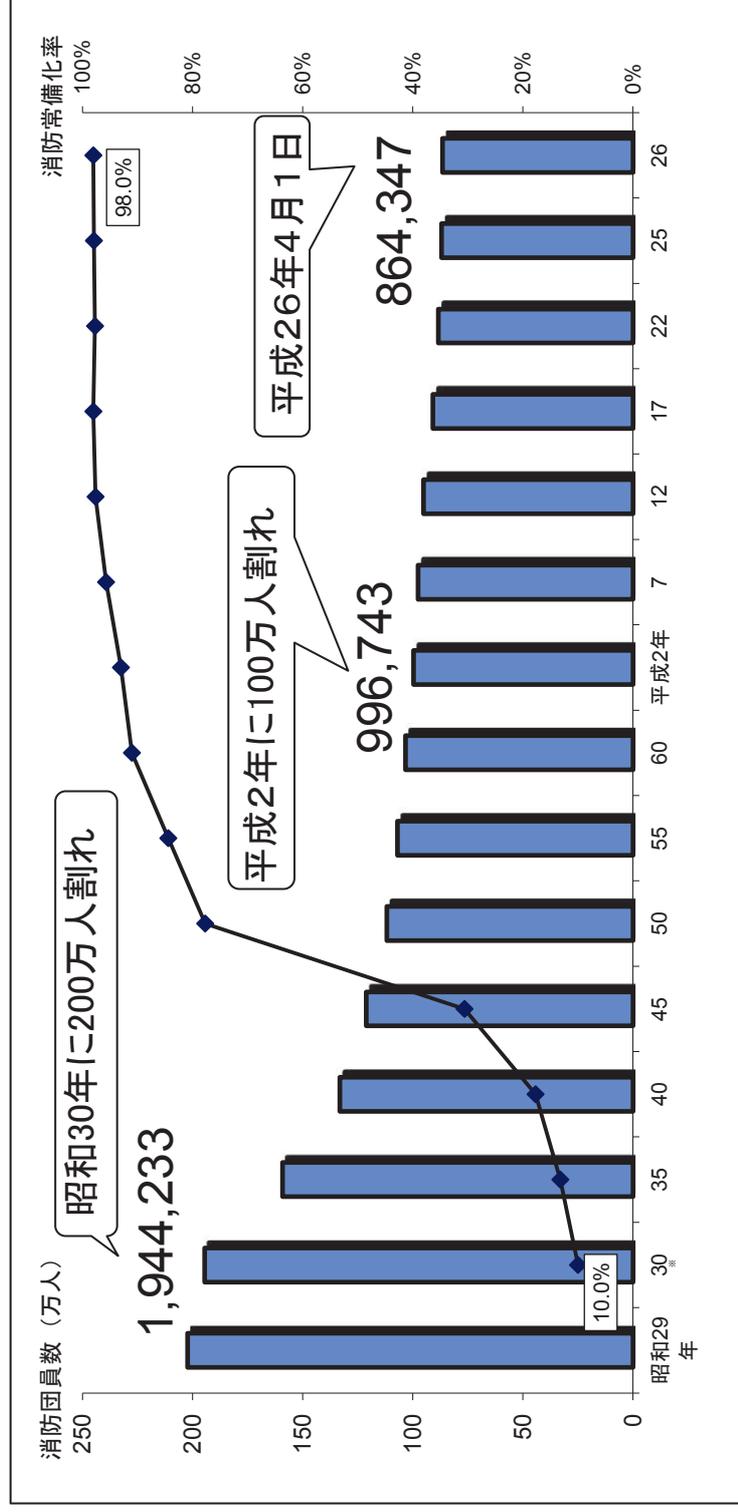
- ◆消防団の特質
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況(平成26年4月1日現在)

○団数:2,221団(全国すべての市町村に設置) ○分団数:22,560分団 ○団員数:864,347人

2 消防団員数と消防常備化率の推移

(前年度比4,525人減)



消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成26年4月1日現在で約86.4万人と戦後一貫して減少

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

2 地域防災力の強化に向けた取り組み

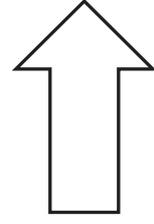
(1) 地域と連携した指導的取り組み事例 (消防団)

地域と連携した指導的取り組み事例(消防団)(1)

	内 容	地 域
1	各分団に「住民指導班」を結成し、 防災訓練、救命講習、町会の訓練指導等 を実施。中学生に対しても、 可搬消防ポンプの取扱いや放水 を指導。	板橋区
2	中学生の部活動8部150名に対し、夏休みに D級ポンプ取扱訓練 を指導。 中学校に宿泊して行う 防災訓練でも、講話、給食訓練、D級ポンプ取扱訓練等 を実施。	豊島区

地域と連携した指導的取り組み事例(消防団)(2)

	内容	地域
3	約50%が70歳以上という町会に対し、防災行動力を高める目的で、 災害時要援護者の避難誘導訓練 を実施。	江東区
4	住宅密集地域で、 スタンプを活用した町会独自の継続的な訓練 を、中心となって指導。	品川区



町会、自治会単位の訓練、救命講習、中学生や高校生への訓練(総合防災教育)、消防少年団活動、地域の防災訓練等において、**消防団が地域と連携して指導的役割**を担っている。

2 地域防災力の強化に向けた取り組み

(2) 個人情報活用などの取り組み事例 (町会等)

町会、自治会等の状況①

『自主防災組織育成講習会』（東京消防庁）

実施日：平成26年12月13日（土）

参加者：町会長、自治会長 防災担当者、
自主防災組織役員等、計101名

☆都内の町会長、自治会長等の声

町会、自治会、自主防災組織として効果的に活動するためには名簿が必要である事は十分認識しているが、会員名簿も要支援者名簿も、作ることができない。

町会、自治会等の状況②

※名簿を作成できない理由

- **本人が教えたくない**
 - 他人に知られたくない(個人情報、障害、高齢世帯であること…)
 - 流出、悪用への不安→ポストにも自宅にも名前なし
- **役員も持ちたくない**
 - 「持てないはず」「持つべきではない」
 - 流出、悪用への不安。責任が重い。
- 行政も提供してくれない

町会、自治会等の状況③

☆名簿を作成している町会等あり ⇨ 目的や理由が明確

- 単なる交流や利便ではなく、**共助、要配慮者支援(安否確認・避難支援)**のために必要。
- 災害時に相互支援するためには、**日頃から顔が見える関係が不可欠。**
- 知らない者同士では、**非常事態に助け合い、協力、譲り合い、はできない。**
- 普段の付き合いがない人、顔見知りでない人を助けることはできない。

町会、自治会等の状況④

☆名簿作成のコツ、工夫

「個別に訪問し、物を渡すなどして、直接話をすれば、「いやだ！」と言う人はいない！！」

☆管理

- 鍵がかかる場所
- 複製を作らない
- 責任ある者が管理
- 目的外使用の禁止

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(1)

	内 容	地 域
1	<p>自治会役員と民生委員で自宅を訪問して状況を把握、災害時要援護者名簿とマップを作成。 中学生も参加する救護、搬送訓練や、消防署等と協力して行う個別訪問(防火防災診断)に活用。</p>	大田区
2	<p>団地の管理組合が全戸を訪問し「居住者名簿」を作成して、災害時要援護者の情報を把握。 東日本大震災時には、管理組合員が、各戸に声を掛けて安否確認に活用。</p>	狛江市

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(2)

	内 容	地 域
3	<p>自治会加入の如何に関わらず、役員が戸別訪問して、災害時支援を自治会事業とする趣旨を説明し、支援希望者を募集。</p> <p>同じく募集した協力員40名や市民消防隊員等により、支援を希望した要援護者206人への支援体制を確保。支援を辞退した者にも可能な限り支援できる体制を確保。</p> <p>要援護者支援マップを作成し地域内の状況把握と、災害時避難支援計画の作成などに活用。</p>	大田区

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(3)

	内 容	地 域
4	<p>手上げ式で災害時要援護者情報を収集し、みまもりマップを作成。</p>	墨田区
5	<p>自治会員全戸に「災害時避難支援カード」を配布し、カード提出者を支援する支援担当者を指定。 平時は連絡や情報提供にも活用。</p>	八王子市

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(4)

	内 容	地 域
6	<p>団地の各棟ごとに「災害時地域たすけあい名簿」を作成。 東日本大震災時には、各棟で名簿掲載の全世帯の安否確認を円滑に実施。</p>	中央区
7	<p>団地。災害時に災害時要援護者を円滑に救助できよう、名簿を作成。</p>	墨田区

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(5)

	内 容	地 域
8	<p>町会独自に「災害時 避難の手助けをする運動」 として、町会費集金や防災訓練の際に呼び掛け、 高齢者、障害者等の支援を必要とする人の登録を 呼びかけて名簿を作成。 支援者も指定し、平時から孤立しないよう、声掛 けや、火災予防のための個別訪問にも活用。</p>	大田区
9	<p>町会が老人会と協力し、高齢者世帯等の災害時 に支援が必要な人の情報を収集。</p>	江東区

町会、自治会、自主防災組織等における 名簿の作成及び活用事例(6)

	内容	地域
10	<p>住宅地の自治会で、自主防災会が市と連携して「災害時要援護者台帳」を作成し、訓練時には台帳を活用して訪問。面談等を行って実態を把握するとともに信頼関係を構築</p>	日野市
11	<p>高層マンション。災害時に居住者から協力を得るため、「震災時協力プロファイル表」の提出協力を得て、取得している資格、特殊技能、経験、得意作業等を把握。</p>	品川区

区の取り組み事例(1)

☆世田谷区

町会、自治会と協定を結んで名簿を提供し、災害時要援護者と、支援者とを結びつける取組み(平成18年度から)

○区と町会、自治会とで、地域の助けあい活動の推進や災害時要援護者名簿の管理等に関する「災害時要援護者の支援に関する協定」を締結。

○区は、要援護者本人に同意確認し、名簿を作成。
該当地区の町会、自治会及び担当する民生委員・児童委員へ名簿を提供。

○町会、自治会及び民生委員・児童委員は、互いに連携及び協力し、名簿の情報を活用した助けあい活動を実施。

※町会等の遵守事項

- (1) 名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 個人情報情報の漏えいを防止すること。
- (3) 名簿に搭載されている個人情報情報を災害時要援護者支援事業以外の目的に使用しないこと。
- (4) 名簿を複写しないこと。
- (5) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に乙の内部において名簿を使用すること。
- (6) 名簿管理責任者の住所、氏名等を世田谷区災害時要援護者支援事業名簿管理者届により区に届け出ること(名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。)
- (7) 乙の外部へ名簿の情報を提供しないこと。

※町会等の取組み事例

- 約7割の町会では「災害時高齢者助け合いネットワーク」などを従前から構築。
- 区との協定により、住民や地元大学の学生をボランティアのサポート員に指定。
- マップを作成。
- 顔合わせを実施。
- 町会、住民、大学が連携した訓練を毎年実施。
- 災害時には、安否確認、救出救護、避難誘導を実施。
- 住民は平時には、困った時の相談も担当。

区の取組み事例(2)

☆中野区

「非常災害時救援希望者登録申請」

災害発生時に自力避難が困難な高齢者や障害者などが、あらかじめ希望して登録し、地域住民が救援や支援を実施。

※町会等の取組み事例

- 区からの名簿に記載されている人について、それぞれ担当を決め、訪問する「顔見知り運動」を実施。
- 防災訓練の際に、車いすによる搬送を実施。
- 町会の地区担当者が、震度5強以上の際には、必ず全員を確認。

課 題

- (1) 災害対策基本法「避難行動要支援者名簿」の取扱い
- (2) 町会、自治会等未加入者への対応
- (3) 町会、自治会、自主防災組織等未結成地域への対応
- (4) 地域等との関わりを拒む要配慮者への対応

6. その他の取組事例（各主体のホームページへのリンク集）

① 南街・桜が丘地域防災協議会

ホームページ	http://nangai-sakuragaoka-bousai.jimdo.com/
ブログ	http://nangaisakuragaoka.blog.fc2.com/

② 京滋マンション管理対策協議会

ホームページ	http://www.kantaikyo.org/
--------	---

③ 金沢市

集合住宅 コミュニティ条例 ホームページ	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/tyoukai/ /community/
条例 パンフレット	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/ /3/11275/1/panfu.pdf

④ サステナブル・コミュニティ研究会

ホームページ	http://sustainable-community.jp/sc/
コミュニティ 支援事例	http://sustainable-community.jp/sc/casestudy/